

[様式1～8] 自己点検・評価報告書

令和2年度 認証評価

# 佐賀女子短期大学

## 自己点検・評価報告書

令和2年7月



## 目次

自己点検・評価報告書 .....	1
1. 自己点検・評価の基礎資料 .....	2
2. 自己点検・評価の組織と活動 .....	15
<b>【基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果】 .....</b>	<b>22</b>
[テーマ 基準Ⅰ-A 建学の精神] .....	22
[テーマ 基準Ⅰ-B 教育の効果] .....	37
[テーマ 基準Ⅰ-C 内部質保証] .....	54
<b>【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】 .....</b>	<b>64</b>
[テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程] .....	64
[テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援] .....	77
<b>【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】 .....</b>	<b>98</b>
[テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源] .....	98
[テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源] .....	109
[テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源] .....	114
[テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源] .....	118
<b>【基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス】 .....</b>	<b>131</b>
[テーマ 基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップ] .....	131
[テーマ 基準Ⅳ-B 学長のリーダーシップ] .....	135
[テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンス] .....	139
<b>【資料】</b>	
[様式 9] 提出資料一覧	
[様式 10] 備付資料一覧	
[様式 11～17] 基礎データ	



## 自己点検・評価報告書

この自己点検・評価報告書は、一般財団法人大学・短期大学基準協会の認証評価を受けるために、佐賀女子短期大学の自己点検・評価活動の結果を記したものである。

令和2年7月27日

理事長

内田 信子

学長

田口 香津子

ALO

諸岡 直

## 1. 自己点検・評価の基礎資料

### (1) 学校法人及び短期大学の沿革

#### <学校法人の沿革>

- 明治 30 年 (1897) 中島ヤス近隣子女の切望により家塾を創設。
- 大正 12 年 (1923) 知事認可により佐賀裁縫女学校設置。初代校長中島ヤス
- 昭和 21 年 (1946) 財団法人に組織変更。旭高等女学校と改称。
- 昭和 26 年 (1951) 学校法人佐賀旭高等学校に組織変更。
- 昭和 41 年 (1966) 学校法人旭学園に組織変更。  
佐賀女子高等学校と改称。  
家政専攻科・衛生看護科を増設。  
佐賀女子短期大学を設置、家政科 (80 名) で発足。
- 昭和 53 年 (1978) 佐賀女子高等学校を佐賀女子短期大学附属佐賀女子高等学校に校名変更。
- 平成 9 年 (1997) 旭学園創立 100 周年記念式典
- 平成 19 年 (2007) 旭学園創立 110 周年記念式典
- 平成 28 年 (2016) 旭学園創立 120 周年記念式典

#### <短期大学の沿革>

- 昭和 41 年 (1966) 佐賀女子短期大学創設、家政科 (80 名) 設置。
- 昭和 42 年 (1967) 児童教育科 (100 名) を増設。
- 昭和 43 年 (1968) 家政科を食物栄養専攻 (100 名) と家政専攻 (50 名) に分離。
- 昭和 44 年 (1969) 家政科を家政学科、児童教育科を児童教育学科に呼称変更。
- 昭和 45 年 (1970) 家政学科第二部 (50 名) 設置。
- 昭和 47 年 (1972) 児童教育学科を初等教育専攻 (50 名) と幼児教育専攻 (50 名) に専攻分離。
- 昭和 53 年 (1978) 文学科 (国文専攻 50 名・英文専攻 50 名) 増設。
- 昭和 60 年 (1985) 文学科国文専攻・英文専攻をそれぞれ国語国文専攻・英語英文専攻に名称変更。  
家政学科第二部廃止。
- 平成 元年 (1989) 生活学科に生活福祉専攻 (40 名) を増設。  
家政学科を生活学科に、家政専攻を生活専攻に名称変更。
- 平成 5 年 (1993) 専攻科幼児教育専攻 (10 名) を設置。

- 平成 9 年 (1997) 専攻科福祉専攻 (30 名) を設置。
- 平成 13 年 (2001) 文学科国語国文専攻 (40 名)・英語英文専攻 (50 名) の専攻分離を廃止。  
文学科を文化コミュニケーション学科 (90 名) に名称変更。
- 平成 14 年 (2002) 生活学科を人間生活学科に、生活福祉専攻を介護福祉専攻に名称変更。  
文化コミュニケーション学科に日本語別科 (20 名) を設置。
- 平成 16 年 (2004) 児童教育学科をこども学科に、初等教育専攻をこども学専攻に、幼児教育専攻を乳幼児保育専攻に名称変更。  
人間生活学科介護福祉専攻 (80 名) を 40 名に変更。
- 平成 20 年 (2008) キャリアデザイン学科 (100 名) を設置。  
こども学科の専攻分離を廃止。  
人間生活学科生活専攻 (60 名) を廃止。  
文化コミュニケーション学科 (50 名) を廃止。  
人間生活学科を健康福祉学科に名称変更。  
食物栄養専攻 (75 名) を 60 名に変更。
- 平成 22 年 (2010) 健康福祉学科食物栄養専攻 (60 名) を 40 名に変更。  
専攻科福祉専攻 (30 名) を廃止。
- 平成 23 年 (2011) こども学科 (145 名) を 120 名に変更。  
専攻科幼児教育専攻をこども学専攻に名称変更。
- 平成 27 年 (2015) 健康福祉学科食物栄養専攻 (40 名) を 30 名、介護福祉専攻 (40 名) を 30 名に変更。こども学科 (120 名) を 100 名に変更。キャリアデザイン学科 (100 名) を 70 名に変更。
- 平成 29 年 (2017) 地域みらい学科 (130 名) を設置。  
健康福祉学科食物栄養専攻 (30 名)、介護福祉専攻 (30 名)、キャリアデザイン学科 (70 名) を廃止。  
こども学科をこども未来学科へ名称変更。  
学科にコースを置き、学生定員を規定。  
地域みらい学科食とヘルスマネジメントコース (30 名)  
地域みらい学科福祉とソーシャルケアコース (30 名)  
地域みらい学科健康とホスピタリティコース (30 名)  
地域みらい学科グローバル共生コース (40 名)  
こども未来学科こども保育コース・こども教育コース (100 名)
- 平成 31 年 (2019) こども未来学科 (100 名) を 80 名に変更。
- 令和 2 年 (2020) 地域みらい学科健康とホスピタリティコース (30 名) を廃止。  
地域みらい学科グローバル共生コース (40 名) を地域みらい学科グローバル共生 IT コース (30 名) に名称変更及び定員変更。  
地域みらい学科福祉とソーシャルケアコース (30 名) を 40 名に変更。  
地域みらい学科韓国語文化コース (30 名) を設置。

## (2) 学校法人の概要

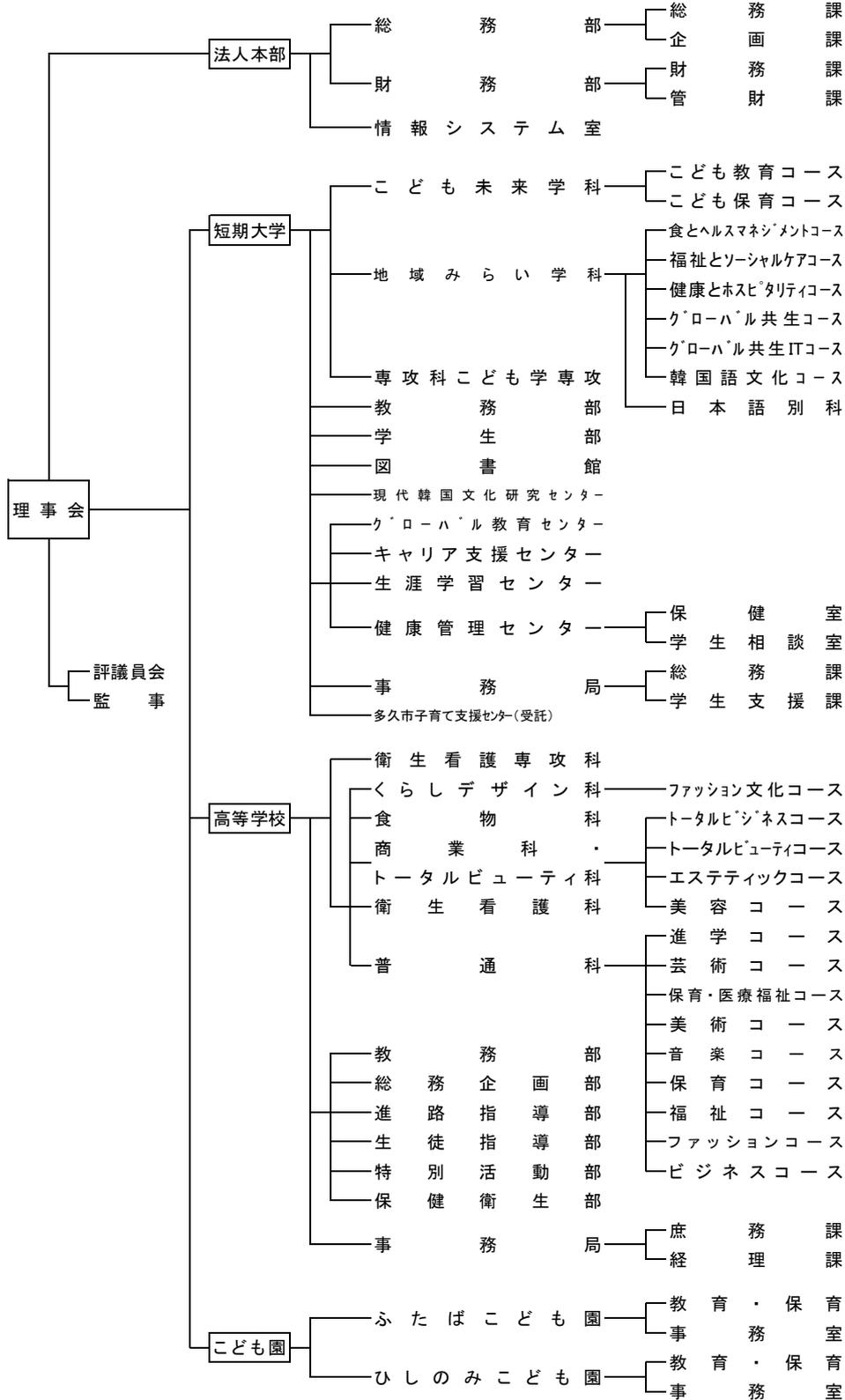
## ■ 学校法人が設置する全ての教育機関の名称、所在地、入学定員、収容定員及び在籍者数

令和2(2020)年5月1日現在

教育機関名	所在地	入学定員	収容定員	在籍者数
佐賀女子短期大学	佐賀県佐賀市本庄町本庄 1313	210	420	338
佐賀女子短期大学附属 佐賀女子高等学校	佐賀県佐賀市本庄町本庄 1263	450	1,460	852
佐賀女子短期大学附属 ふたばこども園	佐賀県佐賀市本庄町本庄 1253-1		300	271
佐賀女子短期大学附属 ひしのみこども園	佐賀県多久市南多久町大字長尾字 大原 4064-10		140	96

(3) 学校法人・短期大学の組織図

■ 組織図 (令和2 (2020) 年5月1日現在)



## (4) 立地地域の人口動態・学生の入学動向・地域社会のニーズ

## ■ 立地地域の人口動態（短期大学の立地する周辺地域の趨勢）

佐賀市の人口は231,903人（令和2年6月末日現在。101,571世帯、男性109,410人、女性122,493人）である。前回の認証評価の年度である平成25年6月末日の人口236,310人（男性111,279人、女性125,031人）と比較すると、総数で4,407人減（男性1,869人減、女性2,538人減）となっている。佐賀市では中心商店街及び、佐賀駅前から城内にかけての中心市街地の活性化を市政の大きな課題として挙げているが、店舗の閉鎖や撤退より、空洞化が問題となっている。また、年齢別の構成人数で見ると下表のようになり、20歳代以下の世代が、30～60歳代の世代に比べて明らかに少ないことが分かり、また、増減率においても1.0を割っていることは、大学や短期大学の経営上、非常に厳しい地域であることを表している。他県よりも出生率が高い佐賀県ではあるが、少子高齢化の波と、都市圏への若年層を中心とした人口流出は、県庁所在地である佐賀市でも進行しており、県全体が抱える問題ともなっている。

年齢	平成25年(6月末)	令和2年(6月末)	増減率
0～9	21,496	20,558	0.956
10～19	24,424	22,405	0.917
20～29	25,206	22,154	0.879
30～39	29,781	26,090	0.876
40～49	30,454	31,308	1.028
50～59	30,076	29,295	0.974
60～69	32,177	31,090	0.966
70～79	24,106	27,431	1.138
80～89	15,356	16,714	1.088
90～99	3,104	4,673	1.505
100以上	130	185	1.423
合計	236,310	231,903	0.981

■ 学生の入学動向：学生の出身地別人数及び割合（下表）

※小数点以下第2位を四捨五入

地域	平成 27(2015) 年度		平成 28(2016) 年度		平成 29(2017) 年度		平成 30(2018) 年度		令和元(2019) 年度	
	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)
佐賀市	86	46.0	71	42.0	87	45.8	57	45.2	64	33.7
佐賀市以外	36	19.3	39	23.1	38	20.0	34	27.0	44	23.2
佐賀県	122	65.2	110	65.1	125	65.8	91	72.2	108	56.8
福岡県	11	5.9	12	7.1	12	6.3	10	7.9	15	7.9
長崎県	35	18.7	26	15.4	30	15.8	11	8.7	23	12.1
熊本県	3	1.6	3	1.8	3	1.6	2	1.6	4	2.1
大分県	0	0.0	2	1.2	2	1.1	2	1.6	4	2.1
宮崎県	2	1.1	7	4.1	6	3.2	4	3.2	2	1.1
鹿児島県	2	1.1	2	1.2	1	0.5	0	0.0	1	0.5
沖縄県	1	0.5	0	0.0	2	1.1	0	0.0	3	1.6
その他	11	5.9	7	4.1	9	4.7	6	4.8	30	15.8
合計	187		169		190		126		190	

■ 地域社会のニーズ

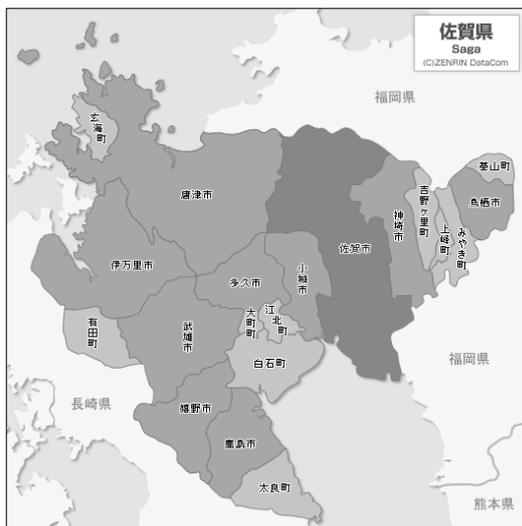
佐賀市は、平成 17 年（2005）10 月 1 日に佐賀市、諸富町、大和町、富士町及び三瀬村が合併し、更に平成 19 年（2007）10 月 1 日には、川副町、東与賀町及び久保田町と合併し、人口 241,361 人（平成 17 年国勢調査）、面積 431.42 平方キロメートルの市となった。新しい佐賀市は、脊振山系の山麓部の山林や清流、古代肥前の国の行政府跡「肥前国庁」、中心部の長崎街道に代表される歴史遺産や佐賀城公園、日本の近代化を先導した“幕末維新期の佐賀”の魅力を紹介している佐賀城本丸歴史館など、幕末期における比較的多くの史跡が残っている街でもある。また、筑後川にかかる昇開橋や佐賀平野に広がるクリークや田園風景、豊饒の海といわれる“有明海”など素晴らしい自然環境に恵まれている。特に観光面においては、秋に行われる熱気球の国際大会である佐賀インターナショナルバルーンフェスタを筆頭に、佐賀城下ひな祭り、古湯映画祭、山間部にある観光りんご園、温泉、スキー場、また沿岸部における干潟の個性的な動植物など、多様な魅力を備える街となっている。

佐賀市は、市民や地域が、それぞれの個性や魅力を発揮しながら、市の将来像として掲げている“人と自然が織りなす「やさしさと活力にあふれるまち さが」”の実現を目指して活動を続けている。本学卒業生に対しても、県内の様々な分野で活躍する人材が求められているものと考えており、地域に必要とされる人づくりとして2つの学科の特性を發揮し、女性が社会で活躍できるための幅広い人材育成に努めているものである。

■ 地域社会の産業の状況

佐賀市を取巻く風景は明らかに田園都市であり、佐賀平野での穀類を軸にした農業や有明海の家産物養殖を軸にした漁業の印象があるが、産業別就業人口から見ると、最も多いのは第3次産業（就業人口の75%平成27年度国勢調査）で、平成22年度からの5年間で約4%増加している。特に、サービス業、卸売業、小売業、飲食業などが盛んであり、本学の卒業生が多数就職している。ただし、男女ともに18歳、22歳の県外への流出が多いことから、将来にわたって企業誘致や起業支援などによる雇用創出や、若者が魅力を感じる街づくりが求められる。

■ 短期大学所在の市区町村の全体図



本学周辺地図



## (5) 課題等に対する向上・充実の状況

以下の①～④は事項ごとに記述してください。

- ① 前回の評価結果における三つの意見の「向上・充実のための課題」で指摘された事項への対応について記述してください。(基準別評価票における指摘への対応は任意)

(a) 改善を要する事項 (向上・充実のための課題)
短期大学部門は、3 か年連続で支出超過が続いているので、財務改善計画に従い、財務体質の改善が望まれる。
(b) 対策
ご指摘の通り、短期大学部門については、3 か年連続で支出超過が続いており、平成 23 年度から国の指導を受けながら経営改善計画 (平成 23 年度～平成 27 年度) の実施、引き続き平成 28 年度からも経営改善計画 (平成 28 年度～平成 32 年度) を実施してきたが、国における指導は平成 29 年度に終了することとなった。このため、平成 30 年度から独自に経営改革計画を定めその実現に向けて努力しているところである。その中で、教育の質の向上、学生募集の強化などを行い、収容定員充足率の向上を実現し、収支の均衡を図ることとしている。また、介護施設等との協力のもと、ミャンマーの介護留学生の受入れを行い、学生の確保に努めてきた。しかしながら、平成 30 年度からの国の経常費補助金の削減により、今後の財務体質の改善には更なる努力が求められる。
(c) 成果
短期大学部門においても、平成 30 年度は人件費等経常経費の縮減により、資金収支のうえで黒字を計上し財務体質の改善に一定の効果をもたらしたが、令和元年度は国の経常費補助金の大幅な削減により赤字となった。また、収容定員充足率に関しては、平成 30 年度及び令和元年度の学生募集の努力により、平成 30 年度の 67.8%から 70.2% (令和元年度)、80.5% (令和 2 年度) と向上した。

- ② 上記以外で、改善を図った事項について記述してください。

該当事項がない場合、(a) 欄に「なし」と記述してください。

(a) 改善を要する事項
なし
(b) 対策
(c) 成果

- ③ 前回の評価結果における三つの意見の「早急に改善を要すると判断される事項」で指摘された事項の改善後の状況等について記述してください。

該当事項がない場合、(a) 欄に「なし」と記述してください。

(a) 指摘事項及び指摘された時点での対応（「早急に改善を要すると判断される事項」）
なし
(b) 改善後の状況等

- ④ 評価を受ける前年度に、文部科学省の「設置計画履行状況等調査」及び「大学等設置に係る寄附行為（変更）認可後の財務状況及び施設等整備状況調査」において指摘事項が付された学校法人及び短期大学は、指摘事項及びその履行状況を記述してください。

該当事項がない場合、(a) 欄に「なし」と記述してください。

(a) 指摘事項
なし
(b) 履行状況

## (6) 短期大学の情報の公表について

## ① 教育情報の公表について

令和2(2020)年5月1日現在

No.	事 項	公 表 方 法 等
1	大学の教育研究上の目的に関すること	<a href="http://www.asahigakuen.ac.jp/sajotan/information/kouhyo">http://www.asahigakuen.ac.jp/sajotan/information/kouhyo</a> 1. 教育研究上の基礎的な情報「1」
2	卒業認定・学位授与の方針	<a href="http://www.asahigakuen.ac.jp/sajotan/information/kouhyo">http://www.asahigakuen.ac.jp/sajotan/information/kouhyo</a> 2. 修学上の情報等「9」
3	教育課程編成・実施の方針	<a href="http://www.asahigakuen.ac.jp/sajotan/information/kouhyo">http://www.asahigakuen.ac.jp/sajotan/information/kouhyo</a> 2. 修学上の情報等「9」
4	入学者受入れの方針	<a href="http://www.asahigakuen.ac.jp/sajotan/information/kouhyo">http://www.asahigakuen.ac.jp/sajotan/information/kouhyo</a> 2. 修学上の情報等「9」
5	教育研究上の基本組織に関すること	<a href="http://www.asahigakuen.ac.jp/sajotan/information/kouhyo">http://www.asahigakuen.ac.jp/sajotan/information/kouhyo</a> 1. 教育研究上の基礎的な情報「1」
6	教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること	<a href="http://www.asahigakuen.ac.jp/sajotan/information/kouhyo">http://www.asahigakuen.ac.jp/sajotan/information/kouhyo</a> 2. 修学上の情報等「1」
7	入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること	<a href="http://www.asahigakuen.ac.jp/sajotan/information/kouhyo">http://www.asahigakuen.ac.jp/sajotan/information/kouhyo</a> 4. 上記以外の情報「1」「2」
8	授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること	<a href="http://www.asahigakuen.ac.jp/sajotan/information/kouhyo">http://www.asahigakuen.ac.jp/sajotan/information/kouhyo</a> 2. 修学上の情報等「3」
9	学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関すること	<a href="http://www.asahigakuen.ac.jp/sajotan/information/kouhyo">http://www.asahigakuen.ac.jp/sajotan/information/kouhyo</a> 2. 修学上の情報等「4」
10	校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること	<a href="http://www.asahigakuen.ac.jp/sajotan/information/kouhyo">http://www.asahigakuen.ac.jp/sajotan/information/kouhyo</a> 1. 教育研究上の基礎的な情報「3」
11	授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること	<a href="http://www.asahigakuen.ac.jp/sajotan/entrance/admissions/">http://www.asahigakuen.ac.jp/sajotan/entrance/admissions/</a> 入試案内学費・学生寮・奨学金
12	大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること	<a href="http://www.asahigakuen.ac.jp/sajotan/information/kouhyo">http://www.asahigakuen.ac.jp/sajotan/information/kouhyo</a> 2. 修学上の情報等「5」

## ② 学校法人の情報の公表・公開について

令和2(2020)年5月1日現在

事 項	公 表・公 開 方 法 等
寄附行為、監査報告書、財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書、役員名簿、役員に対する報酬等の支給の基準	<a href="http://www.asahigakuen.ac.jp/sajotan/information/kouhyo">http://www.asahigakuen.ac.jp/sajotan/information/kouhyo</a> 3. 財務情報「1」「2」「3」

[注]

上記①・②ともに、ウェブサイトで公表している場合はURLを記載してください。

## (7) 公的資金の適正管理の状況（令和元（2019）年度）

### ■ 公的資金の適正管理の方針及び実施状況を記述

公的資金の適正管理の方針及び実施状況については、「研究機関における公的研究費の管理・監査ガイドライン（実施基準）」（文部科学大臣決定平成19年2月15日、平成26年2月18日改正）及び「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（文部科学大臣決定平成26年8月26日）に基づき、「佐賀女子短期大学公的研究費の運営・管理規程」によって、管理責任体制を明確にするとともに、基本的な行動規範において各責任者が具体的な責務を担っている。適正管理の方針については、規程「第2節 適正な運営・管理」でルールを明確化、統一化している。また、不正防止については、同規程「第3節 不正発生要因の把握と不正防止計画の策定・実施」によって対応している。

本学においては今日まで、公的資金や研究費に関する不正、もしくは疑義に類することも含めて、一切発生しておらず、今後も教職員の一層の意識向上と更なる環境整備等に努めることとする。

## 2. 自己点検・評価の組織と活動

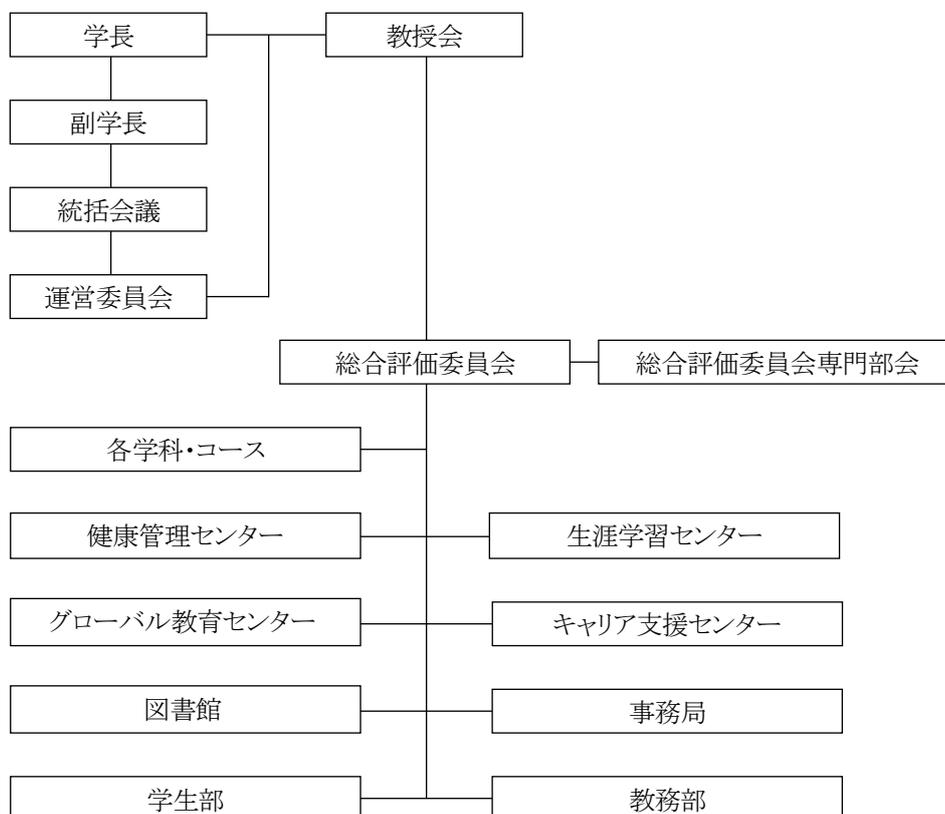
### ■ 自己点検・評価委員会（担当者、構成員）

本学では、自己点検・評価実施等に関する審議機関として「総合評価委員会」を設置しており、これが「自己点検・評価委員会」に相当する委員会である。また、必要に応じて委員会のもとに「専門部会」を設けることができるように定め、更に、ALOには、ALOサポーターを配置できるように定めている（「佐賀女子短期大学総合評価委員会規程」及び「佐賀女子短期大学自己点検・評価実施規程」）。

#### ○委員会構成員

学長	副学長
事務局長	各学科長
健康管理センター長	生涯学習センター長
グローバル教育センター長	キャリア支援センター長
図書館長	学生部長
教務部長	ALO

### ■ 自己点検・評価の組織図（規程は提出資料）



## ■ 組織が機能していることの記述（根拠を基に）

学長及び ALO を中心に、自己点検・評価の組織、及び多様な FD/SD 研修会のもと、毎年、自己点検・評価活動とその改善に努め、学習成果の獲得向上に向けた教育改革サイクルを展開してきた。その結果、令和元年度には、本学のアセスメント・ポリシーに示す以下の「教育の質保証」を構築し、また、実践し、評価文化の基礎作りに励むことができた。

### 1. 科目レベルの PDCA サイクル

カリキュラム・マップを基に、授業科目とディプロマ・ポリシー／評価基準の関連性を反映したシラバスを作成し、授業の展開と成績評価を行う。また、科目レベルにおける根拠資料を基に、教員が主体的に科目毎の自己評価を行い、授業評価報告書を作成し、学習成果の評価向上を目指した授業方法、及びシラバスやカリキュラム・マップ等の改善を図る。

### 2. 教育課程レベルの PDCA サイクル

各コースにおいて、コースに所属する学生の学習成果を、機関レベル・教育課程レベルにおける根拠資料を基に、学年毎、月毎・学期毎・年度毎に状況に応じて評価し、改善に向けた取り組みを展開する。また、評価の結果等を基に、コースの評価基準やキャリア教育、カリキュラム・マップや学習成果ルーブリックを見直し、改定するとともに、教育目標、学習成果、3つのポリシー、及び評価の手法等について改善検討を行う。

### 3. 各部署の PDCA サイクル

「教育の質保証」に特に関わる教務部や学生部、事務局等の各部署においては、年度初めに、学習成果の評価向上に寄与することを目的とする今年度の目標及び活動計画を掲げ、学習成果の獲得が向上するように取り組む。また、年度末には活動成果、並びに次年度の目標及び活動計画の案を検討して単年度の PDCA サイクルを展開する。

### 4. 機関レベルの PDCA サイクル

前各項の PDCA サイクルの結果を基に、学習成果の評価向上を目指した全学討議「教育カンファレンス」を年度末に展開し、学習成果の評価、及び学習成果の改善に向けた全教職員による討論を実施するとともに、アセスメント・ポリシー、教育目標、学習成果、3つのポリシー、及び評価の手法等について改善検討を行う。また、浮かび上がった改善点については、新年度に当該コース・部署等において適宜検討し、継続的な改善を遂行して教育の向上・充実につなげる。

■ 自己点検・評価報告書完成までの活動記録（自己点検・評価を行った令和元（2019）年度を中心に）

本学では、平成 29 年度に学科の大幅な改編に取り組んだ。また、それに先行して、認証評価第 3 サイクルに向けた自己点検・評価活動についても、特に平成 28 年度より、その目的や計画、改善点等を明確に定め、精力的に取り組んできた。以下に、主な活動の記録として、総合評価委員会や FD/SD 研修会等を中心とした組織的な取り組みの概要を示す。

01. 平成 28 年 8 月 25 日

平成 29 年度第三者評価 ALO 対象説明会（本学より ALO 出席）

- 説明会をきっかけに、第 3 サイクルに向けた本学の課題等の精査に着手し、目標を定めた。

02. 平成 28 年 12 月 21 日

FD/SD 研修会

テーマ：これからの第三者評価（第 3 サイクル）に向けて

講師：ALO（諸岡）

- 第 3 サイクルに向けた本学の課題、及び改善策等について提示した。

03. 平成 29 年 1 月 26 日

総合評価委員会

主な議題：「教育目標」、「学習成果」、「三つの方針」を定めるための「策定の方針」について

- 「三つの方針」等を定めるための「策定の方針」（案）について、意見集約に取り組んだ。

04. 平成 29 年 2 月 16 日

総合評価委員会

主な議題：「教育目標」、「学習成果」、「三つの方針」を定めるための「策定の方針」について

- 「三つの方針」等を定めるための「策定の方針」を定め、「三つの方針」等を、機関、学科、コースそれぞれのレベルにおいてレベル内及びレベル間で互いに関連し合い、一体的となるように定めていくことを決定した。その後、教授会等で、具体的な策定方法等についての議論・周知に継続的に取り組み、早期の策定を目指すこととした。

05. 平成 29 年 3 月 29 日

平成 28 年度教育カンファレンス開催

- 機関レベルの PDCA サイクルの核となる全学討議「教育カンファレンス」を実施した。

06. 平成 29 年 5 月 10 日  
総合評価委員会  
主な議題：①「三つの方針」等の策定に向けて ② 学習成果の査定方法について  
● 策定の途上にある「三つの方針」等の内容について確認し、勘案事項等についてとりまとめた。また、学習成果の査定方法について改善策（評価基準の導入など）を講じた。
07. 平成 29 年 8 月 25 日  
第 3 評価機関認証評価に関する ALO 対象説明会（本学より ALO 出席）  
● 説明会をきっかけに、第 3 サイクルに向けた本学の課題等の改善状況を分析し、今後の活動の目標を定め直した。
08. 平成 29 年 9 月 29 日  
総合評価委員会  
主な議題：①「三つの方針」等の策定・公表について ② 学習成果の査定方法について  
● 「三つの方針」等についての策定を完了した。また、策定内容については、英文とともにホームページで公表することを決定した。学習成果の査定方法については、改善策（カリキュラム・マップの導入など）を講じた。
09. 平成 29 年 2 月 5 日  
総合評価委員会  
主な議題：学習成果の可視化改善について  
● 評価基準、カリキュラム・マップ、授業評価報告書、自己点検・評価関連規程等について見直しを図った。
10. 平成 30 年 3 月 28 日  
平成 29 年度教育カンファレンス開催  
● 機関レベルの PDCA サイクルの核となる全学討議「教育カンファレンス」を実施した。
11. 平成 30 年 5 月 31 日  
総合評価委員会  
主な議題：学習成果の可視化改善について  
● 各部署における PDCA サイクルについて改善策を講じた。
12. 平成 30 年 8 月 24 日  
平成 31 年度認証評価 ALO 対象説明会（本学より ALO 出席）  
● 説明会をきっかけに、令和 2 年度に受ける予定の認証評価に向けた課題と対策等について改めて精査し、今後の活動に活かした。

13. 平成 30 年 9 月 10 日  
総合評価委員会  
主な議題：① アセスメント・ポリシーの策定について ② 学習成果の可視化改善について  
● これまでに本学が取り組んできた PDCA サイクルに基づき、アセスメント・ポリシーを策定した。また、学習成果の測定については、全学的に統一していくこととした。
  
14. 平成 30 年 9 月 12 日  
FD/SD 研修会  
テーマ：アセスメント・ポリシーと学習成果の評価  
講師：ALO（諸岡）  
● 新たに策定したアセスメント・ポリシーについて、学内周知を図った。また、「学習成果」、「教育目標」、「三つの方針」、「学習成果の測定方法」について、現状と課題等を提示した。
  
15. 平成 30 年 12 月 26 日  
平成 30 年度 旭学園 教育・保育研修大会（旭学園全体の研修会）  
テーマ（短期大学）：教育の可視化へ向けた取り組み  
講師（短期大学）：ALO（諸岡）  
● 佐賀女子短期大学における「教育の可視化へ向けた取り組み」について、その現状や成果、課題等を旭学園の教職員に提示した。
  
16. 平成 31 年 2 月 7 日  
総合評価委員会  
主な議題：教育改革サイクルの取り組み方針について  
● これまでに本学が取り組んできた PDCA サイクルを更に改善し、平成 31 年度からは「アセスメント・ポリシー（改定版）」のもと、「教育目標」、「学習成果」、「三つの方針」に基づき、「評価基準」、「カリキュラム・マップ」、「学習成果ルーブリック」、「学習成果評価票統計フォーム」を活用して、全学的に統一した学習成果の評価活動を展開していくこととした。
  
17. 平成 31 年 3 月 27 日  
平成 30 年度教育カンファレンス開催  
● 機関レベルの PDCA サイクルの核となる全学討議「教育カンファレンス」を実施した。

18. 令和元年 6 月 26 日  
拡大総合評価委員会  
構成員：佐賀女子短期大学教職員、旭学園法人本部職員  
主な議題：① 令和 2 年度の認証評価のスケジュールについて ② 令和元年度 自己点検・評価報告書の作成について  
● 令和 2 年度に受ける予定の認証評価について、スケジュールの周知を図った。また、令和元年度自己点検・評価報告書については、新様式に合わせて作成することとし、同時に、作成スケジュールや作成担当者等について内容を確定した。
  
19. 令和元年 7 月 12 日  
● 「令和 2 年度認証評価」の受審申請を行った。また、「令和 2 年度認証評価 評価校の決定（通知）」については、令和元年 9 月 25 日に受領した。
  
20. 令和元年 7 月 24 日  
拡大総合評価委員会（兼 FD/SD 研修会）  
テーマ：教育の質保証および教育の可視化に向けて  
講師：ALO（諸岡）  
● 認証評価第 3 サイクルにおける自己点検・評価報告書の新しい構成について、また、「区分」、「観点」、「細目」の変更点について、報告書作成上の注意点を網羅した上で周知を図った。更に、自己点検・評価報告書の新しい構成については、直近の（平成 28 年度の）自己点検・評価報告書の全てのデータを新様式に変換し、「区分」等の変更点については、その全てを示した新旧対照表を作成して提示した。
  
21. 令和元年 8 月 26 日  
令和 2 年度認証評価 ALO 対象説明会（本学より ALO、他 2 名出席）  
● 説明会をきっかけに、令和 2 年度に受ける予定の認証評価に向けた課題と対策等について再検討し、今後の活動に活かした。
  
22. 令和元年 9 月 11 日  
FD/SD 研修会  
テーマ：持続的な教育の質保証に取り組んでいくために  
講師：ALO（諸岡）  
● 令和 2 年度の認証評価に向け、自己点検・評価活動への関心度を高めることを目的に、「認証評価制度導入の背景と今後」について周知を図るとともに、本学の現状と課題について提示した。

23. 令和元年 12 月 25 日  
総合評価委員会  
主な議題：建学の精神について  
● 令和 2 年度の認証評価に向け（自己点検・評価活動の改善に向け）、本学の「建学の精神」をはじめ、「学園訓」や「女性像」の歴史・変遷について再確認を行った。
24. 令和 2 年 2 月 5 日  
拡大総合評価委員会  
主な議題:① 令和元年度佐賀女子短期大学自己点検・評価報告書について ② 令和 2 年度佐賀女子短期大学自己点検・評価報告書について  
● 令和元年度の自己点検・評価報告書の完成と公表について報告した。また、同報告書の作成における反省点をもとに、令和 2 年度の自己点検・評価報告書の作成担当者、作成スケジュール、作成上の留意点等について改めて定めた。更に第 4 サイクルに向けた課題等について周知を図った。併せて、訪問調査までのスケジュールのもと、種々の協力依頼を行った。
25. 令和 2 年 3 月 11 日  
● 令和元年度佐賀女子短期大学自己点検・評価報告書をホームページで公表した。
26. 令和 2 年 3 月 26 日  
令和元年度教育カンファレンス（兼 総合評価委員会）開催  
● 機関レベルの PDCA サイクルの核となる全学討議「教育カンファレンス」を実施した。また、令和 2 年度認証評価に向け、教育改革サイクルの改善に向けた新たな取り組みを展開していくことを周知した。
27. 令和 2 年 4 月～ 7 月  
● 令和 2 年 2 月 5 日の拡大総合評価委員会での決定事項に基づき、令和 2 年度佐賀女子短期大学自己点検・評価報告書を作成し、7 月の最終週に提出した。

以上

## 【基準I 建学の精神と教育の効果】

## [テーマ 基準I-A 建学の精神]

## &lt;根拠資料&gt;

- |               |  |
|---------------|--|
| 提出資料          | <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 2019 Campus Life<br/>ウェブサイト「情報の公表 - 2. 修学上の情報等 - 3. (『2020 Campus Life』(電子ブック))」<br/><a href="http://www.asahigakuen.ac.jp/sajotan/information/kouhyo">http://www.asahigakuen.ac.jp/sajotan/information/kouhyo</a></li> <li>2. ウェブサイト「佐賀女子短期大学のあゆみ」<br/><a href="http://www.asahigakuen.ac.jp/sajotan/about_sajotan/ayumi">http://www.asahigakuen.ac.jp/sajotan/about_sajotan/ayumi</a></li> </ol>   |
| 備付資料          | <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 旭学園90周年史</li> <li>2. 旭学園100年のあゆみ(旭学園創立100周年記念誌)</li> <li>3. 佐賀女子短期大学創立十周年記念誌</li> <li>4. Asahi Gakuen (110周年誌)</li> <li>5. 旭学園創立記念校祖祭資料</li> <li>6. 公開講座: 旭の未来学関連資料</li> <li>7. 科目等履修生関連資料</li> <li>8. リカレント教育関連資料</li> <li>9. 各種協定関連資料</li> <li>10. ボランティア活動関連資料</li> <li>11. 授業を通じた地域活動関連資料</li> <li>12. オープンキャンパス資料</li> <li>13. 非常勤講師連絡会資料</li> <li>14. 基礎教育科目「旭の女性とみらい」資料</li> <li>15. 基礎教育科目「ボランティア実践論」資料</li> <li>16. 開講式資料</li> <li>17. 「九州西部地域大学・短期大学連合産学官連携プラットフォーム」関連資料<br/>ウェブサイト「九州西部地域大学・短期大学連合産学官連携プラットフォーム - プラットフォーム内組織」<br/><a href="https://www1.niu.ac.jp/platform/1240.html">https://www1.niu.ac.jp/platform/1240.html</a></li> <li>18. 「子ども発達支援士」関連資料<br/>ウェブサイト「大学コンソーシアム佐賀 - 専門教育部会(子ども発達支援士)」<br/><a href="http://saga-cu.jp/">http://saga-cu.jp/</a></li> <li>19. 「短期大学コンソーシアム九州」関連資料</li> </ol> |
| 備付資料<br>- 規程集 | <ol style="list-style-type: none"> <li>61. 佐賀女子短期大学社会連携推進室設置規則</li> <li>62. 佐賀女子短期大学産学連携推進室設置規則</li> <li>63. 産学連携ポリシー</li> <li>97. 佐賀女子短期大学学生の表彰に関する実施細則</li> </ol>  |

**[区分 基準 I-A-1 建学の精神を確立している。]**

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 建学の精神は短期大学の教育理念・理想を明確に示している。
- (2) 建学の精神は教育基本法及び私立学校法に基づいた公共性を有している。
- (3) 建学の精神を学内外に表明している。
- (4) 建学の精神を学内において共有している。
- (5) 建学の精神を定期的に確認している。

**<区分 基準 I-A-1 の現状>**

(1) 佐賀女子短期大学の建学の精神は、「順和、礼讓、敬愛、奉仕の精神涵養を学園訓として、真の女性としての天分を養い、女性にふさわしいそれぞれの個性、能力に応じた教育によって資格、技芸を身につけ、将来の社会生活、家庭生活の発展向上に尽くす人材の育成」である（提出-1(P.3)、2）（備付-1～5）。この建学の精神は、昭和41年の短期大学創立以来、53年に及ぶ教育・研究活動を根底から支えてきた。また、建学の精神のもと、本学の学則第1条（目的）には、「本学は、教育基本法並びに学校教育法に準拠し、建学の精神に基づき幅広い基礎教育と専門的学芸、技術を教授研究し、以て社会に貢献し得る見識と能力とを備えた教養豊かな人材を育成することを目的とする。」と定めており（提出-1(P.139)）、建学の精神は、本学の教育理念・目標を明確に示している。

(2) 本学の建学の精神は、「順和、礼讓、敬愛、奉仕の精神涵養」のもと、「真の女性としての天分を養い」、「女性にふさわしいそれぞれの個性、能力に応じた教育によって資格、技芸を身につけ」、「将来の社会生活、家庭生活の発展向上に尽くす」人材を育成することである。これらは、教育基本法第一条（教育の目的）に謳われている「教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。」、及び私立学校法第一条（この法律の目的）に定められている「この法律は、私立学校の特性にかんがみ、その自主性を重んじ、公共性を高めることによって、私立学校の健全な発達を図ることを目的とする。」と通底するものであり、本学の建学の精神は、教育基本法及び私立学校法に基づいた公共性を有している。

(3) 本学は、建学の精神をわかりやすく表明するために、建学の精神のみならず、建学の精神の基盤となる学園訓「順和・礼讓・敬愛・奉仕」（提出-1(P.3)、2）（備付-1～5）、及び建学の精神を理想の人間像として表した女性像「その人のいるところ常にほのぼのとしたものがただよい、その人は美しいものにすなおに感動し、何人からも何ものからも何かを学びとることができるすなおな心を持ち、いらだちやつぶやくことなく生きることに感謝できる人」（提出-1(P.3)、2）（備付-1～5）について、ホームページをはじめ、大学案内やCampus Life等、公刊する冊子に掲載して学内外に公表している。更に、入学志願者やその保護者に対しては、オープンキャンパスを活用し、学長挨拶の中で、創立者中島ヤスの思いや建学の精神を、毎回伝えている（備付-12）。

(4) 学長は、建学の精神を最も重視している。また、教職員もそれに賛同しており、建学の精神の実践活動に力を注いでいる。具体的には、各学科、コースの教育目標、学習成果、三つの方針に建学の精神を織り込み（提出-1(P.7~16)）、そのもとに教育活動を展開し、建学の精神の共有化と具現化に向け、日々、努力している。

(5) 学長は、教職員に対して、教授会や学生募集全体会などの機会を捉え、「佐賀女子短期大学らしさ」という表現で、建学の精神の再確認と建学の精神に基づく日々の教育活動の実践を求めている。年度当初に開催する非常勤講師連絡会においても、学長は本学の建学の精神・教育理念を説明し、非常勤教員へ理解と協力を求めている（備付-13）。学生に対しては、1年次に、授業「旭の女性とみらい」を開講し、学長による学園訓・女性像を含めた建学の精神の解説をはじめ、歴史学専門の講師による創立者中島ヤスの紹介や学園の歴史、当時の時代背景などについての解説を行い、建学の精神を学ぶ機会を提供している（備付-14）。更に、新入生は、5月に開催する旭学園創立記念校祖祭（創立記念行事）において、教職員とともに創立者の遺徳を偲び、その業績を顕彰し、建学の精神を再確認している（備付-5）。また、2年次には、4月と9月の開講式において、学長による建学の精神・教育理念に関する講話を受け、建学の精神を再確認している（備付-16）。加えて、本学の各教室等には学園訓と女性像を掲示しており、日常生活においても、教職員と学生が、建学の精神を常に意識できるように配慮している。

## 〔区分 基準 I-A-2 高等教育機関として地域・社会に貢献している。〕

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 地域・社会に向けた公開講座、生涯学習事業、正課授業の開放（リカレント教育を含む）等を実施している。
- (2) 地域・社会の地方公共団体、企業（等）、教育機関及び文化団体等と協定を締結するなど連携している。
- (3) 教職員及び学生がボランティア活動等を通じて地域・社会に貢献している。

## ＜区分 基準 I-A-2 の現状＞

(1) 本学は、公開講座、生涯学習事業、正規授業の開放など、地域貢献に多様に取り組んでいる。生涯学習センター主催の令和元年度「旭の未来学」では、28 講座を開設し、受講者総数は 314 名であった（次表①）（備付-6）。また、正規授業の開放としては、科目等履修制度のもと、11 科目に延べ 15 名が履修した他（同②）（備付-7）、リカレント教育として開講している 6 講座には、延べ 500 名超が受講した（同③）（備付-8）。

## ① 公開講座：旭の未来学（令和元年度）（備付-6 より）

番号	【講座名】 「テーマ」	場所	開催 主体	期日	内容	講師	対象	受講 者数
1	「親子でいっしょにスタンプあそび」	でんでんむし(多久市子育て支援センター内)	本学	6/7 (金)	親子で一緒にスタンプをボンボン！楽しみながら世界に1つだけの手ぬぐいを作りましょう。	大江登美子 (准教授)	公開講座 受講者	26名
2	【歴史講座】 「こどもを捨てる?!」 ～江戸時代の捨て子と子育て～	本学	本学	6/14 (金)	江戸時代のこどもに対するまなざしは、現代とは違います。それを『捨て子』から見ていきます。	久保知里 (講師)	公開講座 受講者	5名
3	【歴史講座】 朝鮮映画の鑑賞 「家なき天」(1941)	本学	本学	6/15 (土)	韓国映像資料院が発掘と復元を続けている戦中期の貴重な映像を鑑賞します。	長澤雅春 (教授)	公開講座 受講者	3名
4	【多文化共生講座】 「うきうき韓国語」 ～ハングルって何？～	本学	本学	6/21 (金)	韓国語を習ってみたい方に、基礎の基礎を超簡単に楽しく解説します！	北野由佳 (講師)	公開講座 受講者	4名
5	「若者を巻き込む地域協働」 ～学生ボランティア部サンキストの活動を通して～	本学	本学	6/21 (金)	SDGsって？ ゲストの話を聴き、対話し学びませんか。(お弁当・お茶付き)	泉万里江	公開講座 受講者	15名
6	「鷹とナチュラルに生きる。」	本学	本学	8/16 (金)	SDGsって？ ゲストの話を聴き、対話し学びませんか。(お弁当・お茶付き)	石橋美里	公開講座 受講者	14名
7	【多文化共生講座】 「うきうき韓国語」 ～通じる会話～	本学	本学	8/23 (金)	完璧でなくても通じるんです。ポイントを押さえた会話を身につけましょう！	北野由佳 (講師)	公開講座 受講者	5名
8	【嬉野サテライト】 「生活に身近なバリアフリーとユニバーサルデザイン」	嬉野市文化センター研修室1	本学	8/24 (土)	バリアフリーとユニバーサルデザインの違いって？身近な物や建物からその意味を考えてみましょう！	前山由香里 (准教授)	公開講座 受講者	0名
9	【エンジョイライフ】 「簡単・楽しい染色講座」	本学	本学	9/4 (水)	輪ゴムや割り箸を使って手軽に本格的な絞り染め体験をしましょう！木綿のストールを染めます。	大江登美子 (准教授)	公開講座 受講者	8名

10	【歴史講座】(佐賀空港発着) 辰野金吾の建築遺産と日韓近代史を巡る旅 ～旧朝鮮銀行本店・安重根記念館(旧朝鮮神社跡地)・韓流史劇撮影テーマパークなど～	韓国 ソウル市 水原市	本学	9/7 (土) ～ 9/10 (火)	近代建築を生んだ佐賀出身辰野金吾の建築物と、その時代に関連する歴史遺産を巡ります。	長澤雅春 (教授)	公開講座 受講者	15名
11	【エンジョイライフ】 「和食を知る(華と食)」		本学	9/12 (木)	和食が体にいいって知っていますか？日本食と四季(華)の食育的考察。一緒に食の大切さを考えてみませんか？	新宮薫 (助教)	公開講座 受講者	4名
12	【歴史講座】 「日露戦争、第一次世界大戦と俘虜(捕虜)収容所」		本学	9/17 (火)	負のイメージがある収容所。でも年末恒例“第九”の発祥？新聞資料から実態を明らかにします。	久保知里 (講師)	公開講座 受講者	5名
13	【エンジョイライフ】 「終活セミナー」 ～思いを”カタチ”にするエンディングノートづくりの着意～	神野公民館	本学	9/26 (木)	ゆっくり、楽しくお喋りしながら、自分史を整理し、確認していきましょう。年齢制限なし。たくさん参加をお待ちしております。	坂本一恵 (元本学教授)	公開講座 受講者	50名
14	「体まるごと親子で遊ぼう」 ～リズム遊び～	ふたばこども園ひだまりの部屋	本学	9/30 (月)	親子でスキップ。体を使って楽しく遊びましょう。リズムにのって遊みましょう。	小川鮎子 (教授)	公開講座 受講者	20名
15	「私は2歳。ただ今、第一次自己主張期です！」		本学	10/18 (金)	“楽しく子育て”のために、子どもへの理解を深めましょう。違った角度から見ると、苛立ちも和らぎますよ。	相浦雅子 (教授)	公開講座 受講者	4名
16	「私が市議員として大切にしてきたこと」		本学	10/18 (金)	SDGsって？ ゲストの話を聴き、対話し学びませんか。(お弁当・お茶付き)	盛泰子	公開講座 受講者	18名
17	【歴史講座】 朝鮮映画の鑑賞「兵隊さん」(1944)		本学	10/19 (土)	韓国映像資料院が発掘と復元を続けている戦中期の貴重な映像を鑑賞します。	長澤雅春 (教授)	公開講座 受講者	5名
18	【多文化共生講座】 「うきうき韓国語」 ～ドラマのセリフを使ってみる～		本学	10/25 (金)	ドラマから韓流に入った方も多いのでは?!よく耳にする表現を使ってみましょう!	北野由佳 (講師)	公開講座 受講者	4名
19	「絵本で子育て・孫育て+自分育て」		本学	11/7 (木)	子どもにとって家族に絵本を読んでもらうことはスゴイ喜びです。読む側の大人も大切な力を貰っています。	白根恵子 (元本学教授)	公開講座 受講者	2名
20	【エンジョイライフ】 「なりたい自分になるための伝え方講座」		本学	11/12 (火)	どんな話し方、伝え方をすれば、「なりたい」自分に近づけるのかを一緒に考えましょう。	内田信子 (理事長)	公開講座 受講者	7名
21	【歴史講座】 「江戸時代後期の下級武士の生活Ⅱ」 ～福岡藩士の日常と関心～		本学	11/29 (金)	福岡で生活した下級武士の日記(古文書)をもとに、下級武士の生活を紐解きます。	久保知里 (講師)	公開講座 受講者	10名
22	「気づいてSOS わかって回復の道」		本学	11/30 (土)	虐待って？こどもに関わる人が知っておきたいことって？一緒に考えませんか？	田口香津子 (学長)	公開講座 受講者	16名
23	【多文化共生講座】 「うきうき韓国語」 ～伝える韓国語～		本学	12/6 (金)	「通じればいい」から自分の気持ちを「伝える」会話を学んでみましょう!	北野由佳 (講師)	公開講座 受講者	3名
24	【多文化共生講座】 「外国人と災害」 ～非常時に役立つ韓国語を学ぼう～		本学	12/14 (土)	いざという時に言葉がわからず、慌てることがあります。非常災害時に役立つ韓国語を覚えませんか？	羅珉京 (准教授)	公開講座 受講者	4名
25	【子ども料理教室】 「クリスマスケーキを作ろう」		本学	12/14 (土)	クリスマスケーキ作りを楽しみましょう。1人1個持ち帰るようにデコレーションします。	尾崎加奈 (准教授) 他	公開講座 受講者	20名
26	「佐賀県の学童保育のこれまでとこれから」 ～対話の場づくり・人づくり～		本学	12/20 (金)	SDGsって？ ゲストの話を聴き、対話し学びませんか。(お弁当・お茶付き)	石橋裕子	公開講座 受講者	10名

27	「佐賀弁に愛をこめて」 ～笑いで佐賀から元気発信！～	本学	本学	2/21 (金)	SDGsって？ ゲストの話聴き、対話し学びませ んか。(お弁当・お茶付き)	いなばゆうこ	公開講座 受講者	8名
28	「モンスターの卵をつくろう！」	神野公民館	本学	2/22 (土)	本物みたいな？モンスターの卵を つくってみよう！風船と石膏を使 います。	大江登美子 (准教授)	公開講座 受講者	29名

## ② 科目等履修生（令和元年度）（備付-7より）

番号	科目名	場所	開催 主体	開講 期間	内容	講師	受講者数
1	保育内容演習	本学	本学	前期	5 領域のねらい・内容を意識しながら、具体的な指導場面を想定した活動を行う。	櫃本真美代・大江登美子 山田久三江	本学卒業生 1名
2	日本国憲法	本学	本学	前期	日本の国の仕組みを定める憲法の基本的な理解と人権の保障について学ぶ。	池田宏子	本学卒業生 1名
3	教師論	本学	本学	前期	保育者の役割、制度的な位置づけを学び、保育者に求められる専門性を具体的に学ぶ。	桑原広治	本学卒業生 1名
4	障害児保育	本学	本学	前期	様々な障害の特徴について学びを深め、障害児保育全般に関する理解を深める。	中山政弘	本学卒業生 1名
5	教育課程論	本学	本学	前期	保育に関わる計画理論を種類、年齢別に押さえ、保育を工夫し創造する実際を学ぶ。	村岡直子	本学卒業生 1名
6	教育相談	本学	本学	前期	幼児の発達状況、心理的特質、教育的課題を捉え、支援に必要な知識を身に付ける。	田口香津子・菅原航平	本学卒業生 2名
7	保育内容(環境)	本学	本学	後期	領域「環境」のねらいや内容を理解する。また、自ら体験し、より良い子どもの環境を考察する。	櫃本真美代	本学卒業生 2名
8	特別支援教育概論	本学	本学	後期	子どもの困難を理解し、個別のニーズに対して組織的に対応していく力を身に付ける。	中山政弘・園田貴章	本学卒業生 2名
9	音楽(器楽) I	本学	本学	通年	教育・保育の実践において、音的な活動や音楽を活用できる能力を身に付ける。	松藤弘之 他	本学卒業生 2名
10	保育実習 I	本学	本学	通年	保育実践を通し、子ども理解、保育所・施設等の機能理解、保育士のあり方を学ぶ。	相浦雅子・松本勇治 古川隆幸・櫃本真美代	本学卒業生 1名
11	保育実習指導 I	本学	本学	通年	実習の事前学習及び保育実践を通し、実習の総括・評価を行い、自己課題の明確化を図る。	相浦雅子・松本勇治 古川隆幸・櫃本真美代	本学卒業生 1名

## ③ リカレント教育（令和元年度）（備付-8より）

番号	講座等名	場所	開催 主体	担当学科等	期日	内容	講師	対象	受講者数
1	ホームカミングデー	本学	本学	こども未来学科	6/16(日)	卒業生同士の親睦を深める会	こども未来学科教員	平成30年度卒業生	5名
2	保育士特例集中講義	本学	本学	地域みらい学科・食とヘルスマネジメントコース 健康とホスピタリティコース	8/16(金) ～ 8/21(水)	「保健と食と栄養」集中講座	新宮 薫 山口今日子	本学卒業生 一般	4名
3	教員免許状更新講習	本学	本学	こども未来学科	8/16(金) ～ 9/8(日)	1 「教育の最新事情」 2 「幼児期から児童期までの教育事情」 3 「歌の表現活動/幼児の造形表現」 4 「幼児の自然保育・環境教育/子どもの言葉とこころを育てる」 5 「幼児の身体を使った表現活動」	1 水田茂久 相浦雅子 2 桑原広治 井手一雄 3 山田久三江 大江登美子 4 櫃本真美代 白根恵子 5 小川鮎子 松本勇治	本学卒業生 一般	延べ 450名

4	子ども発達支援士卒業後研修	本学	本学 大学コンソーシアム佐賀	こども未来学科 地域みらい学科 健康とホスピタリティコース	9/1(日)	支援目標・仮説の立て方 ・子どもの課題に合わせた教材研究 ・保護者の心理状態の理解 ・子どもの視点を中心にした課題理解	水田茂久 高木京子 白濱洋子	子ども発達支援士基礎資格取得者で大学コンソーシアム佐賀加盟大学・短大の卒業生	2名
5	子ども発達支援士の会情報交換会	本学 グランデはがくれ	本学 大学コンソーシアム佐賀	こども未来学科 地域みらい学科 健康とホスピタリティコース	5/18(土) 8/24(土) 11/16(土) 11/29(土) 2/15(土)	子ども発達支援士資格取得者同士の親睦と現場での悩みなど情報交換、スキルアップ。 関連研修会での発達障害児等への実践報告発表	水田茂久 大学コンソーシアム佐賀専門教育部会教員	子ども発達支援士資格取得者で大学コンソーシアム佐賀加盟大学・短大の卒業生	延べ50名
6	子育て講座	でんでんむし(多久市子育て支援センター)	本学 子育て支援センター	地域みらい学科・食とヘルスマネジメントコース	毎月1回 第2木曜日	食育相談	西原由紀	子育て支援センター利用親子	毎回 3~10組程度

(2) 本学は、コミュニティーカレッジとしての地位向上を図っていくために、地方公共団体や企業、教育機関等と次表④の通り 27 の協定を締結し、多様に活動している(備付-9)。

地方公共団体等や企業・関係団体等との連携では、それぞれの協定のもと、本学のCOC+コーディネーター、並びに社会連携推進室及び産学連携推進室(備付-規程集-61、62、63)が中心となり、積極的に協働して次項の観点に示すボランティア活動等に取り組み(ボランティア活動95件、授業を通じた地域活動49件)(備付-10、11)、地域の活性化に貢献している。

教育機関や行政等との連携では、本学は、九州西部地域大学・短期大学連合産学官連携プラットフォームの理事校として(短大ワーキンググループの責任校、及びこども育成専門部会の副責任校を兼務)、他大学との連携事業に取り組んでいる(備付-17)。また、平成24年度に採択された大学間連携共同教育推進事業に端を発した「子ども発達支援士」の養成を、令和元年度も県内5大学の連合体である「大学コンソーシアム佐賀」の専門教育部会で引き続き実施している(備付-18)。更に、本学が代表校を務める北部九州の7つの短期大学で組織する「短期大学コンソーシアム九州」では、平成21年度より、高等学校との連携を含めた教育改革の推進や公開研究会など、短期大学の地位向上と認知拡大のために様々な取り組みを実施している(備付-19)。

#### ④ 各種協定一覧(備付-9より)

番号	協定先団体・機関等名 協定名	締結日
<b>地方公共団体等</b>		
1	佐賀市教育委員会 佐賀女子短期大学「教育ボランティア活動事業」実施に関する協定	平成24年 11月14日
2	佐賀県嬉野市 嬉野市と学校法人旭学園佐賀女子短期大学との連携協力に関する包括協定	平成27年 7月21日

3	佐賀県杵島郡白石町 白石町と学校法人旭学園佐賀女子短期大学との連携協力に関する包括協定	平成27年 8月28日
4	佐賀県小城市 小城市と学校法人旭学園佐賀女子短期大学との連携協力に関する包括協定	平成29年 8月4日
5	佐賀県武雄市 武雄市と学校法人旭学園佐賀女子短期大学との連携協力に関する包括協定	平成29年 9月24日
6	佐賀県佐賀市 学校法人旭学園佐賀女子短期大学と佐賀市との包括的連携・協力に関する協定	平成30年 3月22日

## 企業・関係団体等

7	一般財団法人 公園財団(吉野ヶ里歴史公園) 佐賀女子短期大学と吉野ヶ里歴史公園との包括的学術提携協定	平成25年 11月25日
8	株式会社ハウインターナショナル 学校法人旭学園佐賀女子短期大学と株式会社ハウインターナショナルとの連携協力に関する包括協定	平成27年 4月1日
9	有限会社サガ・ビネガー 学校法人旭学園佐賀女子短期大学と有限会社サガ・ビネガーとの連携協力に関する協定	平成27年 6月1日
10	株式会社ミズ 学校法人旭学園佐賀女子短期大学と株式会社ミズとの連携協力に関する包括協定	平成27年 8月21日
11	佐賀商工会議所 学校法人旭学園佐賀女子短期大学と佐賀商工会議所との連携協力に関する包括協定	平成27年 9月1日
12	マルヤスりんご園 学校法人旭学園佐賀女子短期大学とマルヤスりんご園との連携協力に関する協定	平成28年 4月1日
13	佐賀市市民活動団体湛然の里と葉隠の会 学校法人旭学園佐賀女子短期大学と佐賀市市民活動団体湛然の里と葉隠の会との連携協力に関する協定	平成28年 4月1日
14	福博印刷株式会社 佐賀女子短期大学と福博印刷株式会社との産学連携に関する協定	平成29年 5月12日
15	株式会社西日本旅行 佐賀女子短期大学インターンシップに関する協定	平成29年 8月24日
16	株式会社西日本旅行 佐賀女子短期大学と株式会社西日本旅行との産学連携協定	平成29年 9月14日
17	協同組合アルタ・ホープグループ 佐賀女子短期大学と協同組合アルタ・ホープグループとの産学連携協定	平成30年 8月1日
18	関屋そばの会 棚田ボランティアに関する協定	平成31年 3月7日
19	株式会社ファルコンウィング 学校法人旭学園佐賀女子短期大学と株式会社ファルコンウィングとの連携協力に関する協定	令和 元年 12月18日

## 教育機関

20	放送大学 佐賀女子短期大学と放送大学の間における単位互換に関する協定	平成12年 5月25日
21	大学コンソーシアム佐賀(佐賀大学・西九州大学・西九州大学短期大学・佐賀女子短期大学・九州龍谷短期大学・放送大学) 大学コンソーシアム佐賀における単位互換に関する協定	平成28年 4月1日
22	学校法人不知火学園誠修高等学校 学校法人旭学園佐賀女子短期大学と学校法人不知火学園誠修高等学校との連携協定	平成28年 9月29日
23	短期大学コンソーシアム九州(香蘭女子短期大学・精華女子短期大学・長崎女子短期大学・長崎短期大学・西九州大学短期大学部・福岡女子短期大学・佐賀女子短期大学) 短期大学コンソーシアム九州の活動にかかわる包括協定	平成29年 4月1日

24	長崎短期大学 佐賀女子短期大学と長崎短期大学との包括的連携に関する協定	平成 29 年 8 月 30 日
25	佐賀大学、西九州大学、九州龍谷短期大学、佐賀女子短期大学、西九州大学短期大学部 共同事業契約書(COC+)	平成 30 年 4 月 1 日

## 教育機関＋行政等

26	佐賀大学・西九州大学・九州龍谷短期大学・西九州大学短期大学部・佐賀県知事・佐賀県教育委員会教育長・佐賀県国公立幼稚園会・佐賀県私立幼稚園連合会・佐賀県保育会・佐賀県届出保育所子育て支援会・佐賀県社会福祉協議会・大学コンソーシアム佐賀 大学間連携共同教育推進事業の共同実施に関する協定／取組名称「大学間発達障害支援ネットワークの構築と幼保専門職業人の養成」	平成 24 年 9 月 20 日
27	九州西部地域大学・短期大学連合産学官連携プラットフォーム(長崎国際大学・長崎総合科学大学・長崎純心大学・活水女子大学・長崎外国語大学・長崎ウエスレヤン大学・長崎短期大学・長崎女子短期大学・西九州大学・西九州大学短期大学部・九州龍谷短期大学・精華女子短期大学・香蘭女子短期大学・佐賀女子短期大学・長崎大学・佐賀大学・長崎県立大学・長崎県・佐賀県・佐世保市・長崎経済同友会・佐賀県商工会議所連合) 九州西部地域大学・短期大学連合産学官連携プラットフォームに関する協定	平成 29 年 10 月 2 日

(3) 学園訓の一つが「奉仕」である本学は、ボランティア活性化の素地づくりに取り組んでおり、授業においても基礎教育選択科目に「ボランティア実践論」を開設し(備付-15)、基礎教育必修科目「旭の女性とみらい」では、2 コマ分を各自が選んだボランティア活動に充てる指導を行っている(備付-14)。また、「佐賀女子短期大学学生の表彰に関する実施細則」(備付-規程集-97)に基づき、地域貢献あるいはボランティア活動等を実施したサークルや学生を、本学の品行表彰の対象として表彰している。

ボランティア活動等を通じた地域・社会貢献については次表⑤及び⑥の通りである(備付-10、11)。

## ⑤ ボランティア活動(令和元年度)(備付-10より)

番号	学科等	月日	活動名	活動の概要	人数
1	全	4/13(日)	はーとあーと倶楽部定例会	障害児のアート活動支援	学生 2
2	こども	4/20(日)	里親の会総会	子どもの一時保育ボランティア	学生 4
3	こども	4/28(日)	おおぞら運動会	児童養護施設合同運動会スタッフ	学生 8
4	全	4/28(日)	熊本地震復興支援 NPO 法人 NXSTP 青空フェス	障害児・難病児の外遊びサポート	学生 2
5	全	5/12(日)	佐賀県棚田ボランティア	佐賀市富士町閑屋 落花生事業植え付け等ボランティア	学生 8
6	全	5/14(火)	えびす FM「GO!GO!佐女短」	番組企画運営	学生 8
7	全	5/19(日)	NPO 法人セルフいちご狩り	障害児のいちご摘みのサポート	学生 14
8	こども	6/5(水)	日新公民館通学合宿	学習支援等小学生の活動サポート	学生 5
9	こども	6/6(木)	日新公民館通学合宿	学習支援等小学生の活動サポート	学生 6
10	こども	6/7(金)	日新公民館通学合宿	学習支援等小学生の活動サポート	学生 6
11	地域	6/8(土)	AIDS 文化フォーラム in 佐賀	会場設営等運営ボランティア	学生 18
12	全	6/8(土)	はーとあーと倶楽部	障害児のアート活動支援	学生 5
13	全	6/9(日)	熊本地震被災農家支援	いちご苗の刈り取りとハウス内片付け	学生 4
14	全	6/22(土)	壱岐環境美化	壱岐市の海岸でゴミ拾い等クリーン作戦参加	学生 3
15	全	6/26(水)	高木瀬子どもの居場所	学習支援・遊び等の支援	学生 1
16	全	7/6(土)	佐賀城本丸歴史資料館美化事業	石垣清掃ボランティア	学生 1
17	全	7/9(火)	えびす FM「GO!GO!佐女短」	番組企画運営	学生 4
18	全	7/9(火)	新潟・山形地震募金	学食前で募金活動	学生 8

19	全	7/10(木)	新潟・山形地震募金	学食前で募金活動・村上市へ送金	学生 8
20	全	7/13(土)	はーとあーと倶楽部	障害児のアート活動支援	学生 2
21	こども	7/13(土)	ひしのみこども園夏祭り	準備・片付け等や園児サポート	学生 4
22	こども	7/13(土)	ふたばこども園夏祭り	準備・片付け等や園児サポート	学生 26
23	全	7/14(日)	佐賀県棚田ボランティア	佐賀市富士町関屋 落花生畑草取り	学生 5
24	全	7/24(水)	高木瀬子どもの居場所	学習支援・遊び等の支援	学生 4
25	こども	7/24(水)	ひなた村自然塾保育園	保育ボランティア	学生 2
26	全	8/3(土)	2019 さが障がい児・者花火鑑賞会	運営ボランティア	学生 2
27	福祉	8/3(土)	栄の国祭り障がい児花火鑑賞会	「〇〇な障がい者の会」が主催する「障がい児花火鑑賞会」の運営ボランティア	学生 12 教員 1
28	全	8/7(水)	はーとあーと倶楽部	障害児のアート活動支援	学生 1
29	地域	8/10(土)	社福みんなのお世話 夏まつり 2019	運営ボランティア	学生 10
30	全	8/25(日)	佐賀県棚田ボランティア	佐賀市富士町関屋 落花生畑草取り	学生 8
31	全	8/28(水)	高木瀬子どもの居場所	学習支援・遊び等の支援	学生 5
32	福祉	9/6(金)	タイ車いすプロジェクト 中古車いす磨き	タイに寄贈するための中古の車いす 7 台を佐賀整肢学園オークスから譲り受け、春日北小学校の体育館にて 5 年生全員と一緒に磨いた。	学生 7 教員 3
33	こども	9/7(土)	STS さが子育て応援フェスタ 2019	子育て応援遊びブース企画運営	学生 31 教員 1
34	全	9/10(土)	えびす FM「GO! GO! 佐女短」	番組企画運営	学生 4
35	全	9/14(日)	1q 部分重複症候群患者家族会ひとやすみの会設立 5 周年記念イベント	会場運営と保育ボランティア	学生 2
36	全	9/14(日)	佐賀豪雨災害支援	佐賀市赤松校区浸水家屋復旧と引越し準備作業	学生 2
37	全	9/21(日)	ふれあいまつり in 希望の家	運営ボランティア	学生 2
38	全	9/22(日)	佐賀県棚田ボランティア	富士町関屋住民と共同で落花生の収穫や加工	学生 7
39	全	10/5(土)	はーとあーと倶楽部	障害児のアート活動支援	学生 1
40	こども	10/5(土)	付属ひしのみこども園運動会	運動会の準備・補助・後片付け	学生 2 教員 2
41	全	10/6(日)	佐賀県療育支援センター春日園秋祭り	準備・片付け等運営や園児サポート	学生 2
42	全	10/8(火)	佐賀豪雨災害支援	内閣府・県・CSO 連携研修オープンジャパン講師「水害のあとですること」参加	学生 3
43	こども	10/12(土)	付属ふたばこども園運動会	運動会の準備・補助・後片付け	学生 8 教員 1
44	全	10/13(日)	佐賀県棚田ボランティア	富士町関屋住民と共同で落花生の収穫や加工	学生 12
45	こども	10/13(日)	日新こども園運動会	運営ボランティア	学生 5
46	福祉	10/18(木) ～ 23(水)	タイ車いすプロジェクト	タイチェンマイへ行き、タイ政府の病院へ車いすを寄贈した。また現地の障害者作業所訪問、村の障がい児との交流などの活動も行った	学生 5 教員 1
47	全	10/19(土)	佐賀市青少年センターまつり	小中高生対象災害時の対応等ワークショップ企画運営	学生 2
48	全	10/22(火)	佐賀市金立公園コスモス祭	イベントコーナー補助等運営ボランティアと SNS 発信	学生 12
49	全	10/22(火)	NPO 法人愛未来 フェアトレード啓発活動	フェアトレードの映画上映会と講演会の実行委員会に 学生参画・実施	学生 3
50	全	10/23(水)	高木瀬子どもの居場所	学習支援・遊び等の支援	学生 10
51	福祉	10/27(日)	佐賀県ユニバーサルデザイン推進事業さがすたいる	障害者と店舗訪問後レポート作成し web 掲載(麵処いっせい等)	学生 4
52	全	10/30(水)	サガライトファンタジー点灯式	佐賀市長等のスピーチ英訳 選手代表へ花束贈呈(振袖) ステージパフォーマンス ハンドマッサージ	学生 33
53	全	11/2(土)	サガインターナショナルバルーンフェスタ記念ディズニーパーレード	沿道警備ボランティア	学生 174
54	全	11/2(土)	サガインターナショナルバルーンフェスタ	大会会場内の清掃	学生 8 教員 1
55	全	11/3(日)	佐賀豪雨災害支援	災害支援団体 YNF と佐賀豪雨で被災した金立地区の土砂出し	学生 2

56	全	11/3(日)	NPO 法人難民を助ける会バルーンフェスタブース	クラフト体験ブースで来場者にレクチャー担当	学生 5
57	全	11/9(土)	佐賀豪雨災害支援 大町地域調査	大町町役場と佐賀災害支援プラットフォームと協力し、被災住民の現況やニーズの聞き取り	学生 1
58	福祉	11/9(土)	佐賀県ユニバーサルデザイン推進事業さがすたいる	障害者と店舗訪問後レポート作成し web 掲載(ホームセンターユートク川副店等)	学生 2
59	福祉	11/10(日)	佐賀県ユニバーサルデザイン推進事業さがすたいる	障害者と店舗訪問後レポート作成し web 掲載(マックスバリュウ佐賀医大前店等)	学生 2
60	全	11/10(日)	キッズフリーマーケット in きやま	基山町で子どもたちが出店するフリーマーケットのサポートなど	学生 5
61	全	11/12(火)	えびす FM「GO!GO!佐女短」	番組企画運営	学生 7
62	全	11/24(日)	佐賀豪雨災害支援	武雄市おもやいボランティアセンターでの子どもの遊び場で子どもの見守り・遊びの支援	学生 3
63	全	11/27(水)	高木瀬子どもの居場所	学習支援・遊び等の支援	学生 7
64	福祉	11/30(土)	佐賀県ユニバーサルデザイン推進事業さがすたいる	障害者と店舗訪問後レポート作成し web 掲載(ヤマダ電機テックランド佐賀本店等)	学生 6
65	全	11/30(土)	子どもの居場所 循誘ゆうゆう	子どもの見守り、遊びの支援	学生 6
66	全	11/30(土)	ユニセフハンド・イン・ハンド	ゆめタウン佐賀にて募金活動	学生 6
67	全	12/1(日)	ユニセフハンド・イン・ハンド	イオンスーパーセンター佐賀店、スーパービバホーム佐賀店にて募金活動	学生 2
68	全	12/7(土)	佐賀県ふれあい人権フェスタ	受付・会場案内等運営や、絵本の読み聞かせ、SDGs すごろく担当	学生 10
69	全	12/8(日)	ユニセフハンド・イン・ハンド	イオンモール佐賀大和店等で募金活動	学生 7
70	全	12/14(土)	はーとあーと倶楽部	障害児のアート活動支援	学生 4
71	福祉	12/14(土)	佐賀県ユニバーサルデザイン推進事業さがすたいる	障害者と店舗訪問後レポート作成し web 掲載(ガーデンテラス佐賀ホテル&マリトピア等)	学生 4
72	全	12/15(日)	ユニセフハンド・イン・ハンド	ゆめタウン佐賀、佐賀玉屋等で募金活動	学生 10
73	全	12/15(日)	虹の松原再生・保全活動	NPO 法人 KANNE 虹の松原クリーン大作戦に参加し枯れ枝拾い・松葉かき・草抜き	学生 4
74	全学	12/18(水)	交通安全街頭キャンペーン	冬の交通事故を未然に防止するため、街頭指導を実施	学生 2
75	福祉	12/21(土)	佐賀県ユニバーサルデザイン推進事業さがすたいる	障害者と店舗訪問後レポート作成し web 掲載(佐賀市立図書館等)	学生 4
76	全	12/21(土)	子どもの居場所 循誘ゆうゆう	子どもの見守り、遊びの支援	学生 6
77	地域	12/22(日)	佐賀県ユニバーサルデザイン推進事業さがすたいる	障害者と店舗訪問後レポート作成し web 掲載(バン屋そらや等)	学生 4
78	全	12/22(日)	ユニセフハンド・イン・ハンド	A コープ ララベル店で募金活動	学生 7
79	全	12/22(日)	佐賀豪雨災害支援	武雄市おもやいボランティアセンター「おもフェス」で餅つき、バザー等の運営補助	学生 6
80	全	12/25(水)	高木瀬子どもの居場所	学習支援・遊び等の支援	学生 5
81	全	12/27(金)	熊本地震被災農家支援	南阿蘇村いちご農家へウェルカムボードを作成し設置	学生 2
82	全	1/11(土)	はーとあーと倶楽部	障害児のアート活動支援	学生 2
83	福祉	1/11(土)	佐賀県ユニバーサルデザイン推進事業さがすたいる	障害者と店舗訪問後レポート作成し web 掲載(モラージュ佐賀店)	学生 4
84	全	1/11(土)	子どもの居場所 循誘ゆうゆう	子どもの見守り、遊びの支援	学生 1
85	全	1/14(火)	えびす FM「GO!GO!佐女短」	番組企画運営	学生 6
86	福祉	1/18(土)	佐賀県ユニバーサルデザイン推進事業さがすたいる	障害者と店舗訪問後レポート作成し web 掲載(イオンモール佐賀大和店等)	学生 2
87	全	1/18(土)	おぎ未来デザイン	石工の里学習パネル搬入搬出、活動ブース運営	学生 1
88	全	1/19(日)	佐賀豪雨災害支援	おもやいボランティアセンターにて、水害で被災した写真洗浄ボランティア	学生 1
89	保育	1/21(火)	ひな祭りに親子で作る工作	佐賀新聞別冊「FIT ECRU」に掲載するためのワークショップにおいて親子工作の補助	学生 3 教員 1
90	全	1/25(土)	サガライトファンタジー	電飾片付けボランティア	学生 10

91	全	1/25(土)	空き家空き地活用事業	シェアハウスリノベーションに活用するために、有田町の先進NPO 視察と研修に参加	学生 3
92	全	2/9(日)	TAKEO・世界一飛龍窯灯ろう祭り	イベントブースや案内等の運営ボランティア	学生 8
93	グロ	通年	ナイトタイムエコノミー委員会	武雄における新たな体験、観光スポット訪問等の機会を創出する委員会に参加	学生 1
94	全	通年	NPO 法人セルフ活動支援	障害児・者の余暇活動等のサポート	学生 100
95	全	通年	佐賀市手をつなぐ育成会子ども部笑育舎活動支援	障害児の余暇活動等のサポート	学生 100

全:全学科  
 保育:子ども保育コース  
 福祉:福祉とソーシャルケアコース  
 ども:子ども未来学科  
 教育:子ども教育コース  
 健康:健康とホスピタリティコース  
 地域:地域みらい学科  
 食:食とヘルスマネジメントコース  
 グロ:グローバル共生コース

### ⑥ 授業を通じた地域活動（令和元年度）（備付-11 より）

番号	学科等	月日	授業科目名(テーマ)	活動の概要	参加人数
1	保育	5/7(火)	保育内容「健康」 遊びの環境と運動遊び	日新こども園での演習。 保育所実習前に遊びの計画を 実践し、健康領域(内容-2 いろいろな遊びの中で十分に体を動かす)とも照らし合わせる。	学生 17 教員 1
2	教育	5/7(火)	保育内容「健康」 遊びの環境と運動遊び	日新こども園での演習。 保育所実習前に遊びの計画を 実践し、健康領域(内容-2 いろいろな遊びの中で十分に体を動かす)とも照らし合わせる。	学生 12 教員 1
3	全	5/10(金) ～ 5/11(土)	旭の女性とみらい	新入生研修を協定先の嬉野市で行った。茶摘み体験や焼き物の絵付け体験など、嬉野市の資源を活用して実施した。	学生 191 全教員
4	保育	5/13(水)	保育内容「健康」 遊びの環境と運動遊び	日新こども園での演習。 保育所実習前に遊びの計画を 実践し、健康領域(内容-2 いろいろな遊びの中で十分に体を動かす)とも照らし合わせる。	学生 13 教員 1
5	地域	5/16(木) ～ 12/15(土)	地域職場研究 I 自治体と連携して情報発信	武雄市広報課と一緒に若い女性に武雄を知ってもらうための企画を進め、最終的には武雄市のインスタグラムへの投稿記事を作成	学生 15
6	子ども	6/11(火) 6/13(木)	付属幼稚園実習	佐賀農業高校生と付属こども園の園児と共に田植え体験、動物ふれあい体験活動を行った。	学生 22 教員 1
7	グロ 教育	6/14(金) ～ 9/21(土)	生涯学習概論、社会科要説 地域における生涯学習の実践 と経済分野における教材研究	経済を理解するための小学生用カードゲームの改善活動および実践への参加(佐賀青年会議所)	学生 15
8	福祉	6/11(火)	福祉メイク実習	小城市牛津町の村岡病院 デイスサービスセンターにおいて、メイク・ハンドマッサージ・ネイルの施術を行った。	学生 8
9	福祉	6/14(金)	障害の理解	〇〇な障がい者の会と佐賀市と連携し市営バスのノンステップバスについて啓発活動を行った。	学生 7 教員 1
10	保育	6/30(日)	子育て支援演習	『全国多胎フォーラム』の開催にあたり、駐車場係り、託児、後片付けの役割を担い実践した。	学生 18 教員 2
11	保育	7/4(木)	体育 I 遊びの実践 計画を生かした園児との交流	中央保育園での演習。 「身近にある素材から遊びへ」をテーマに子どもの反応から遊びの広がり体験。	学生 22 教員 1
12	保育	7/4(木)	体育 I 遊びの実践 計画を生かした園児との交流	中央保育園での演習。 「身近にある素材から遊びへ」をテーマに子どもの反応から遊びの広がり体験。	学生 23 教員 1
13	福祉	7/10(水)	障害の理解	佐賀県福祉総合センターにて、電動車いすサッカーチームと交流試合を行った。	学生 7 教員 1

14	教育	7/12(金)	体育Ⅰ遊びの実践 計画を生かした園児との交流	中央保育園での演習。 「身近にある素材から遊びへ」をテーマに子どもの反応から遊びの広がりを体験。	学生 26 教員 1
15	保育	7/19(金)	子育て支援演習	多久市子育て支援センターでんでんむしにて、「短大のお姉さんと遊ぼう」を企画、運営をし参加親子とかがわった。	学生 18 教員 2
16	食	7/19(金)	調理実習Ⅰ 佐賀の郷土料理「須古寿司」 体験	伝統的な食文化の継承として、日本の郷土料理百選の一つでもある白石町の郷土料理「須古寿司」を学ぶ調理実習を行った。 協力:白石町	学生 20
17	こども	7/20(土)	卒業研究 子どもたちの育ちを願った表現活動	「ミュージカルを通して子どもたちと共に育つ」をテーマに多久なごみこども園に出向き、夕涼み会でミュージカル披露する。	学生 5 教員 1
18	こども	8/7(水)	卒業研究	金立特別支援学校で行われた障害児・者とその家族の会はーとあーと倶楽部主催のイベントで、障害児者を対象とした造形活動と音楽イベントのスタッフとして、参加者の援助を行った。	学生 6 教員 1
19	全	9/25(水) ～ 1/8(水)	佐賀を歩く 小城市砥川地区石仏救出大作戦	豪雨被災のあった小城市上砥川地区にある石仏について「うしづ石工の里を未来に伝える会」の方から学び、一緒に掘り出しや洗浄のボランティアも実施	学生 11
20	地域	10/9(水) ～ 1/15(水)	地域みらい学Ⅰ、Ⅱ 地域美化	本学周辺、森林公園、佐賀城公園、しゃぼん玉公園、双葉児童公園、与賀神社などの清掃を行った。	学生 21
21	地域	10/9(水) ～ 1/25(土)	地域みらい学Ⅰ、Ⅱ サガライトファンタジー実行委員会とコラボ活動	サガライトファンタジーの一環として佐賀駅前シンボルツリー設置運営を実施(サガライトファンタジー実行委員会&佐賀市経済部商業振興課)	学生 32
22	保育	10/13(日)	子育てサポートの理論と実践Ⅱ	佐賀新聞社主催の“ばぶばぶフェスタ”に参加し、3種類の遊び場を設置し参加親子とかがわった。	学生 29 教員 2
23	教育	10/16(水)	保育内容(人間関係)	北川副公民館の子育て支援に参加し、ダンスや絵本の読み聞かせなどを通して、未満児と触れ合う経験をした。	学生 26 教員 1
24	全	10/26(土)	旭の女性とみらい	武雄市の協力で、武雄市の施設にて着付け授業を実施し、着姿で武雄の町歩きを体験した。	学生 64 教員 7
25	福祉	10/30(水)	福祉メイク実習	サガ・ライトファンタジーオープニングイベントにおいて、ハンドマッサージとネイルの施術を行った。	学生 12
26	グロ	11月～	地域みらい学Ⅱ、佐賀を歩く 空き家空き地活用事業	空き家を活用してシェアハウスをつくるための勉強会参加と現場作業(空空・建築会社・佐賀大学)	学生 6
27	地域	11/4(月)	地域職場研究Ⅰ	佐賀県内企業自治体大学が連携して佐賀県内の企業等と学生の交流会を実施し学生が参加した。本学の紹介ブースは学生が企画し当日の説明も学生が担当した。	学生 65 教員 10
28	食	11/12(火)	食文化体験学習Ⅰ	食育を学ぶ一環として、地域と連携して「柿収穫」および「干し柿作り」を展開した。 共催: 湛然の里と葉隠の会 場所: 佐賀市大和町松梅地区「湛然の里」	学生 17 小学 5,6 年生 20 教員 2
29	地域	11/16(土)	地域職場研究Ⅰ	佐賀市主催の「佐賀市地域交流会」に出展し、本学の地域との関わりなどを学生がポスターやチラシにし展示した。	学生 50 教員 2
30	保育	11/17(日)	子育てサポートの理論と実践Ⅱ	佐賀多胎支援ネットワーク主催のフェスタにおいて、5種類の遊び場を展開し参加親子とかがわった。準備、後片付けも手伝う。	学生 29 教員 2
31	保育	11/22(金)	音楽(声楽)Ⅲ、美術工芸Ⅲ、 体育Ⅲ	佐賀保育園にてオペレッタ「ぞうのたまごのたまごやき」の公演	学生 12 教員 3
32	保育	11/26(火)	体育Ⅱ身体表現活動 ミュージカル活動の取り組み	身体表現から総合的な表現活動へ広がりを持たせ、活動の成果発表を近隣こども園(白鳩)で披露し園児交流する。	学生 45 教員 2
33	地域	11/29(金)	ビジネスマナー	佐賀県立男女共同参画センターと共同開催で「学生への意識啓発」のシンポジウムを本学で開催し、多様な働き方や生き方を学生が学んだ。	学生 96 教員 5
34	保育	11/29(金)	音楽(声楽)Ⅲ、美術工芸Ⅲ、 体育Ⅲ	高岸幼稚園にてオペレッタ「ぞうのたまごのたまごやき」の公演	学生 12 教員 3

35	全	12/1(日) 12/7(土)	旭の女性とみらい	佐賀市の協力で、佐賀市の施設にて着付け授業を実施し、着物姿で佐賀市内の町歩きを体験した。また、12/7はヒューマンアカデミー佐賀校の留学生と合同で着付け体験を実施した。	学生 125 教員 10
36	食 福祉	①12/2(月) ②1/27(月)	給食管理実習Ⅰ、介護総合演習Ⅱ 地域交流事業「100食給食」 ご招待&交流会	食:「100食給食」において、本学近隣の地域の方々をお招きし、学びを紹介するとともに学生の手作り給食を提供して、地域の食育に取り組んだ。①定食②バイキング 福祉:高齢者の方とレクリエーション活動を行い、一緒に昼食をとり交流	学生 20 招待者 各 20
37	保育	12/6(金)	音楽(声楽)Ⅲ、美術工芸Ⅲ、 体育Ⅲ	エルアン幼稚園にてオペレッタ「ぞうのたまごのたまごやき」の公演	学生 12 教員 3
38	保育	12/7(土)	子育て支援演習	佐賀市子育て支援センターゆめぼけっと主催のフェスタに参加し、遊び場を4か所設定し参加親子とかわった。	学生 18 教員 2
39	健康	12/7(土)	ソーシャルメイク演習	QSPウォーキングイベントにおいて、ストレス診断とハンドマッサージの施術を行った。	学生 7 教員 2
40	子ども	12/14(土)	卒業研究 子どもたちの育ちを願った表現活動	「ミュージカルを通して子どもたちと共に育つ」をテーマに江北町児童館のクリスマス会でミュージカル披露した。	学生 5 教員 1
41	福祉	12/17(火)	生活支援技術Ⅱ、卒業研究Ⅱ	佐賀県老人福祉施設協会研修会に参加し、福祉施設の現状について情報収集を行った。	学生 38 教員 4
42	地域	12/20(金)	ビジネスマナー	佐賀県子育てし大県さがプロジェクトの一環で、ライフデザインセミナーを共同で実施し、学生がこれからの生き方を考えた。	学生 99 教員 5
43	健康	12/23(月)	ソーシャルメイク演習	小城市牛津町の村岡病院 デイサービスセンターにおいて、メイク・ハンドマッサージ・ネイルの施術を行った。	学生 8 教員 1
44	保育	1/17(金)	音楽(声楽)Ⅲ・美術工芸Ⅲ・ 体育Ⅲ	白鳩幼稚園・保育園にてオペレッタ「ぞうのたまごのたまごやき」の公演	学生 12 教員 3
45	食	1/21(火)	食文化体験学習Ⅱ	食育を学ぶ一環として、地域と連携して大和町に伝わる「巻き柿作り」を展開した。 共催:湛然の里と葉隠の会・松梅小学部 場所:本学調理実習室・集団給食実習室	学生 17 小学 5,6 年生 20 教員 5
46	保育	1/24(金)	音楽(声楽)Ⅲ・美術工芸Ⅲ・ 体育Ⅲ	吉田保育園にてオペレッタ「ぞうのたまごのたまごやき」の公演	学生 13 教員 3
47	健康	2/26(水)	卒業研究Ⅱ 口腔が及ぼす全身疾患と生きる力～口腔の健康意識の定着化をめざして～	卒業研究のアンケート協力中学校に、中学校の保健体育の授業で中学3年生全員を対象に卒業研究の成果報告を行った。	学生 5 教員 1
48	食	通年	栄養指導論実習 ホテルマリタール創世ランチ バイキングメニュー協力	ホテルマリタール創世のレストランとのコラボメニューの開発に取り組んだ。レストラン利用者の特徴を分析し、健康面を意識し、地場産の旬の食材を使用した春夏秋冬メニューを提案した。シーズン毎にランチバイキングメニューとしてレストランで提供された。	学生 13
49	別科	通年	日本文化体験Ⅰ、Ⅱ 棚田ボランティアで地域交流	佐賀市富士町下関屋地区の棚田ボランティアを通じて地域の方と交流し、日本の言葉やくらしを交流から学んだ。	学生 7

全:全学科

保育:子ども保育コース

福祉:福祉とソーシャルケアコース

子ども:子ども未来学科

教育:子ども教育コース

健康:健康とホスピタリティコース

地域:地域みらい学科

食:食とヘルスマネジメントコース

グロ:グローバル共生コース

**<テーマ 基準 I-A 建学の精神の課題>****課題 I-01**

建学の精神の周知に関しては努力を重ねてきたが、長期に常態化した揭示や特定の学校行事だけで建学の精神を「身に付ける」のに十分と言えるのか、という学内評価が一部あった。そこで、平成27年度より検討を始め、学生に対しては、平成28年度より建学の精神を身に付けることを目的とした「旭の女性とみらい」を開講し、毎年、学習内容の充実更新を図ってきた。また、教職員に対しては、FD/SD研修会を活性化し、建学の精神の理解深化に努めてきた。今後は更に改善し、学習支援や生活支援のあらゆる教育的場面にて、教職員や学生が建学の精神に則った判断や言動ができるように努めていくことが課題である。

**課題 I-02**

生涯学習センターの公開講座「旭の未来学」の受講者数については、ここ数年、目標の300名程度で推移しているが、本学固有の教育活動を社会に浸透し、コミュニティカレッジとしての地位を高めていくためには、受講者数を増やしていくことが必要である。

**課題 I-03**

社会連携、産学連携に関しては、令和元年度は発展充実の様相を見せたが、それは一部の教職員、部署に業務が集中した結果での成果であり、全学的な意識の高まりにまでは至っていない。

**<テーマ 基準 I-A 建学の精神の特記事項>**

特になし

## [テーマ 基準 I-B 教育の効果]

## &lt;根拠資料&gt;

- |               |  |
|---------------|--|
| 提出資料          | 1. 2019 Campus Life<br>ウェブサイト「情報の公表 - 2. 修学上の情報等 - 3. (『2020 Campus Life』(電子ブック))」<br><a href="http://www.asahigakuen.ac.jp/sajotan/information/kouhyo">http://www.asahigakuen.ac.jp/sajotan/information/kouhyo</a><br>3. 学則<br>4. ウェブサイト「情報の公表 - 2. 修学上の情報等 - 9. 各学科・コースの教育目標、学習成果と3つのポリシー」<br><a href="http://www.asahigakuen.ac.jp/sajotan/information/kouhyo">http://www.asahigakuen.ac.jp/sajotan/information/kouhyo</a><br>5. 教育カンファレンス資料 (2019年度)   |
| 備付資料          | 20. FD/SD 研修会資料<br>21. 総合評価委員会議事録<br>22. 新入生オリエンテーション資料<br>23. アセスメント・ポリシー<br>ウェブサイト「情報の公表 - 2. 修学上の情報等 - 8. アセスメント・ポリシー」<br><a href="http://www.asahigakuen.ac.jp/sajotan/information/kouhyo">http://www.asahigakuen.ac.jp/sajotan/information/kouhyo</a><br>24. 入学前教育関連資料 (対象: 2020年度入学生、実施: 2019年度)<br>25. 評価基準<br>グループウェア「desknet's NEO>文書管理>短期大学>自己点検・評価>評価基準」<br>26. カリキュラム・マップ<br>グループウェア「desknet's NEO>文書管理>短期大学>自己点検・評価>カリキュラム・マップ」<br>27. 学習成果ルーブリック<br>グループウェア「desknet's NEO>文書管理>短期大学>自己点検・評価>学習成果ルーブリック」<br>28. シラバス (2019年度)<br>ウェブサイト「情報の公表 - 2. 修学上の情報等 - 3. (WEB シラバス)」<br><a href="http://www.asahigakuen.ac.jp/sajotan/information/kouhyo">http://www.asahigakuen.ac.jp/sajotan/information/kouhyo</a><br>29. (a) 授業評価報告書 (2017年度) (b) 授業評価報告書 (2018年度)<br>(c) 授業評価報告書 (2019年度) |
| 備付資料<br>- 規程集 | なし   |

**[区分 基準 I-B-1 教育目的・目標を確立している。]**

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学科・専攻課程の教育目的・目標を建学の精神に基づき確立している。
- (2) 学科・専攻課程の教育目的・目標を学内外に表明している。
- (3) 学科・専攻課程の教育目的・目標に基づく人材養成が地域・社会の要請に応えているか定期的に点検している。(学習成果の点検については、基準Ⅱ-A-6)

**<区分 基準 I-B-1 の現状>**

(1) 本学では、建学の精神に基づき、学則第1条に教育目的を「本学は、教育基本法並びに学校教育法に準拠し、建学の精神に基づき幅広い基礎教育と専門的学芸、技術を教授研究し、以て社会に貢献し得る見識と能力とを備えた教養豊かな人材を育成することを目的とする。」と定めている(提出-1(P.139)、3)。また、建学の精神に基づく各学科・コースの教育目標については、認証評価制度をきっかけに、平成17年度より策定・改定に取り組み、令和元年度は以下のように定めている(提出-1(P.7~16)、4)。この内容は、平成28年度より、機関、学科、コースそれぞれのレベルにおいて、レベル内及びレベル間で互いに関連し合い、一体的なものとなるように、FD/SD研修会、総合評価委員会、コース会議、学科会、及び教授会で提案・審議を繰り返し、確定したものである(備付-20、21)。

---

(提出-1より)

**地域みらい学科**

本学科は、建学の精神に基づき、順和、礼讓、敬愛、奉仕の精神涵養を学園訓として、豊かな人間性と教養をそなえ、広い視野と確かな職業観を持ち、女性の可能性を広げ、主体的に地域の未来創造に貢献していく人材を育成する。

**地域みらい学科 食とヘルスマネジメントコース**

本コースは、建学の精神に基づき、食の専門家として地域の未来を創造していく人材の輩出を目指し、移りゆく時代と地域のニーズに柔軟に応えられる栄養士を育成する。

**地域みらい学科 福祉とソーシャルケアコース**

本コースは、建学の精神に基づき、学際的な福祉の専門家としての価値観、倫理観、および使命感を身に付け、国際・地域社会の未来を主体的に創造していく人材を育成する。

**地域みらい学科 健康とホスピタリティコース**

本コースは、建学の精神に基づき、ホスピタリティの精神を身に付け、地域保健医療の専門家として地域社会の健康づくりを支援し、未来創造に貢献していく養護教諭・医療事務員を育成する。

**地域みらい学科 グローバル共生コース**

本コースは、建学の精神に基づき、人間性豊かな教養とグローバルな視野を持ち、主体的に国際・地域社会の未来創造に貢献していく人材を育成する。

### こども未来学科

本学科は、建学の精神に基づき、順和、礼讓、敬愛、奉仕の精神涵養を学園訓として、豊かな人間性と教養をそなえ、広い視野と確かな子ども観を持ち、新しい時代の要請に応じて教育・保育・福祉の世界で活躍し、「子どもの未来」の幸せに貢献できる人材を育成する。

### こども未来学科 こども保育コース

本コースは、建学の精神に基づき、専門的知識と技能を有し、子どもの視点にたち温かなまなざしを持って、地域社会のニーズに柔軟性に応えられる保育者を育成する。

### こども未来学科 こども教育コース

本コースは、建学の精神に基づき、確かな子ども観を持った豊かな感性で乳幼児期から学童期までを視野に入れ、地域の教育力向上に貢献できる質の高い教育者・保育者を育成する。

---

(2) 各学科・コースの教育目標については、平成29年9月よりホームページで公表している他、令和元年度よりCampus Lifeに掲載して学内外に表明している（提出-1、4）。また、学生は、Campus Life等を活用して、新入生オリエンテーションや新入生宿泊研修、ホームルーム、個人面談等の中で理解を深め（備付-22）、教職員はFD/SD研修会を活用して理解の深化に努めている（備付-20）。

(3) 教育目標の定期的点検については、本学のアセスメント・ポリシー（備付-23）のもと、教育課程レベルにおけるPDCAサイクルの展開機関と定めている「コース会議」、及び機関レベルにおける同サイクルの中核的位置づけと定めている全学討議「教育カンファレンス」（提出-5）で実施している。点検では、教育目標に基づく人材養成が地域・社会の要請に応えたものとなっているのかを評価するためにも、「雇用者による本学卒業生の評価」や「学外実習時の指導者による学生の評価」、「保護者による本学の評価」等を取り入れ、少しでも点検の制度が高まるように努めている（提出-5）（備付-23）。

**[区分 基準 I-B-2 学習成果 (Student Learning Outcomes) を定めている。]**

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学としての学習成果を建学の精神に基づき定めている。
- (2) 学科・専攻課程の学習成果を学科・専攻課程の教育目的・目標に基づき定めている。
- (3) 学習成果を学内外に表明している。
- (4) 学習成果を学校教育法の短期大学の規定に照らして、定期的に点検している。

**<区分 基準 I-B-2 の現状>**

(1) 本学では、認証評価制度をきっかけに、平成17年度より、建学の精神に基づく短期大学としての学習成果の策定・改定に取り組み、令和元年度は以下のように定めている（提出-1(P.7~16)、4）。また、この内容は、建学の精神のもと、「時代の変遷に対応し、且つ未来の社会を予測した教育改革に取り組み、佐賀の精神風土を大切にしながら佐賀の発展に貢献していく」ことを念頭に置き、学科・コースの教育目標の策定と同時・同様に提案・審議を繰り返し、確定したものである（備付-20、21）。

---

(提出-1より)

**佐賀女子短期大学**

本学は、建学の精神に基づき、社会のニーズに応えた2学科・6コースを設置し、幅広い教養と専門的知識、技能を教授するとともに、専門性をベースとした4つの総合力、すなわち、「女性の社会突破力」、「子どもの未来創造力」、「地域で育む実践力」、および「多文化共生力」を涵養する。これにより、学生は、これからの予測困難な時代の中で社会を生き抜く力を培い、子どもと地域の未来創造に資する能力を修得する。

---

(2) 各学科・コースの学習成果については、機関レベルの学習成果と同時・同様に、各学科・コースの教育目標に基づき策定・改定し、各学科・コースの特色を示しながらも機関、学科、コースそれぞれのレベルにおいて、レベル内及びレベル間で互いに関連し合い、一体的なものとなるように定めている。令和元年度の学習成果は以下の通りである（提出-1、4）。

---

(提出-1より)

**地域みらい学科**

本学科は、本学科の教育目標を実現するために、「食とヘルスマネジメントコース」、「福祉とソーシャルケアコース」、「健康とホスピタリティコース」、および「グローバル共生コース」の4つのコースを設置し、地域総合科学科としてのコース固有の教育課程、およびコース横断的な教育課程のもと、幅広い教養と専門的知識・技能を教授するとともに、専門性をベースとした4つの総合力、すなわち、「女性の社会突破力」、「子どもの未来創造力」、「地域で育む実践力」、および「多文化共生力」を涵養する。これにより、学生は、常に社会の一員として協働の精神を持つとともに、主体的な職業ビジョンや広い専門的視野を身に付け、地域の未来を創造していく力を修得する。

### 地域みらい学科 食とヘルスマネジメントコース

本コースは、本コースの教育目標を実現するために、栄養士および栄養教諭の2つの免許取得を核とした幅広い教養と専門的知識・技能を教授するとともに、専門性をベースとした4つの総合力、すなわち、「女性の社会突破力」、「子どもの未来創造力」、「地域で育む実践力」、および「多文化共生力」を涵養する。これにより、学生は、常に社会の一員として協働の精神を持つとともに、地域における健康管理や食文化の継承・発展、および生産から食卓までの食の循環や環境保全等を意識した食育推進に貢献していく力を修得する。

### 地域みらい学科 福祉とソーシャルケアコース

本コースは、本コースの教育目標を実現するために、介護福祉士の国家資格取得を核とした教育課程、および豊かなQOLの獲得を目的とした生活支援技術に関するカリキュラムを展開し、幅広い教養と専門的知識・技能を教授するとともに、専門性をベースとした4つの総合力、すなわち、「女性の社会突破力」、「子どもの未来創造力」、「地域で育む実践力」、および「多文化共生力」を涵養する。これにより、学生は、常に社会の一員として協働の精神を持つとともに、超高齢社会の将来を見据え、国際・地域社会の今日的課題を解決し、未来創造に貢献していく力を修得する。

### 地域みらい学科 健康とホスピタリティコース

本コースは、本コースの教育目標を実現するために、養護教諭および医療事務の免許・資格取得を核とした幅広い教養と専門的知識・技能を教授するとともに、専門性をベースとした4つの総合力、すなわち、「女性の社会突破力」、「子どもの未来創造力」、「地域で育む実践力」、および「多文化共生力」を涵養する。これにより、学生は、社会の一員として協働の精神を持つとともに、地域の健康ニーズに応え、現代の社会環境のめまぐるしい変化に対応した地域社会の健康づくりに貢献していく力を修得する。

### 地域みらい学科 グローバル共生コース

本コースは、本コースの教育目標を実現するために、外国語力、ビジネス能力、および司書としての技能の獲得を中心とした教育課程を展開し、幅広い教養と専門的知識・技能を教授するとともに、専門性をベースとした総合力、すなわち、「女性の社会突破力」、「子どもの未来創造力」、「地域で育む実践力」、および「多文化共生力」を涵養する。これにより、学生は、常に社会の一員として協働の精神を持つとともに、国際的な視野を持って、地域の未来創造に資する能力を修得する。

### こども未来学科

本学科は、本学科の教育目標を実現するために、「こども教育コース」および「こども保育コース」の2つのコースを設置し、幅広い教養と専門的知識・技能を教授するとともに、専門性をベースとした4つの総合力、すなわち、「女性の社会突破力」、「子どもの未来創造力」、「地域で育む実践力」、および「多文化共生力」を涵養する。これにより、学生は、常に社会の一員として協働の精神を持つとともに、教育者・保育者として子どもの最善の利益を図り、子どもの心身の発達や子育ての現場に寄与できることを目標とした専門的学習成果、および社会人・職業人として求められる基礎的学習成果を獲得する。

### こども未来学科 こども保育コース

本コースは、本コースの教育目標を実現するために、保育士および幼稚園教諭養成を核とした教育課程を、「子育て支援ユニット」、「発達支援ユニット」、および「保育表現ユニット」の3つのユニットの基で展開し、幅広い教養と専門的知識・技能を教授するとともに、専門性をベースとした4つの総合力、すなわち、「女性の社会突破力」、「子どもの未来創造力」、「地域で育む実践力」、および「多文化共生力」を涵養する。これにより、学生は、常に社会の一員として協働の精神を持つとともに、保育者として子どもの最善の利益を図り、子どもの心身の発達や子育ての現場に寄与できることを目標とした専門的学習成果、および社会人・職業人として求められる基礎的学習成果を獲得する。

### こども未来学科 こども教育コース

本コースは、本コースの教育目標を実現するために、小学校教諭二種、幼稚園教諭二種、および保育士の3つの免許取得を核とした幅広い教養と専門的知識・技能を教授するとともに、専門性をベースとした4つの総合力、すなわち、「女性の社会突破力」、「子どもの未来創造力」、「地域で育む実践力」、および「多文化共生力」を涵養する。これにより、学生は、常に社会の一員として協働の精神を持つとともに、教育者・保育者として子どもの最善の利益を図り、子どもの心身の発達や子育ての現場に寄与できることを目標とした専門的学習成果、および社会人・職業人として求められる基礎的学習成果を獲得する。

---

(3) 学習成果については、平成29年9月より、英訳とともにホームページで公表している他、令和元年度より、Campus Lifeに掲載して学内外に表明している（提出-1、4）。また、学生は、Campus Life等を活用して、新入生オリエンテーションや新入生宿泊研修、ホームルーム、個人面談等の中で理解を深め（備付-22）、教職員はFD/SD研修会を活用して理解の深化に努めている（備付-20）。

(4) 学習成果の定期的点検については、学校教育法第108条の「深く専門の学芸を教授研究し、職業又は實際生活に必要な能力を育成することを主な目的とする」の規定に基づき、本学の学習成果がこの規定に相応する内容のものとして評価できるのかという観点から取り組んでいる。具体的には、教育目標の定期的点検と同時・同様に、本学のアセスメント・ポリシーに基づき実施している（提出-5）（備付-23）。

**〔区分 基準 I-B-3 卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針（三つの方針）を一体的に策定し、公表している。〕**

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 三つの方針を関連付けて一体的に定めている。
- (2) 三つの方針を組織的議論を重ねて策定している。
- (3) 三つの方針を踏まえた教育活動を行っている。
- (4) 三つの方針を学内外に表明している。

### ＜区分 基準 I-B-3 の現状＞

(1) 三つの方針の策定に関しては、学校教育法施行規則第 165 条の 2「三つの方針の策定・公表の義務化(平成 29 年度より)」を前提に、平成 28 年度より学長及び AL0 が中心となり、三つの方針を定めるための「策定の方針」を、FD/SD 研修会や総合評価委員会、教授会で提案・審議を繰り返して定め、この方針に基づき、三つの方針を、機関、学科、コースそれぞれのレベルにおいて、レベル内及びレベル間で互いに関連し合い、一体的となるように、また、学生や高校生にもわかりやすいものとなるように定めている（備付-20、21）。具体的には、短期大学、各学科、各コースにおいて、建学の精神の流れを汲む教育目的・目標、及び学習成果のもとに、より具体的な学習成果を示したディプロマ・ポリシーを定め、そのもとにディプロマ・ポリシーを達成するためのカリキュラム・ポリシーを、そしてディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーに基づく学生像を示したアドミッション・ポリシーを順次定め、一体的となるように関連付けている。令和元年度の三つの方針については、以下の通りである（提出-1(P.7~16)、4）。

（提出-1 より）

#### 佐賀女子短期大学

##### **ディプロマ・ポリシー（卒業認定・学位授与の方針）**

本学は、本学の学習成果に基づき、以下の能力を備え、本学所定の在籍期間と単位取得等の卒業要件を満たした人に対して短期大学士の学位を授ける。

1. 「順和、礼讓、敬愛、奉仕」の学園訓を身に付け、女性の可能性を広げ、国際・地域社会の発展に貢献できる人
2. 本学で修得した教養と専門的知識・技能を、国際・地域社会で主体的に活用できる人
3. 他の意見を聴く姿勢を持ち、自ら考えて判断し、それをわかりやすく伝えることができる人
4. さまざまな人とコミュニケーションをとり、積極的に協働できる人
5. 学科やコースが求める専門性の基盤を構築できる人

##### **カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）**

本学は、本学のディプロマ・ポリシーに則り、以下の内容を重視した教育を行う。

1. 「順和、礼讓、敬愛、奉仕」の学園訓の涵養と女性の可能性を広げることを目的とした全学共通のキャリア教育
2. 思考力、コミュニケーション能力、実践力、および協働力の育成を目的としたインターンシップ、アクティブ・ラーニング、地域連携型授業、およびグローバル教育等
3. 学科やコースが定める専門性の基盤獲得を目指した教育課程の編成

##### **アドミッション・ポリシー（入学者受入れの方針）**

本学は、本学のカリキュラム・ポリシーに基づいた教育を展開し、本学の学習成果を獲得していくために、以下のような人材を国内外から広く受け入れる。

1. 「順和、礼讓、敬愛、奉仕」の学園訓に共感し、女性の可能性を広げ、地域社会の発展に貢献しようとする人
2. 本学の学びに必要な教養と基礎的知識・技能を備え、主体的に学ぼうとする人
3. 他の意見を聴く姿勢を持ち、自ら考えて判断し、それをわかりやすく伝えようとする人
4. さまざまな人とコミュニケーションをとり、積極的に協働しようとする人
5. 志望する学科やコースが求める専門性の基盤を身に付けようとする人

## 地域みらい学科

### **ディプロマ・ポリシー（卒業認定・学位授与の方針）**

本学科は、本学科の学習成果に基づき、以下の能力を備え、本学所定の在籍期間と単位取得等の卒業要件を満たした人に対して短期大学士の学位を授ける。

1. 「順和、礼讓、敬愛、奉仕」の学園訓を身に付け、女性の可能性を広げ、国際・地域社会の発展に貢献できる人
2. 本学で修得した教養と専門的知識・技能を、国際・地域社会で主体的に活用できる人
3. 他の意見を聴く姿勢を持ち、自ら考えて判断し、それをわかりやすく伝えることができる人
4. さまざまな人とコミュニケーションをとり、積極的に協働できる人
5. コースが求める専門性の基盤を構築できる人

### **カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）**

本学科は、本学科のディプロマ・ポリシーに則り、以下の内容を重視した教育を行う。

1. 「順和、礼讓、敬愛、奉仕」の学園訓の涵養と女性の可能性を広げることを目的とした全学共通のキャリア教育、および学科共通のキャリア教育
2. 思考力、コミュニケーション能力、実践力、および協働力の育成を目的としたインターンシップ、アクティブ・ラーニング、地域連携型授業、およびグローバル教育等
3. コースが定める専門性の基盤獲得を目指した教育課程の編成

### **アドミッション・ポリシー（入学者受入れの方針）**

本学科は、本学科のカリキュラム・ポリシーに基づいた教育を展開し、本学科の学習成果を獲得していくために、以下のような人材を国内外から広く受け入れる。

1. 「順和、礼讓、敬愛、奉仕」の学園訓に共感し、女性の可能性を広げ、地域社会の発展に貢献しようとする人
2. 本学の学びに必要な教養と基礎的知識・技能を備え、主体的に学ぼうとする人
3. 他の意見を聴く姿勢を持ち、自ら考えて判断し、それをわかりやすく伝えようとする人
4. さまざまな人とコミュニケーションをとり、積極的に協働しようとする人
5. 志望するコースが求める専門性の基盤を身に付けようとする人

## 地域みらい学科 食とヘルスマネジメントコース

### **ディプロマ・ポリシー（卒業認定・学位授与の方針）**

本コースは、本コースの学習成果に基づき、以下の能力を備え、本学所定の在籍期間と単位取得等の卒業要件を満たした人に対して短期大学士（食物総合学）の学位を授ける。

1. 「順和、礼讓、敬愛、奉仕」の学園訓を身に付け、女性の可能性を広げ、国際・地域社会の発展に貢献できる人
2. コミュニケーションを円滑にし、積極的に協働できる人
3. 食に関する専門的知識や実践的技能を修得し、国際・地域社会における食の世界の今日的なニーズに対応できる人

### **カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）**

本コースは、本コースのディプロマ・ポリシーに則り、以下の内容を重視した教育を行う。

1. 「順和、礼讓、敬愛、奉仕」の学園訓の涵養と女性の可能性を広げることを目的とした全学、および学科共通のキャリア教育
2. コミュニケーション能力と人間関係のスキルを実践的に身に付けるカリキュラム
3. 食に関する専門的知識や実践的技能を幅広く身に付け、栄養士としての使命感と豊かな人間性を育むカリキュラム
4. 現場において栄養管理に関する実践力を高め、人々の健康づくりを通して未来創造に貢献していく力を育むカリキュラム

### **アドミッション・ポリシー（入学者受入れの方針）**

本コースは、本コースのカリキュラム・ポリシーに基づいた教育を展開し、本コースの学習成果を獲得していくために、以下のような人材を国内外から広く受け入れる。

1. 「順和、礼讓、敬愛、奉仕」の学園訓に共感し、女性の可能性を広げ、地域社会の発展に貢献しようとする人

2. 本学の学びに必要な教養と基礎的知識・技能を備え、主体的に学ぼうとする人
3. 他の意見を聴く姿勢を持ち、自ら考えて判断し、それをわかりやすく伝えようとする人
4. さまざまな人とコミュニケーションをとり、積極的に協働しようとする人
5. 「食育」に関心があり、いろいろな人と協力して食の世界の発展に貢献していきたい人
6. 「栄養管理」に関心があり、食事を介した人々の健康づくりに貢献していきたい人
7. 「調理」や「食品」に関心があり、食文化の継承と発展に貢献していきたい人

## 地域みらい学科 福祉とソーシャルケアコース

### **ディプロマ・ポリシー（卒業認定・学位授与の方針）**

本コースは、本コースの学習成果に基づき、以下の能力を備え、本学所定の在籍期間と単位取得等の卒業要件を満たした人に対して短期大学士（介護福祉学）の学位を授ける。

1. 「順和、礼譲、敬愛、奉仕」の学園訓を身に付け、女性の可能性を広げ、国際・地域社会の発展に貢献できる人
2. 介護を必要とする人の心に寄り添い、その立場に立って考えることができ、適切に行動することができる人
3. 介護福祉士に必要な幅広い専門知識と、個性を理解した根拠のある生活支援技術を身に付けている人
4. 生活支援技術の理論と実践を統合し、個別介護計画の立案・実施・評価ができる人
5. 福祉の現状に関心を持ち、予想される未来について推察する力を身に付けている人

### **カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）**

本コースは、本コースのディプロマ・ポリシーに則り、以下の内容を重視した教育を行う。

1. 「順和、礼譲、敬愛、奉仕」の学園訓の涵養と女性の可能性を広げることを目的とした全学、および学科共通のキャリア教育
2. 建学の精神に則り、介護福祉士としての知識・技術を身に付け、専門職としての意識を高めるカリキュラム
3. 「介護の基本」を重視し、感性豊かな人間性と幅広い教養を身に付け、介護を必要とする人との信頼関係のスキルについて実践的に学ぶカリキュラム
4. 介護福祉の専門性を高めるために介護過程の展開技法を身に付け、介護を計画的に実施し、その結果を自ら評価できる能力を高めるカリキュラム
5. 介護福祉士として求められる高い医学知識・技術を身に付け、保健医療福祉従事者と連携・協働し、チームに参画する実践力を高めるカリキュラム
6. 介護を必要とする人の生命や人権を尊重し、自立支援の視点から生活支援を理解するカリキュラム

### **アドミッション・ポリシー（入学者受入れの方針）**

本コースは、本コースのカリキュラム・ポリシーに基づいた教育を展開し、本コースの学習成果を獲得していくために、以下のような人材を国内外から広く受け入れる。

1. 「順和、礼譲、敬愛、奉仕」の学園訓に共感し、女性の可能性を広げ、地域社会の発展に貢献しようとする人
2. 本学の学びに必要な教養と基礎的知識・技能を備え、主体的に学ぼうとする人
3. 他の意見を聴く姿勢を持ち、自ら考えて判断し、それをわかりやすく伝えようとする人
4. さまざまな人とコミュニケーションをとり、積極的に協働しようとする人
5. 高齢や障がいの有無にかかわらず、すべての人を尊重できる人
6. 人や社会、地域と触れ合うことに喜びを感じることができる人
7. 礼儀正しく、笑顔で心掛けていて人との調和を築ける人
8. 福祉の知識・技術の修得を身に付けようと努力する人

## 地域みらい学科 健康とホスピタリティコース

### **ディプロマ・ポリシー（卒業認定・学位授与の方針）**

本コースは、本コースの学習成果に基づき、以下の能力を備え、本学所定の在籍期間と単位取得等の卒業要件を満たした人に対して短期大学士（健康医療学）の学位を授ける。

1. 「順和、礼譲、敬愛、奉仕」の学園訓を身に付け、女性の可能性を広げ、国際・地域社会の発展に貢献できる人
2. コミュニケーションを円滑にし、積極的に協働できる人
3. 健康に関する専門的知識や実践的技能を修得し、ヘルスプロモーションを基本理念とした地域社会の健康づくり活動に主体的に取り組める人

### **カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）**

本コースは、本コースのディプロマ・ポリシーに則り、以下の内容を重視した教育を行う。

1. 「順和、礼譲、敬愛、奉仕」の学園訓の涵養と女性の可能性を広げることを目的とした全学、および学科共通のキャリア

**教育**

2. コミュニケーション能力と人間関係のスキルを実践的に身に付けるカリキュラム
3. 健康に関する専門的知識や実践的スキルを幅広く身に付け、養護教諭・医療事務員としての使命感と豊かな人間性を育むカリキュラム
4. ICT等を活用した実践力・応用力など、地域社会の健康づくりに貢献していく力を育むカリキュラム

**アドミッション・ポリシー（入学者受入れの方針）**

本コースは、本コースのカリキュラム・ポリシーに基づいた教育を展開し、本コースの学習成果を獲得していくために、以下のような人材を国内外から広く受け入れる。

1. 「順和、礼譲、敬愛、奉仕」の学園訓に共感し、女性の可能性を広げ、地域社会の発展に貢献しようとする人
2. 本学の学びに必要な教養と基礎的知識・技能を備え、主体的に学ぼうとする人
3. 他の意見を聴く姿勢を持ち、自ら考えて判断し、それをわかりやすく伝えようとする人
4. さまざまな人とコミュニケーションをとり、積極的に協働しようとする人
5. 健康に関心があり、人々の健康増進に貢献したい人
6. 学校や医療機関に関心があり、学校保健や医療事務に情熱をもてる人
7. 専門的知識や技能、ホスピタリティ精神を身に付けようとする人

**地域みらい学科 グローバル共生コース****ディプロマ・ポリシー（卒業認定・学位授与の方針）**

本コースは、本コースの学習成果に基づき、以下の能力を備え、本学所定の在籍期間と単位取得等の卒業要件を満たした人に対して短期大学士（多文化共生学）の学位を授ける。

1. 「順和、礼譲、敬愛、奉仕」の学園訓を身に付け、女性の可能性を広げ、国際・地域社会の発展に貢献できる人
2. 言語を問わず、さまざまな人とコミュニケーションをとり、積極的に協働できる人
3. 多文化共生力、専門的知識・技能（外国語力、ビジネス能力、司書としての技能）を国際・地域社会で主体的に活用できる人

**カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）**

本コースは、本コースのディプロマ・ポリシーに則り、以下の内容を重視した教育を行う。

1. 「順和、礼譲、敬愛、奉仕」の学園訓の涵養と女性の可能性を広げることを目的とした全学、および学科共通のキャリア教育
2. 国際・地域社会において、思考力、コミュニケーション能力、実践力、および協働力の育成を目的としたインターンシップ、アクティブ・ラーニング・地域連携型授業、およびグローバル教育
3. 国際・地域社会において、さまざまな言語、文化背景を持つ人々とともに生きる多文化共生力の育成を目的とした外国語教育、多文化理解教育
4. 司書として身に付けるべき科目群（情報司書分野）

**アドミッション・ポリシー（入学者受入れの方針）**

本コースは、本コースのカリキュラム・ポリシーに基づいた教育を展開し、本コースの学習成果を獲得していくために、以下のような人材を国内外から広く受け入れる。

1. 「順和、礼譲、敬愛、奉仕」の学園訓に共感し、女性の可能性を広げ、地域社会の発展に貢献しようとする人
2. 本学の学びに必要な教養と基礎的知識・技能を備え、主体的に学ぼうとする人
3. 他の意見を聴く姿勢を持ち、自ら考えて判断し、それをわかりやすく伝えようとする人
4. さまざまな人とコミュニケーションをとり、積極的に協働しようとする人
5. 多文化理解や、外国語学習、司書への探求心があり、自らの目標に向かって努力しようとする人
6. 国内外インターンシップや国内外グローバル体験に積極的に参加し、地域社会の一員として貢献しようとする意欲がある人

**こども未来学科****ディプロマ・ポリシー（卒業認定・学位授与の方針）**

本学科は、別に定める学習成果に基づき、以下の能力を備え、本学所定の在籍期間と単位取得等の卒業要件を満たした人に対して短期大学士の学位を授ける。

1. 「順和、礼譲、敬愛、奉仕」の学園訓を身に付け、女性の可能性を広げ、国際・地域社会の発展に貢献できる人
2. 本学で修得した教養と専門的知識・技能を、国際・地域社会で主体的に活用できる人
3. 他の意見を聴く姿勢を持ち、自ら考えて判断し、それをわかりやすく伝えることができる人

4. さまざまな人とコミュニケーションをとり、積極的に協働できる人
5. それぞれのコースが求める専門性の基盤を構築できる人

#### カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）

本学科は、本学科のディプロマ・ポリシーに則り、以下の内容を重視した教育を行う。

1. 「順和、礼讓、敬愛、奉仕」の学園訓の涵養と女性の可能性を広げることを目的とした全学共通のキャリア教育、および学科共通のキャリア教育
2. 思考力、コミュニケーション能力、実践力、および協働力の育成を目的としたインターンシップ、アクティブ・ラーニング、地域連携型授業、およびグローバル教育等
3. それぞれのコースが定める専門性の基盤獲得を目指した教育課程の編成

#### アドミッション・ポリシー（入学者受入れの方針）

本学科は、カリキュラム・ポリシーに基づいた教育を展開し、学習成果を獲得していくために、以下のような人材を国内外から広く受け入れる。

1. 「順和、礼讓、敬愛、奉仕」の学園訓に共感し、女性の可能性を広げ、地域社会の発展に貢献しようとする人
2. 本学の学びに必要な教養と基礎的知識・技能を備え、主体的に学ぼうとする人
3. 他の意見を聴く姿勢を持ち、自ら考えて判断し、それをわかりやすく伝えようとする人
4. さまざまな人とコミュニケーションをとり、積極的に協働しようとする人
5. 志望するコースが求める専門性の基盤を身に付けようとする人

### こども未来学科 こども保育コース

#### ディプロマ・ポリシー（卒業認定・学位授与の方針）

本コースは、本コースの学習成果に基づき、以下の能力を備え、本学所定の在籍期間と単位取得等の卒業要件を満たした人に対して短期大学士（こども学）の学位を授ける。

1. 「順和、礼讓、敬愛、奉仕」の学園訓を身に付け、女性の可能性を広げ、国際・地域社会の発展に貢献できる人
2. 保育者としての使命感と豊かな人間性を持ち、常に子どもに寄り添い、子どもを尊重することができる人
3. 保育者としての専門的知識や実践的スキルを修得し、様々な側面から子どもを理解し、国際・地域社会における今日的なニーズに対応できる人
4. 保育者として求められるコミュニケーション能力と人間関係を調整する能力を身に付けている人

#### カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）

本コースは、本コースのディプロマ・ポリシーに則り、以下の内容を重視した教育を行う。

1. 「順和、礼讓、敬愛、奉仕」の学園訓の涵養と女性の可能性を広げることを目的とした全学、および学科共通のキャリア教育
2. 建学の精神に則り、社会人・職業人として必要な基本的範疇や倫理等について学び、意識を高めるカリキュラム
3. 保育者としての使命感と豊かな人間性を持ち、常に子どもに寄り添い、子どもを尊敬する姿勢を育むカリキュラム
4. 保育者としての専門的知識や実践的スキルを修得し、様々な側面から子どもを理解するカリキュラム
5. 保育者として求められるコミュニケーション能力と人間関係のスキルについて実践的に学ぶカリキュラム
6. 問題意識を持って課題を設定し、現場において実習形式で、保育に関する実践力を高めるカリキュラム

#### アドミッション・ポリシー（入学者受入れの方針）

本コースは、本コースのカリキュラム・ポリシーに基づいた教育を展開し、本コースの学習成果を獲得していくために、以下のような人材を国内外から広く受け入れる。

1. 「順和、礼讓、敬愛、奉仕」の学園訓に共感し、女性の可能性を広げ、地域社会の発展に貢献しようとする人
2. 本学の学びに必要な教養と基礎的知識・技能を備え、主体的に学ぼうとする人
3. 他の意見を聴く姿勢を持ち、自ら考えて判断し、それをわかりやすく伝えようとする人
4. さまざまな人とコミュニケーションをとり、積極的に協働しようとする人
5. 乳幼児が大好きで、保育のスペシャリストになりたい人
6. 感性が豊かで、いろいろな遊びを工夫できる人
7. 子どもや家族の福祉に興味・関心がある人

### こども未来学科 こども教育コース

#### ディプロマ・ポリシー（卒業認定・学位授与の方針）

本コースは、本コースの学習成果に基づき、以下の能力を備え、本学所定の在籍期間と単位取得等の卒業要件を満たした人に対して短期大学士（こども学）の学位を授ける。

1. 「順和、礼讓、敬愛、奉仕」の学園訓を身に付け、女性の可能性を広げ、国際・地域社会の発展に貢献できる人
2. 豊富な社会体験を通して、自ら考える力や幅広い教養とコミュニケーション能力を身に付けることができる人
3. 将来の小学校教諭・幼稚園教諭・保育士等としての目的意識を持ち、使命感と豊かな人間性を備えた人
4. 基礎・基本の学力とともに、専門的知識や実践的技能を身に付けようと努力する人

#### カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）

本コースは、本コースのディプロマ・ポリシーに則り、以下の内容を重視した教育を行う。

1. 「順和、礼讓、敬愛、奉仕」の学園訓の涵養と女性の可能性を広げることを目的とした全学、および学科共通のキャリア教育
2. 建学の精神に則り、社会人・職業人として必要な基本的範疇や倫理等について学び、意識を高めるカリキュラム
3. 教育者・保育者として求められるコミュニケーション能力や対人関係のスキルについて実践的に学ぶカリキュラム
4. 教育者・保育者としての使命感と豊かな人間性を持ち、常に子どもに寄り添い、子どもを尊敬する姿勢を育むカリキュラム
5. 教育者・保育者としての専門的知識や実践的技能を修得し、さまざまな視点から子どもを理解するカリキュラム
6. 問題意識を持って課題を設定し、現場において実習形式で、教育者・保育者としての実践力を高めるカリキュラム

#### アドミッション・ポリシー（入学者受入れの方針）

本コースは、本コースのカリキュラム・ポリシーに基づいた教育を展開し、本コースの学習成果を獲得していくために、以下のような人材を国内外から広く受け入れる。

1. 「順和、礼讓、敬愛、奉仕」の学園訓に共感し、女性の可能性を広げ、地域社会の発展に貢献しようとする人
2. 本学の学びに必要な教養と基礎的知識・技能を備え、主体的に学ぼうとする人
3. 他の意見を聴く姿勢を持ち、自ら考えて判断し、それをわかりやすく伝えようとする人
4. さまざまな人とコミュニケーションをとり、積極的に協働しようとする人
5. 子どもが好きで、学童期までの保育や教育に情熱を持てる人
6. 好奇心が旺盛で、何事にも感動できる人
7. 音楽、造形、身体表現などの活動を通して、いろいろな遊びや学びを工夫できる人

(2) 三つの方針の具体的な内容は、「策定の方針」に基づき、総合評価委員会、コース会議、学科会、教授会で議論を重ねて構築し、FD/SD研修会を開催して全教職員へ周知している（備付-20、21）。更に、三つの方針の定期的点検についても、本学のアセスメント・ポリシーに基づき、教育目標や学習成果の定期的点検と同時・同様に、成果や整合性等について議論して取り組んでいる（提出-5）（備付-23）。

(3) 三つの方針を踏まえ、本学への入学予定者に対しては、アドミッション・ポリシーに則したコース固有の入学前教育を展開し、専門性への興味関心を高めて入学後のスムーズな学びにつながるよう努めている（備付-24）。また、入学後の学生に対しては、学習成果の獲得向上を目指した教育活動に努めている。具体的には、各コースのディプロマ・ポリシーのもとに更に具体的な評価基準を以下の通り定め（備付-25）、「評価基準」と「カリキュラム・ポリシーのもとに展開している全ての授業科目」との関連性を示すカリキュラム・マップ（備付-26）、及び評価基準の到達度を示した学習成果ルーブリック（備付-27）を作成して、ディプロマ・ポリシーの到達目標である学習成果の可視化を図り、学期毎に各コースで学生一人ひとりの学習成果の到達度を測定・数値化している。更に年度末には、「教育カンファレンス」にて、各コースの全体的な学習成果の到達度や機関レベルにおける改善等に関する全学討議を行っている（提出-5）。授業に関しては、全ての授業科目のシラバスに、その授業に関連するディプロマ・ポリシーと評価基準を掲載して授業の到達

目標を定め（備付-28）、それに基づく科目レベルの評価活動に教員が主体的に取り組めるように、「授業評価報告書」の作成を行っている（備付-29）。なお、シラバスの完成度は、各コース選出の教務委員がチェックしている。

（備付-25より）

### 地域みらい学科 食とヘルスマネジメントコース

本コースは、学習成果の評価を明確にするために、本コースのディプロマ・ポリシー（1～3）に基づき、次の通り評価基準（①～⑫）を定める。

1. 「順和、礼譲、敬愛、奉仕」の学園訓を身に付け、女性の可能性を広げ、国際・地域社会の発展に貢献できる人
  - ① 建学の精神に則り、社会人・職業人として必要な基本的な生活習慣や態度（4S：整理・整頓・清潔・清掃）を身に付けている
  - ② 建学の精神に則り、社会人・職業人として必要な基本的な生活習慣や態度（時間厳守、適切な言葉づかい・挨拶・礼儀）を身に付けている
  - ③ 授業や行事等に積極的にに関わり、自主的に学習していく姿勢・態度を身に付けている
  - ④ 地域における健康管理や食文化の継承・発展等の食育活動に、主体的に関わろうとしている
  - ⑤ 国内外のインターンシップや海外研修、ボランティア活動等に積極的に参加し、国際・地域社会に主体的に関わろうとしている
2. コミュニケーションを円滑にし、積極的に協働できる人
  - ⑥ 自分の仕事や役割を自覚し、責任を持って協働することができる
  - ⑦ 相手の気持ちを尊重し、思いやりの心を持って協働することができる
3. 食に関する専門的知識や実践的技能を修得し、国際・地域社会における食の世界の今日的なニーズに対応できる人
  - ⑧ 「社会生活と健康（社会・環境と健康の関係）」、「人体の構造と機能（人体の仕組み）」および「食品と衛生（食品の栄養と安全）」に関する専門基礎分野の知識と技術が身に付いている
  - ⑨ 「栄養と健康（栄養管理と食事療法）」に関する専門分野の知識と技術が身に付いている
  - ⑩ 「栄養の指導（個人および集団の栄養指導）」に関する専門分野の知識と技術が身に付いている
  - ⑪ 「給食の運営（給食の計画と実務）」に関する専門分野の知識と技術が身に付いている
  - ⑫ 「調理（食事設計と調理操作）」に関する専門分野の知識と技術が身に付いている

### 地域みらい学科 福祉とソーシャルケアコース

本コースは、学習成果の評価を明確にするために、本コースのディプロマ・ポリシー（1～5）に基づき、次の通り評価基準（①～⑪）を定める。

1. 「順和、礼譲、敬愛、奉仕」の学園訓を身に付け、女性の可能性を広げ、国際・地域社会の発展に貢献できる人
  - ① 建学の精神に則り、社会人・職業人として必要な基本的な生活習慣や態度を身に付けている
  - ② 授業や行事等に積極的にに関わり、自主的に学習していく姿勢・態度を身に付けている
  - ③ 国内外のインターンシップや海外研修、ボランティア活動等に積極的に参加し、国際・地域社会に主体的に関わろうとしている
2. 介護を必要とする人の心に寄り添い、その立場に立って考えることができ、適切に行動することができる人
  - ④ 介護を必要とする人に共感的態度で接することができ、その人の立場に立って考えることができる
  - ⑤ 利用者の状態や状況を見て、その場に応じた適切な行動がとれる
  - ⑥ 利用者の苦情等に対し、その背景や気持ちを考えることができる
3. 介護福祉士に必要な幅広い専門知識と、個性を理解した根拠のある生活支援技術を身に付けている人
  - ⑦ 一人ひとりの人権と尊厳に配慮した介護ができる
  - ⑧ 介護実践の根拠となる知識・技術が理解できる
  - ⑨ 介護に関する社会保障の制度、施策についての基本的な理解ができる
4. 生活支援技術の理論と実践を統合し、個別介護計画の立案・実施・評価ができる人
  - ⑩ ICF の考え方を理解してニーズの把握と実践に活用できる
  - ⑪ 介護に関わる他職種とその専門機能を理解している

- ⑫ 介護計画の内容を理解し、提供した介護実践の評価ができる
- 5. 福祉の現状に関心を持ち、予想される未来について推察する力を身に付けている人
  - ⑬ 地域社会全体の福祉の向上に関心を持つことができる
  - ⑭ 福祉の現状と予測される将来について自発的な学びができる

### 地域みらい学科 健康とホスピタリティコース

本コースは、学習成果の評価を明確にするために、本コースのディプロマ・ポリシー（1～3）に基づき、次の通り評価基準（①～⑩）を定める。

1. 「順和、礼譲、敬愛、奉仕」の学園訓を身に付け、女性の可能性を広げ、国際・地域社会の発展に貢献できる人
  - ① 建学の精神に則り、社会人・職業人として必要な基本的な生活習慣や態度（4S：整理・整頓・清潔・清掃）を身に付けている
  - ② 建学の精神に則り、社会人・職業人として必要な基本的な生活習慣や態度（時間厳守、適切な言葉づかい・挨拶・礼儀）を身に付けている
  - ③ 授業や行事等に積極的にに関わり、自主的に学習していく姿勢・態度を身に付けている
  - ④ 地域や学校における健康づくりに、主体的に関わろうとしている
  - ⑤ 国内外のインターンシップや海外研修、ボランティア活動等に積極的に参加し、国際・地域社会に主体的に関わろうとしている
2. コミュニケーションを円滑にし、積極的に協働できる人
  - ⑥ 自分の仕事や役割を自覚し、責任を持って協働することができる
  - ⑦ 相手の気持ちを尊重し、思いやりの心を持って協働することができる
3. 健康に関する専門的知識や実践的技能を修得し、ヘルスプロモーションを基本理念とした地域社会の健康づくり活動に主体的に取り組める人
  - ⑧ 地域社会の健康づくりを支援するための基礎的な力を身に付けている
  - ⑨ ICT等を活用した実践力・応用力など、地域社会の健康づくりに貢献する力を身に付けている
  - ⑩ ヘルスプロモーションの基本理念を理解し、地域社会の健康づくりを実践していく総合的対応能力を身に付けている

### 地域みらい学科 グローバル共生コース

本コースは、学習成果の評価を明確にするために、本コースのディプロマ・ポリシー（1～3）に基づき、次の通り評価基準（ビジネス英語分野：①～⑩、韓国語分野：①～⑨、情報司書分野：①～⑩）を定める。

#### ビジネス英語分野

1. 「順和、礼譲、敬愛、奉仕」の学園訓を身に付け、女性の可能性を広げ、国際・地域社会の発展に貢献できる人
  - ① 建学の精神に則り、社会人・職業人として必要な基本的な生活習慣や態度を身に付けている
  - ② 授業や行事等に積極的にに関わり、自主的に学習していく姿勢・態度を身に付けている
  - ③ 国内外のインターンシップや海外研修、ボランティア活動等に積極的に参加し、国際・地域社会に主体的に関わろうとしている
2. 言語を問わず、さまざまな人とコミュニケーションをとり、積極的に協働できる人
  - ④ 国際的な広い視野を持ち、英語、日本語に関わらず、高いコミュニケーション能力を身に付けている
  - ⑤ コミュニケーションを円滑にし、人間関係をスムーズに整えることができる
3. 多文化共生力、専門的知識・技能（外国語力、ビジネス能力、司書としての技能）を国際・地域社会で主体的に活用できる人
  - ⑥ 実用英語検定を段階的に受験・合格し、TOEIC の高得点を達成している
  - ⑦ 英文読解・英文聴解において、ある程度複雑な内容が理解できる
  - ⑧ 英会話・英作文において、経験、意見などを流暢に話すこと、書くことができる
  - ⑨ ビジネススキル、IT スキルを身に付けている
  - ⑩ 基礎的な韓国語能力を身に付けている

#### 韓国語分野

1. 「順和、礼譲、敬愛、奉仕」の学園訓を身に付け、女性の可能性を広げ、国際・地域社会の発展に貢献できる人
  - ① 建学の精神に則り、社会人・職業人として必要な基本的な生活習慣や態度を身に付けている
  - ② 授業や行事等に積極的にに関わり、自主的に学習していく姿勢・態度を身に付けている
  - ③ 国内外のインターンシップや海外研修、ボランティア活動等に積極的に参加し、国際・地域社会に主体的に関わろうとしている
2. 言語を問わず、さまざまな人とコミュニケーションをとり、積極的に協働できる人

- ④ 国際的な広い視野を持ち、韓国語、日本語に関わらず、高いコミュニケーション能力を身に付けている
  - ⑤ コミュニケーションを円滑にし、人間関係をスムーズに整えることができる
3. 多文化共生力、専門的知識・技能（外国語力、ビジネス能力、司書としての技能）を国際・地域社会で主体的に活用できる人
- ⑥ 韓国語能力試験（TOPIK）中級程度の実力を身に付け、合格できる力を持っている
  - ⑦ 韓国への留学や研修等を通して、異文化に対する理解力を身に付けている
  - ⑧ ビジネススキル、IT スキルを身に付けている
  - ⑨ ある程度の英語能力を身に付けている

#### 情報司書分野

1. 「順和、礼讓、敬愛、奉仕」の学園訓を身に付け、女性の可能性を広げ、国際・地域社会の発展に貢献できる人
- ① 建学の精神に則り、社会人・職業人として必要な基本的な生活習慣や態度を身に付けている
  - ② 授業や行事等に積極的に関わり、自主的に学習していく姿勢・態度を身に付けている
  - ③ 国内外のインターンシップや海外研修、ボランティア活動等に積極的に参加し、国際・地域社会に主体的に関わるようとしている
2. 言語を問わず、さまざまな人とコミュニケーションをとり、積極的に協働できる人
- ④ 学際的な広い視野を持ち、豊かな言語能力とコミュニケーション能力を身に付けている
  - ⑤ コミュニケーションを円滑にし、人間関係をスムーズに整えることができる
3. 多文化共生力、専門的知識・技能（外国語力、ビジネス能力、司書としての技能）を国際・地域社会で主体的に活用できる人
- ⑥ 多様な情報の中から、必要な情報、役に立つ情報を選別する能力を身に付けている
  - ⑦ 図書館の基本的機能、役割について理解している
  - ⑧ 図書館サービスのための基礎的知識、技術を身に付けている
  - ⑨ 図書館司書の現場で必要とされる、多文化理解や多文化サービス技能を身に付けている
  - ⑩ ビジネススキル、IT スキルを身に付けている
  - ⑪ ある程度の英語または韓国語能力を身に付けている

#### こども未来学科 こども保育コース

本コースは、学習成果の評価を明確にするために、本コースのディプロマ・ポリシー（1～4）に基づき、次の通り評価基準（①～⑫）を定める。

1. 「順和、礼讓、敬愛、奉仕」の学園訓を身に付け、女性の可能性を広げ、国際・地域社会の発展に貢献できる人
- ① 建学の精神に則り、社会人・職業人として必要な基本的な生活習慣や態度を身に付けている
  - ② 生涯を通して学び続ける態度を身に付け、国際・地域社会に主体的に関わろうとしている
  - ③ 自律の精神を持ち、自己管理の能力を身に付けている
2. 保育者としての使命感と豊かな人間性を持ち、常に子どもに寄り添い、子どもを尊重することができる人
- ④ 子どもに対する深い愛情と保育者としての使命感を持っている
  - ⑤ 豊かな感性を持って常に子どもの心に寄り添い、共感することができる
  - ⑥ 子どもの権利を理解し、尊重する姿勢を有している
3. 保育者としての専門的知識や実践的技能を修得し、様々な側面から子どもを理解し、今日的な教育・保育ニーズに対応することができる人
- ⑦ 保育内容についての専門知識を持っている
  - ⑧ 遊びや生活の援助などの実践に必要な能力を身に付けている
  - ⑨ 子どもを理解するための知識と実践的な能力を有している
  - ⑩ 別支援教育や子育て支援などの現代的な教育・保育ニーズの理解と実践ができる
4. 保育者として求められるコミュニケーション能力と人間関係を調整する能力を身に付けている人
- ⑪ 適切に自己を表現し、他者の意見を傾聴することができるコミュニケーション能力を身に付けている
  - ⑫ 子どもや他の保育者と良好な人間関係を築くことができる

#### こども未来学科 こども教育コース

本コースは、学習成果の評価を明確にするために、本コースのディプロマ・ポリシー（1～4）に基づき、次の通り評価基準（①～⑩）を定める。

1. 「順和、礼讓、敬愛、奉仕」の学園訓を身に付け、女性の可能性を広げ、国際・地域社会の発展に貢献できる人

- ① 建学の精神に則り、学園訓を意識した大学生活を過ごそうと努力している
  - ② 思いやり、公共心、倫理観、基礎的なマナー、状況判断等ができる力を備えている
  - ③ 国際・地域社会の情報を収集し主体的に関わろうとしている
  2. 豊富な社会体験を通して、自ら考える力や幅広い教養とコミュニケーション能力を身に付けることができる人
    - ④ 社会活動やボランティア活動に積極的に関わろうとしている
    - ⑤ 日常の授業や大学行事等には問題意識をもって積極的にに関わり、自らの考えや意見を表明しようと努力している
    - ⑥ 社会人基礎力（前に踏み出す力、考え抜く力、チームで働く力）を意識し、大学の仲間や実習先での教職員等と積極的にコミュニケーションを図ろうとしている
  3. 将来の小学校教諭・幼稚園教諭・保育士等としての目的意識を持ち、使命感と豊かな人間性を備えた人
    - ⑦ 求められる教職員像である「子どもに対する愛情」と「人権感覚」を構築しようと努力している
    - ⑧ 子どもの権利を理解し、尊重する姿勢、態度を有している
  4. 基礎・基本の学力とともに、専門的知識や実践的技能を身に付けようとする人
    - ⑨ 読み、書き、算数、基本的なITスキル、集団行動を指導できる等の力を身に付けようとしている
    - ⑩ 遊びや教科指導などの実践に必要な教育技術や指導力を身に付けている
- 

(4) 教育活動の基盤となる三つの方針は、平成29年9月より、英訳とともにホームページで公表している他、令和元年度より、Campus Life等に掲載して学内外に表明している（提出-1、4）。また、学生は新入生オリエンテーションや新入生宿泊研修、ホームルーム、更には個人面談等の中で理解を深め（備付-22）、教職員はFD/SD研修会を活用して理解の深化に努めている（備付-20）。三つの方針の中でも特にアドミッション・ポリシーに関しては、オープンキャンパスや進学説明会等で、本学への進学希望者や保護者、高等学校教員等へ説明をし、進路決定の判断材料となるように努めている。

**<テーマ 基準 I-B 教育の効果の課題>****課題 I-04**

本学は、建学の精神のもと、「教育目標」、「学習成果」及び「三つの方針」それぞれが、機関、学科、コースそれぞれのレベルにおいて、レベル内及びレベル間で互いに関連し合い、一体的となるように定め、そのもとで教育の質保証を目指した教育活動を展開している。より良い成果を獲得していくためには、本学の取り組みに対する外部評価を実施し、その評価を高めていくことが重要となるが、その取り組みを実施する前提として、まずは、本学の教育理念に基づく教育方針を広く社会に浸透していくことが必要であり、本学の「建学の精神」をはじめとする「教育目標」、「学習成果」、及び「三つの方針」の学内外への表明を強化していくことが課題となる。

**<テーマ 基準 I-B 教育の効果の特記事項>**

機関レベルにおける教育改革サイクルの中核的位置づけと定めている全学討議「教育カンファレンス」は、平成22年度より開始して10年が経つ。その間、取り組み方等を少しずつ改善し、平成29年度からは、各コースの学習成果に関する1年間の成果報告の他にも、教務部、学生部、図書館、グローバル教育センター、生涯学習センター、キャリア支援センター、健康管理センター、事務局など、各部署からの学習成果につながる1年間の成果報告もできるように時間を設けて取り組んでいる。平成30年度には、新たに現代韓国文化研究センターからの発表を加え、より機能的な教育改革サイクルへと意識を向けて教育活動に努めることができている。

## [テーマ 基準 I-C 内部質保証]

## &lt;根拠資料&gt;

- |               |  |
|---------------|--|
| 提出資料          | 1. 2019 Campus Life<br>ウェブサイト「情報の公表 - 2. 修学上の情報等 - 3. (『2020 Campus Life』(電子ブック))」<br><a href="http://www.asahigakuen.ac.jp/sajotan/information/kouhyo">http://www.asahigakuen.ac.jp/sajotan/information/kouhyo</a><br>6. 佐賀女子短期大学総合評価委員会規程<br>7. 佐賀女子短期大学自己点検・評価実施規程  |
| 備付資料          | 20. FD/SD研修会資料<br>21. 総合評価委員会議事録<br>23. アセスメント・ポリシー<br>ウェブサイト「情報の公表 - 2. 修学上の情報等 - 8. アセスメント・ポリシー」<br><a href="http://www.asahigakuen.ac.jp/sajotan/information/kouhyo">http://www.asahigakuen.ac.jp/sajotan/information/kouhyo</a><br>28. シラバス (2019年度)<br>ウェブサイト「情報の公表 - 2. 修学上の情報等 - 3. (WEB シラバス)」<br><a href="http://www.asahigakuen.ac.jp/sajotan/information/kouhyo">http://www.asahigakuen.ac.jp/sajotan/information/kouhyo</a><br>29. (a) 授業評価報告書 (2017年度) (b) 授業評価報告書 (2018年度)<br>(c) 授業評価報告書 (2019年度)<br>30. (a) 授業改善報告書 (2017年度) (b) 授業改善報告書 (2018年度)<br>(c) 授業改善報告書 (2019年度)<br>31. (a) 教育カンファレンス資料 (2017年度)<br>(b) 教育カンファレンス資料 (2018年度)<br>(c) 教育カンファレンス資料 (2019年度)<br>32. 佐賀女子短期大学自己点検・評価報告書 (2019年度)<br>ウェブサイト「情報の公表 - 4. 上記以外の情報 - 9. 令和元年度佐賀女子短期大学自己点検・評価報告書」<br><a href="http://www.asahigakuen.ac.jp/sajotan/information/kouhyo">http://www.asahigakuen.ac.jp/sajotan/information/kouhyo</a><br>33. 就職先アンケート集計表 (対象: 2018年度卒業生、実施: 2019年度)<br>34. 各種実習評価表 (2019年度)<br>35. 保護者会アンケート (2019年度)<br>36. 卒業生キャリア調査 (2019年度、実施主体: 短期大学コンソーシアム九州)<br>37. 学科及びコース会議議事録<br>38. グループウェア「desknet's NEO>Active Portal>アンケート」<br>ウェブサイト「Active Portal>アンケート」<br><a href="https://asahigakuen.ap-cloud.com/login">https://asahigakuen.ap-cloud.com/login</a><br>39. 学校法人旭学園 教育・保育研修大会資料<br>40. 自己点検・評価に係わる成果報告関連資料 |
| 備付資料<br>- 規程集 | なし   |

【区分 基準 I-C-1 自己点検・評価活動等の実施体制を確立し、内部質保証に取り組んでいる。】

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 自己点検・評価のための規程及び組織を整備している。
- (2) 日常的に自己点検・評価を行っている。
- (3) 定期的に自己点検・評価報告書等を公表している。
- (4) 自己点検・評価活動に全教職員が関与している。
- (5) 自己点検・評価活動に高等学校等の関係者の意見聴取を取り入れている。
- (6) 自己点検・評価の結果を改革・改善に活用している。

<区分 基準 I-C-1 の現状>

(1) 本学では、学校教育法第109条に基づき、学則第2条（自己評価）に、「本学は、教育研究水準の向上を図り、目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。」と規定している（提出-1(P. 139)）。また、これに則した自己点検・評価活動を行うために、「佐賀女子短期大学総合評価委員会規程」（提出-6）、及び「佐賀女子短期大学自己点検・評価実施規程」（提出-7）を定め、学長、副学長、事務局長、学科長、健康管理センター長、生涯学習センター長、グローバル教育センター長、キャリア支援センター長、図書館長、学生部長、教務部長、及びALOを構成員とする組織を整備している。更に、ALOにはALOサポーターを配置している他、自己点検・評価に係る専門的事項に対処することを目的とした専門部会を総合評価委員会に設置して、運営のサポート体制を整えている。専門部会員には、総合評価委員及び総合評価委員以外から、それぞれ若干名を委嘱している。

(2) 自己点検・評価に関する諸規程、及び本学のアセスメント・ポリシー（備付-23）に基づき、日常的に自己点検・評価活動に取り組み、コース会議では、学生一人ひとりの学習成果の獲得状況に関する情報の収集と共有化を図っている（備付-37）。また、年度末には、全学討議「教育カンファレンス」にて、各コースで取りまとめたコース全体の学年毎の学習成果の獲得状況、及び教務部や学生部、図書館、キャリア支援センター、事務局など、9つの部署で取りまとめた学習成果に関連する成果を報告し、全学的な学習成果情報の共有化を図るとともに、機関レベルにおける改善等に関する議論を展開している（備付-31）。教員個々の教育活動においても、ディプロマ・ポリシーと評価基準、及び到達目標を盛り込んだシラバスをもとに授業を展開し（備付-28）、学生による授業評価アンケートを実施して（備付-38）、「学生の成績状況」及び「学生の評価」等を基にした授業評価報告書を授業担当者毎・科目毎に取りまとめ、担当科目の達成度等に関する情報を整備している（備付-29）。更に授業担当者は、複数名の専任教員とグループを形成し、授業改善を目的とした「教員相互授業見学」の機会を設けて、全専任教員がグループ内で相互に授業見学を行い、反省やアドバイス等を基にした授業改善報告書を作成・提出している（備付-30）。

(3) 自己点検・評価活動により収集したデータは、自己点検・評価報告書として平成6年

度より毎年作成し、4年に1度は総括して公刊している。特に平成17年度からは、一般財団法人短期大学基準協会が定める自己点検・評価報告書作成マニュアルに基づき、内容の充実と統制を図って作成し、公表している（備付-32）。なお、平成29年度及び30年度に関しては、同報告書の作成を見送っている。この2年間は、全学を挙げて「教育改革」と「学習成果の可視化に関する改革・改善」に注力しており、教職員が過重負担から回避できるように対応したためである。代替報告書として、教育カンファレンスの報告書を位置づけ、充実を図った内容で取りまとめている（備付-31）。

(4) 教育改革サイクルの仕事は、「日常的な自己点検・評価活動」や「自己点検・評価報告書の作成」、「自己点検・評価結果の活用」など、多様且つ大量にある。したがって、本学の教職員は、全員が多面的にこの活動に関与し、教育の向上・充実に向けて努めている状況下にあると言えるが、多忙なあまり仕事が煩雑となり、また、形骸化しているように感じられる側面もあり、自己点検・評価活動に関する改善意識や業務量には、個人間差異や組織間差異などが未だに顕在化している状態にある。

(5) 自己点検・評価活動の多様な業務の中には、「学校教育法第百十条第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令」に基づくものとして、高等学校等ステークホルダーからの意見聴取が含まれる。これに則り本学では、主に「雇用者による本学卒業生の評価」や「学外実習時の指導者による学生の評価」、「保護者による本学の評価」等に取り組み（備付-33～36）、コースを中心とする「外部評価の共有化」に努めているところである。

(6) 自己点検・評価活動には、「業務量」や「外部評価の収集」などに課題が残るものの、教育課程レベルにおける自己点検・評価活動では、主にコース会議を通して学生一人ひとりの学習成果の獲得状況を日常的に共有し、収集したデータを教育・指導に活用して、学生個々の学習成果の獲得向上につなげることができている（備付-37）。また、機関レベルにおける自己点検・評価活動では、主に「教育カンファレンス」を通してコース毎の全体的な学習成果の獲得状況、及び各部署の学習成果に関連する成果を共有しており、分析・収集したデータを全学的なカリキュラム・マネジメント等の改善に活用することができる状態にある（備付-31）。更に、科目レベルにおける自己点検・評価活動においても、授業担当者が、「学生の成績」、及び「学生による授業評価」等のデータをもとにして授業評価報告書を授業担当者毎・科目毎に取りまとめている（備付-29）、その内容をシラバスや授業方法等の改善に役立てることができる状態にある。

### [区分 基準 I-C-2 教育の質を保証している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学習成果を焦点とする査定（アセスメント）の手法を有している。
- (2) 査定の手法を定期的に点検している。
- (3) 教育の向上・充実のためのPDCAサイクルを活用している。
- (4) 学校教育法、短期大学設置基準等の関係法令の変更などを確認し、法令を遵守している。

### <区分 基準 I-C-2 の現状>

(1) 本学では、平成30年度にアセスメント・ポリシーを新規策定し、令和元年度には以下に示す内容に改定し（備付-23）、これに基づく学習成果の査定を全学的に実施している。同ポリシーの内容は、学長及びALOが中心となり、総合評価委員会及び教授会で審議して定め、同ポリシーの内容等に関する周知は、FD/SD研修会を開催して全学的に行っている（備付-20、21）。

（備付-23より）

### 佐賀女子短期大学 アセスメント・ポリシー（学習成果の評価の方針）

佐賀女子短期大学では、学校教育法第108条の規定に基づき、本学固有の教育目標、学習成果、および3つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）のもと、機関レベル・教育課程レベル・科目レベルにおける学習成果を評価する。また、評価の過程で得られたデータを基に改善点を検討し、修正を加え、これを絶えず繰り返して個性豊かな教育とその質保証を持続的に展開し、短期大学としての使命を全うする。

#### 学習成果評価票統計フォームを活用した学習成果の評価

本学では、学校教育法施行規則第165条の2の規定に基づき、教育目標、学習成果および3つのポリシーを、短期大学レベル、学科レベルおよびコースレベルに互いに関連づけて策定し、カリキュラム・ポリシーに則した授業科目を編成してコースのキャリア教育を展開する。また、コースレベルにおいて、「全ての科目」を「学習成果の評価を明確にするためにディプロマ・ポリシーのもとに定めた評価基準」と関連づけ、学生が学習を通して達成すべき知識、スキル、態度などを示したカリキュラム・マップ、およびそれらの到達度を示した学習成果ルーブリックを構築して学習成果の可視化を図り、コース毎・学期毎に面談評価を行って学生一人ひとりの学習成果を測定・数値化し、学習成果評価票統計フォームを活用して学習成果の獲得状況を継続的に分析・把握する。

#### 「教育の質保証（教育改革サイクル：PDCAサイクル）」に活用する根拠資料

本学では、学習成果を評価していくために、以下に示すものを主な根拠資料として活用する。

1. 科目レベル  
成績評価、学生による授業評価、教員相互授業見学による授業評価（授業改善報告書）
2. 機関レベル・教育課程レベル  
学習成果評価票統計フォームを活用した学習成果の評価、GPA、単位取得状況、卒業要件達成状況、学籍移動、免許・資格等取得状況、進路状況、学外実習等評価、学生による本学の評価（学生生活満足度評価）、保護者による本学の評価、雇用者による本学卒業生の評価

#### 「教育の質保証」の展開

本学では、学校教育法第109条の規定に基づき、目標とする学習成果の達成を継続的に実現していくために、自主的・自律的に取り組む「教育の質保証」を以下の通り展開する。

1. 科目レベルのPDCAサイクル  
カリキュラム・マップを基に、授業科目とディプロマ・ポリシー／評価基準の関連性を反映したシラバスを作成し、授

業の展開と成績評価を行う。また、科目レベルにおける根拠資料を基に、教員が主体的に科目毎の自己評価を行い、授業評価報告書を作成し、学習成果の評価向上を目指した授業方法、およびシラバスやカリキュラム・マップ等の改善を図る。

#### 2. 教育課程レベルのPDCAサイクル

各コースにおいて、コースに所属する学生の学習成果を、機関レベル・教育課程レベルにおける根拠資料を基に、学年毎、月毎・学期毎・年度毎に状況に応じて評価し、改善に向けた取り組みを展開する。また、評価の結果等を基に、コースの評価基準やキャリア教育、カリキュラム・マップや学習成果ルーブリックを見直し、改定するとともに、教育目標、学習成果、3つのポリシー、および評価の手法等について改善検討を行う。

#### 3. 各部署のPDCAサイクル

「教育の質保証」に特に関わる教務部や学生部、事務局等の各部署においては、年度初めに、学習成果の評価向上に寄与することを目的とする今年度の目標および活動計画を掲げ、学習成果の獲得が向上するように取り組む。また、年度末には活動成果、並びに次年度の目標および活動計画の案を検討して単年度のPDCAサイクルを展開する。

#### 4. 機関レベルのPDCAサイクル

前各項のPDCAサイクルの結果を基に、学習成果の評価向上を目指した全学討議「教育カンファレンス」を年度末に展開し、学習成果の評価、および学習成果の改善に向けた全教職員による討論を実施するとともに、アセスメント・ポリシー、教育目標、学習成果、3つのポリシー、および評価の手法等について改善検討を行う。また、浮かび上がった改善点については、新年度に当該コース・部署等において適宜検討し、継続的な改善を遂行して教育の向上・充実につなげる。

(2) 本学では、アセスメント・ポリシーのもと、機関レベル、教育課程レベル、及び科目レベルにおける教育改革サイクルに取り組み、得られるデータの精度から、学習成果を査定する手法の点検を行っている。改善が必要な場合には、年度末の教育カンファレンスを終えた後、総合評価委員会、コース会議、学科会、教授会等で審議して改定し、前期の学習成果を査定する前までに準備を整えることとしている。平成30年度は、学習成果の査定の精度を評価した結果、「学習成果ルーブリックの策定」や「学習成果の査定方法の全学的統一」、「学習成果の査定方法への面談評価の導入」などの必要性が浮上し(備付-31)、令和元年度には、これらの内容を反映するためにアセスメント・ポリシーの改定を行った(備付-23)。

(3) 以上のように、本学では教育改革サイクルに取り組み、全学的な教育の向上・充実につながるように尽力している。食とヘルスマネジメントコースにおいては、現在のアセスメント・ポリシーとは異なるものの、平成23年度にはコースレベルでの「学習成果の評価の方針」を策定し、これに基づく教育改革サイクルを同年度より展開して学生一人ひとりの学習成果を高め、毎年、90%を超える専門職就職率を達成するなど(栄養士分野における同就職率の全国平均値は毎年60%程度)、教育の改善に努めている(備付-40)。また、平成27年度より、独自に開発した入学前教育にも取り組み、同教育としての妥当性や同教育の効果・可能性等について、毎年、評価検証し、検証結果を同教育の取り組みに活かして入学後の学習成果の獲得向上につなげている(備付-40)。本学のアセスメント・ポリシーは、平成23年度に策定した食とヘルスマネジメントコースの「学習成果の評価の方針」を改善し、拡張して定めたものであるが、この方針のもと、全学的な教育の可視化と内部質保証力の更なる向上を目指し、多様なPDCAサイクルの継続的な稼働と改善に励んでいる

ところである（備付-39）。

(4) 教育活動は法令等に準拠するものと認識している。したがって、本学は、短期大学という教育機関として、学校教育法や短期大学設置基準等の関係法令を遵守し、法改正等が行われた場合には、速やかに学則や規程等の変更等を行い、対処している。更に、保育士や栄養士、介護福祉士等の養成施設として、これらの関連法令の遵守は勿論のこと、関係機関からの通達・通知には、遺漏のないように最大の注意を払い、学生が不利益を被ることがないように努めている。今後も、関係法令等を遵守して教育活動に取り組み、短期大学としての使命を全うする所存である。

**<テーマ 基準 I-C 内部質保証の課題>****課題 I-05**

自己点検・評価活動の仕事は多様且つ大量にある一方、本学におけるこの業務量には、個人間差異や組織間差異が存在する。また、多忙なあまり仕事が煩雑になったり形骸化したりする問題点もあり、これらを克服していくことが必要である。自己点検・評価活動は、認証評価を受けることを目的とするのではなく、学習成果の獲得向上を目指すものでなければならない。まずは教職員全員が教育の質保証に向けた活動の意義を理解し、教育改革サイクルを効率的、且つ機能的に回転できるように教育力や組織力を高め、教職協働体制を強化して評価文化を構築していくことが課題となる。

**課題 I-06**

教育改革としての高大接続改革が進む中、自己点検・評価活動に対する高等学校等からの意見等の聴取は特に重要な位置づけとなる。そのためまずは、自己点検・評価活動やその成果情報等を、ホームページだけでなく高校訪問などの学生募集活動の中でも積極的に発信していくなどの工夫をし、同時に高等学校等からの意見を収集して入試改革・改善や入学前教育改善等に取り組み、高等学校からの連続した教育の質保証を目指していくことが課題となる。

**<テーマ 基準 I-C 内部質保証の特記事項>**

食とヘルスマネジメントコースにおいては、第一評価期間の最終年度（平成 23 年度）にコースレベルでの「学習成果の評価の方針」を策定し、これに基づく教育改革サイクルを同年度より展開して、学生一人ひとりの学習成果の獲得向上、及び専門職就職率 90%超（就職率は 100%）を毎年達成するなど教育の改善につなげている。成果を測定する際には、毎学期、「学生の自己評価」及び「教員による学生一人ひとりの評価（コース会議で査定する評価）」を事前に実施し、この 2 つのデータをもとにした「面談評価」を行い、学生と一緒に振り返りながら綿密な評価判定を展開するなど、より良い教育活動になるように工夫を凝らしている。また、平成 27 年度より、独自に開発した入学前教育にも取り組み、毎年、同教育の妥当性や効果・可能性等について検証し、検証結果を同教育の活動に活かして入学後の学習成果の獲得向上につなげている。

## ＜基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果の改善状況・改善計画＞

### (a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

行動計画「建学の精神の学外への表明についてはホームページなどにより行っているが、建学の精神等の解説冊子の作成など、建学の精神が、更により身近なものとなるような工夫も今後検討する。」の実施状況

平成 28 年度より、建学の精神を基にした「旭の女性とみらい」を開講し、学長以下全学的に教職員が授業担当者として関わっている。また、年度末には課題点を洗い出し、翌年の授業目標や教育内容について改善を図りながら授業を展開している。

行動計画「生涯学習講座については、講座内容が時代や受講者のニーズに一致しているかどうかを検証する。新しい受講者を募る努力も常に必要で、本学の教育の特性が発揮されるような講座内容を広報活動により発信していく。平成 23、24 年度の受講者の減少の要因を究明するために、受講者に対してアンケートを行い、受講者の年齢層、満足度、意見などを把握する。後期に実施する講座については、年度当初に登録した受講者に確認の通知をするなど、より細かなサービスを心がけていく。」の実施状況

毎年、受講者に対してアンケートを実施し、受講者の満足度や意見などを次年度の講座等に反映できるように取り組んでいる。また、長年続けてきたオープンカレッジからの脱却・改善を図るために、平成 29 年度の学科改編に合わせて、本学生涯学習センターの公開講座を「旭の未来学」と称し、同年度より、本学の教育内容に強く関連した講座を展開している。更に、平成 30 年度には、嬉野市サテライト教室の他に、多久の子育て支援センターとの連携講座を開設した。リーフレットの設置場所についても拡大を図るなど、いろいろな改善に努めており、受講者数は、目標の 300 名程度で推移している。

行動計画「学生のボランティア活動を更に推進するために、活動を奨励するための新たな仕組みを作り、積極的な参加を促していく。」の実施状況

ボランティア活動の活性化の素地づくりとして、特に、平成 29 年度の学科改編の中で、「地域が要請する短期大学」を実現するためのカリキュラム（地域での体験活動を重視した科目）を編成し、ボランティア活動の展開を推進している。また、同年度には、「佐賀女子短期大学学生の表彰に関する実施細則」の見直しを図り、地域貢献あるいはボランティア活動等を実施したサークルや学生を、本学の品行表彰の対象として表彰するなど、ボランティア活動を推奨している。

行動計画「教育目標や学習成果の学外への表明については、ホームページなどを利用して平成 25 年度中の公表に努めたい。」の実施状況

公表する内容と方法については、平成 25 年度より毎年改善してきており、令和元年度には、第 3 評価期間に対応した内容で、建学の精神をはじめ、教育目標や学習成果をホームページ及び Campus Life に掲載して公表に取り組んでいる。また、三つの方針に関しても、令和元年度には第 3 評価期間に対応した内容で、ホームページ、募集要項、大学案内、Campus Life 等に掲載して公表に努めている。更に、建学の精神、教育目標、及び教育活動等については、学長が先頭を切って自作のパワーポイントと資料を用い、オープンキャンパス等で積極的に

公表を展開している他、地域や団体等との協定のもとに取り組んでいる数多くの地域貢献等については、毎回新聞等に掲載し、オープンキャンパスや高校訪問時には、それらの活動をまとめた資料を作成・配布するなど、周知徹底に努めている。

---

行動計画「学習成果を量的・質的データとして測定する仕組みについては、一応の方法が得られたものと考えているが、今後も検討を続ける。」の実施状況

毎年、改善を図り、令和元年度には全学的に統一したシステムのもと、学習成果評価票統計フォームを活用して、学習成果を測定している。

---

行動計画「今後も『教育カンファレンス』を継続し、三つのレベル（機関、組織、個人）における PDCA の改善に取り組んでいく。」の実施状況

教育カンファレンスは、令和元年度で 10 年目となる。毎年、改善を加え、各コースからの学習成果に関する 1 年間の成果報告の他にも、教務部や学生部、図書館など、9 つの部署からも学習成果につながる 1 年間の成果報告を展開しており、機能的な教育改革サイクルへと意識を向けて自己点検・評価活動に努めている。

---

行動計画「自己点検・評価に対する教職員の取り組みの個人差解消のためには、今後、PDCA のサイクルを更に機能させることにより、自己点検・評価の重要性を認識し、評価文化の浸透を図り、協力が得られるよう努めていく。」の実施状況

教育の質保証に関する FD/SD 研修会を開催し、また、「コース会議」や年度末に展開している全学討議「教育カンファレンス」の内容充実を図り、「自己点検・評価活動に対する教職員の意識改善」、及び「教育改革サイクルの可視化改善」につながるように努めている。更に、「シラバス」や「授業評価報告書」、「授業改善報告書」の内容を改善し、科目レベルにおける自己点検・評価の明確化を図り、教員個々からの自己点検・評価に関する意見・提案等が活発になるように努め、科目レベル、教育課程レベル、及び機関レベルの 3 つの PDCA サイクルが有機的に稼動するように努力している。

## (b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

### 課題 I-01 の改善計画

学習支援や生活支援のあらゆる教育的場面にて、教員や学生が建学の精神に則った判断や言動ができるような段階を目指し、以下の改善計画を実行する。教職員に向けては、教授会等の学長挨拶にて創立者中島ヤスの功績を伝達し、更にはFD研修会等を活性化して、建学の精神を意識化した教育活動を促す。学生に向けては、建学の精神を培う「旭の女性とみらい」の授業の到達目標を意識化させ、更に授業内容の魅力化を図る。

### 課題 I-02 の改善計画

生涯学習センター「旭の未来学」の公開講座を更に活性化するために、新規講座の開設、施設の改修、並びに生涯学習に見識を持つ人材の登用を検討する。

### 課題 I-03 の改善計画

令和元年度は、平成 30 年度に報道機関に取り上げられた社会連携、地域貢献活動を冊子化し、自治体・企業・団体と協働した学びの足跡を見える化して学内外に広く広報した。今後も広報活動等を工夫し、本取り組みに対する全学的な意識向上を図る。

#### 課題 I - 04 の改善計画

コミュニティカレッジとしての地位向上を目指し、建学の精神をはじめ、教育目標、学習成果、三つの方針等を、ホームページだけでなく学生募集活動等においてもこれまで以上に積極的に発信し、本学の教育の質保証を目指した教育活動を広く社会に表明していく。

#### 課題 I - 05 の改善計画

教育改革サイクルを効率的、且つ機能的に稼働していくことを目指し、FD/SD 研修会等を充実して、「教育の質保証に向けた教育改善・改革」の理解を深める。また同時に、日常的な自己点検・評価活動を活性化し、「教育力・組織力の向上」及び「教職協働体制の強化」を図り、評価文化の構築に向けた土台作りに努める。

#### 課題 I - 06 の改善計画

自己点検・評価活動やその成果情報については、ホームページだけでなく学生募集活動等の中でも積極的に発信し、同時に高等学校等からの意見を収集して外部評価を充実していく。また、その評価を活用したPDCAサイクルを展開して学習成果の可視化精度を高め、ひいては持続的な教育の質保証の土台を構築していく。

## 【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】

## [テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程]

## ＜根拠資料＞

- |      |   |
|------|---|
| 提出資料 | 1. 2019 Campus Life<br>ウェブサイト「情報の公表 - 2. 修学上の情報等 - 3. (『2020 Campus Life』(電子ブック))」<br><a href="http://www.asahigakuen.ac.jp/sajotan/information/kouhyo">http://www.asahigakuen.ac.jp/sajotan/information/kouhyo</a><br>8. シラバス (2019年度)<br>ウェブサイト「情報の公表 - 2. 修学上の情報等 - 3. (WEB シラバス)」<br><a href="http://www.asahigakuen.ac.jp/sajotan/information/kouhyo">http://www.asahigakuen.ac.jp/sajotan/information/kouhyo</a><br>9. 学年暦 (2019年度)   |
| 備付資料 | 16. 開講式資料                      19. 「短期大学コンソーシアム九州」関連資料<br>20. FD/SD 研修会資料<br>22. 新入生オリエンテーション資料<br>23. アセスメント・ポリシー<br>ウェブサイト「情報の公表 - 2. 修学上の情報等 - 8. アセスメント・ポリシー」<br><a href="http://www.asahigakuen.ac.jp/sajotan/information/kouhyo">http://www.asahigakuen.ac.jp/sajotan/information/kouhyo</a><br>25. 評価基準<br>グループウェア「desknet's NEO>文書管理>短期大学>自己点検・評価>評価基準」<br>26. カリキュラム・マップ<br>グループウェア「desknet's NEO>文書管理>短期大学>自己点検・評価>カリキュラム・マップ」<br>27. 学習成果ルーブリック<br>グループウェア「desknet's NEO>文書管理>短期大学>自己点検・評価>学習成果ルーブリック」<br>29. (a) 授業評価報告書 (2017年度)    (b) 授業評価報告書 (2018年度)<br>(c) 授業評価報告書 (2019年度)<br>31. (a) 教育カンファレンス資料 (2017年度)<br>(b) 教育カンファレンス資料 (2018年度)<br>(c) 教育カンファレンス資料 (2019年度)<br>33. 就職先アンケート集計表 (対象: 2018年度卒業生、実施: 2019年度)<br>36. 卒業生キャリア調査 (2019年度、実施主体: 短期大学コンソーシアム九州)<br>37. 学科及びコース会議議事録<br>38. グループウェア「desknet's NEO>Active Portal>アンケート」<br>ウェブサイト「Active Portal>アンケート」<br><a href="https://asahigakuen.ap-cloud.com/login">https://asahigakuen.ap-cloud.com/login</a> |

41. 新入生研修資料
  42. 地域総合科学科適格認定証
  43. ダブルディグリー制度関連資料
  44. 人事関連資料
  45. キャリア支援センター運営委員会議事録
  46. 専門教育科目「キャリア入門」資料
  47. ウェブサイト「佐賀女子短期大学 入学者受け入れ方針」  
[http://www.asahigakuen.ac.jp/sajotan/about\\_sajotan/admission\\_policy](http://www.asahigakuen.ac.jp/sajotan/about_sajotan/admission_policy)
  48. (a) 佐賀女子短期大学 2019 School Guide(=提出-10(a))  
(b) 佐賀女子短期大学 CAMPUS GUIDE 2020(=提出-10(b))
  49. (a) 募集要項 2019 (平成 31 年度) (=提出-11(a))  
(b) 募集要項 2020 年度(=提出-11(b))  
(c) ウェブサイト「佐賀女子短期大学入学者選抜試験のご案内」  
<http://www.asahigakuen.ac.jp/sajotan/entrance/admissions/>
  50. 入試区分毎の「評価実施要領」及び「評価票」
  51. 特待生入試・面接試験における「得点調整基準票」
  52. 入学者選抜試験の妥当性に関する検証結果
  53. A0 室に関する資料
  54. 入試委員会議事録
  55. 学生募集対策室会議議事録
  56. (a) 卒業生進路状況 (2017 年度)  
(b) 卒業生進路状況 (2018 年度)  
(c) 卒業生進路状況 (2019 年度)
  57. 学習成果評価票  
グループウェア「desknet's NEO>文書管理>短期大学>自己点検・評価>学習成果評価票統計フォーム」
- 備付資料**
- 規程集 75. 履修要領
  76. 成績評価・管理規程
  104. 佐賀女子短期大学入学試験実施要領
  105. 佐賀女子短期大学入学者選抜要領
  114. 佐賀女子短期大学外国人留学生規程
  115. 佐賀女子短期大学外国人留学生入学選考細則
  120. 佐賀女子短期大学キャリア支援センター規程
  121. 佐賀女子短期大学キャリア支援センター運営委員会規程
  152. 佐賀女子短期大学人事委員会規程
  153. 教員の昇任及び採用の手續に関する細則
  154. 佐賀女子短期大学教員資格審査委員会規程
  155. 佐賀女子短期大学教員資格審査基準
  156. 佐賀女子短期大学教員資格審査基準細則

**〔区分 基準Ⅱ-A-1 短期大学士の卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）を明確に示している。〕**

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学科・専攻課程の卒業認定・学位授与の方針は、それぞれの学習成果に対応している。
  - ① 学科・専攻課程の卒業認定・学位授与の方針は、卒業の要件、成績評価の基準、資格取得の要件を明確に示している。
- (2) 学科・専攻課程の卒業認定・学位授与の方針を定めている。
- (3) 学科・専攻課程の卒業認定・学位授与の方針は、社会的・国際的に通用性がある。
- (4) 学科・専攻課程の卒業認定・学位授与の方針を定期的に点検している。

**<区分 基準Ⅱ-A-1 の現状>**

(1) 本学のディプロマ・ポリシーには、機関、学科、コースのいずれにおいても、「学習成果に基づき、ディプロマ・ポリシーに定めた能力を備え、本学所定の在籍期間と単位取得等の卒業要件を満たした人に対して短期大学士の学位を授ける」と明確に示しており、また、実際の卒業認定においてもそれをもとに運用しており、本学のディプロマ・ポリシーは、学習成果に対応したものとなっている（提出-1(P.7～16)）。なお、卒業要件、成績評価基準、資格取得の具体的な要件などについては、学則や成績評価規程（令和2年3月11日より「成績評価・管理規程」）等の中に明確に規定しており（提出-1(P.139～152)）（備付-規程集-76）、教務部オリエンテーション等を通じて学生へ周知している（備付-22,41）。

(2) 本学の学習成果及び三つの方針の内容は、第2サイクルの認証評価の際に（平成23年度に）整備し、その後見直しを繰り返して現在に至っている。特に学科再編を行った平成29年度には、機関、学科、コースでの整合性を図り、大幅な見直しを行った。また、ディプロマ・ポリシーは、入学時に配付するCampus Lifeにおいて、活字にして周知するとともに、新入生ガイダンスや新入生研修などで、直接説明を行っている（提出-1）（備付-22）。また、学外に対してはホームページを通して公開している（提出-1）。

(3) 本学では、栄養士、栄養教諭2種、介護福祉士、養護教諭2種、保育士、小学校教諭2種、幼稚園教諭2種などの免許・資格を取得でき、それぞれ公的機関に認定されたカリキュラムのもとに学位を授与しており（提出-1）、本学のディプロマ・ポリシーは、社会的・国際的通用性を有している。また、地域みらい学科では地域総合科学科として適格認定を受けており（備付-42）、更に、韓国の短期大学との間ではダブルディグリー制度が認められており（備付-43）、その授与する学位は、社会的・国際的通用性を有するものである。

(4) ディプロマ・ポリシーについては、本学のアセスメント・ポリシーに基づき、教育課程レベルの「コース会議」、及び機関レベルの全学討議「教育カンファレンス」において定期的に点検を行っている（備付-31）。

**[区分 基準Ⅱ-A-2 教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）を明確に示している。]**

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学科・専攻課程の教育課程は、卒業認定・学位授与の方針に対応している。
- (2) 学科・専攻課程の教育課程を、短期大学設置基準にのっとり体系的に編成している。
  - ① 学科・専攻課程の学習成果に対応した、授業科目を編成している。
  - ② 単位の実質化を図り、年間又は学期において履修できる単位数の上限を定める努力をしている。
  - ③ 成績評価は学習成果の獲得を短期大学設置基準等にのっとり判定している。
  - ④ シラバスに必要な項目（学習成果、授業内容、準備学習の内容、授業時間数、成績評価の方法・基準、教科書・参考書等）を明示している。
  - ⑤ 通信による教育を行う学科・専攻課程の場合には印刷教材等による授業（添削等による指導を含む）、放送授業（添削等による指導を含む）、面接授業又はメディアを利用して行う授業の実施を適切に行っている。
- (3) 学科・専攻課程の教員を、経歴・業績を基に、短期大学設置基準の教員の資格にのっとり適切に配置している。
- (4) 学科・専攻課程の教育課程の見直しを定期的に行っている。

**<区分 基準Ⅱ-A-2 の現状>**

(1)(2)① 本学では、学習成果に基づき、ディプロマ・ポリシーに定めた人材を育成するためにカリキュラム・ポリシーを策定している（提出-1(P.7～16)）。よって、カリキュラム・ポリシーのもとに編成している本学の教育課程は、ディプロマ・ポリシー、及び学習成果に対応したものとなっている。また、短期大学設置基準に則り、体系的に編成した授業科目を設定している（提出-1(P.26～41)）。

② 本学では、学則及び履修要領の規定のもと（備付-規程集-75）、一部の教育課程を除き、教育の効果の観点から各学期における履修可能な単位数の上限の値を定めている。上限値は前学期のGPAの値をもとに設定しており、学生個々の学習成果に基づいて次学期の履修がより効果的となるように運用している（提出-1(P.21～25)）。また、資格取得の関係上、上限設定が難しいコースにおいては、法令上可能な範囲内で、ターム（4学期で展開する）科目（提出-9）の単位数を減じるなど単位の実質化を図っている。

③ 本学では、短期大学設置基準に則り、学則第27条には「学修の評価は秀・優・良・可・不可で表わし、可以上を合格とする。」と規定し（提出-1(P.142)）、成績評価規程（令和2年3月11日より「成績評価・管理規程」）第5条には、「成績の判定は点数で、成績通知は秀(100-90)、優(89-80)、良(79-70)、可(69-60)の評価をもってする。」と定め（提出-1(P.148)）（備付-規程集-76）、授業への出席状況等を含めた厳格な審査をもとに単位認定を行っている。また、同規程には、不可(59点以下)、認定、合格等の基準についても定め

ている。

④ 本学では、電子シラバスを採用し（提出-8）、学生がネットを活用してシラバスを随時確認できるように配慮している。また、シラバスには、「学習成果、授業内容、準備学習の内容、授業時間数、成績評価の方法・基準、教科書・参考書」の基本的項目の他、「授業で活用するアクティブ・ラーニングの手法」や「ディプロマ・ポリシー及び評価基準との関連」、「科目ナンバー」などの項目を掲載している。

⑤ 本学では、通信による教育、放送授業、面接授業等は行っていない。

(3) 本学では、短期大学設置基準に則り、各学科の教員を、経歴、資格、業績等をもとに適切に配置している（備付-44）。また、免許・資格の養成課程としても、法令に基づき、資格要件や審査基準を充たす教員を配置している（備付-44）。教員の採用に関しては、人事に関する諸規程に基づき（備付-規程集-152～156）、人事委員会にて人事の要件を確定した後、教授会で教員選考委員会を組織し、同委員会で公募や書類審査、面接試験を行って、その結果を学長に具申し、教授会で採用を決定している（備付-44）。

(4) 教育課程の見直しについては、「全学共通科目（基礎教育科目、外国語科目、保健体育科目）」、「学科共通科目」、「コース専門教育科目」の3つの領域に分けて展開している。また、教務委員会、学科会、コース会議をそれぞれの審議機関と位置づけて教育課程の改善に取り組み、内容によっては年度末の全学討議「教育カンファレンス」に提案し、議論している（備付-31）。同時・同様に、機関、学科、コースそれぞれのレベルにおけるカリキュラム・ポリシーに関する改善にも取り組んでいる。更に、年度当初に開催する非常勤講師連絡会においても、教育課程の見直しに関する話題を取り上げ、意見を求め、改善の参考としている。

**【区分 基準Ⅱ-A-3 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、幅広く深い教養を培うよう編成している。】**

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教養教育の内容と実施体制が確立している。
- (2) 教養教育と専門教育との関連が明確である。
- (3) 教養教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。

#### ＜区分 基準Ⅱ-A-3 の現状＞

(1) 本学では、学科の大幅な改編を行った平成 29 年度より、機関レベルの学習成果の中に、「子どもと地域の未来創造に資する能力を修得する」ことを表明し、授業では、地域での体験活動を重視した幅広い科目を編成している（提出-1(P.26～41)、8）。特に教養教育を担う科目（本学では基礎教育科目）については、この目的達成のための必修科目として各学科に4科目ずつを、また、選択科目として3科目ずつを導入し、教養教育の内容を確立している。更に、必修科目の「旭の女性とみらい」、「地域みらい学Ⅰ・Ⅱ」、「子ども未来学Ⅰ・Ⅱ」、及び選択科目の「佐賀を歩く」では、教員全員が授業担当者となるなど、教養教育の実施体制を確立し、全学一体となって「地域が要請する短期大学」を目指している。

(2) 本学においては、教育目標、学習成果、及び三つの方針を、機関、学科、コースそれぞれのレベルにおいて、レベル内及びレベル間で互に関連し合い、一体的となるように定めている（備付-20）。よって、カリキュラム・ポリシーのもとに設定している教養教育科目（基礎教育科目）と専門教育科目は、両者とも、機関レベルの学習成果に示す「子どもと地域の未来創造に資する能力を修得する」ことを主流とした共通の目的を有するものであり、連続した一体的な学びとして強く関連したものとなっている。これにより、教養教育の効果を全体的に測定・評価する際にも、教養教育科目、専門教育科目等、全ての科目を集約したカリキュラム・マップを各コースで作成し（備付-25、26）、学習成果の獲得状況の定量化に取り組んでいる（備付-27）。

(3) 教養教育科目（基礎教育科目）の効果測定、評価、改善に関しては、それぞれの科目において、受講者全員を対象とした授業アンケートを実施し（備付-38）、アンケート結果や学生の成績状況等をもとにした授業評価報告書を授業担当者毎に取りまとめ（備付-29）、次年度のシラバスや授業の方法等を改善するという授業改善の PDCA サイクルを展開している。また、「キャリア入門」においては、毎回、「ミニツツペーパー」の提出を義務づけ、効果測定の一助としている。

〔区分 基準Ⅱ-A-4 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、職業又は实际生活に必要な能力を育成するよう編成し、職業教育を実施している。〕

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学科・専攻課程の専門教育と教養教育を主体とする職業への接続を図る職業教育の実施体制が明確である。
- (2) 職業教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。

#### <区分 基準Ⅱ-A-4の現状>

(1) 本学では、各コースのカリキュラム・ポリシーに基づき、各コースが中心となって専門教育の教育課程編成とその遂行に取り組んでおり、学びの中には、専門職養成の視点から、就職後を見据えた教育内容を展開している。また、本学では、本学の規程に基づき、キャリア支援センターを設置し(備付-規程集-120)、「学生の就職・進路に関する実務的な支援活動」、及び「学生の就業意識の高揚を図る教育支援」等を行っている。実行にあたっては、佐賀女子短期大学キャリア支援センター運営委員会規程に基づき(備付-規程集-121)、同センターの教職員、各学科・コース選出の教員、事務局長・課長、学生支援担当職員が委員となり、キャリア支援活動の企画・立案に関する事項を審議し、同運営委員会委員及び学生支援課が業務を遂行している(備付-45)。学生支援課は入学から卒業・就職までの学業面や生活面全てをサポートしている部署であり、学生理解も深く、キャリア支援に有効な効果をもたらしている。同センターにおいては、特に「学生の就業意識の高揚を図る教育支援」として「キャリア形成支援」に組織的に取り組んでおり、この活動は、1年生に対しては入学式後の一連のオリエンテーションの中で(備付-22)、2年生に対しては前期・後期の開講式の中で実施している(備付-16)。また、1年次に開講する専門教育科目「キャリア入門」(備付-46)や、教養教育科目(基礎教育科目)の授業においても、職業生活や日常生活の中で役立つ基礎的学習成果の獲得を目指している。更に本学では、同センターの教職員や指導教員による学生一人ひとりを対象とした就職支援を日常的に展開している。

(2) 職業教育の効果については、就職先を対象としたアンケート調査(備付-33)、及び卒業生を対象としたアンケート調査(備付-36)をもとに、測定・評価を行っている。調査の結果はキャリア支援センター運営委員会で分析し(備付-45)、その分析結果については、コース会議や年度末に実施する全学討議「教育カンファレンス」を通して全学的に共有し(備付-31)、改善に向けて活用している。

**【区分 基準Ⅱ-A-5 入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）を明確に示している。】**

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 入学者受入れの方針は学習成果に対応している。
- (2) 学生募集要項に入学者受入れの方針を明確に示している。
- (3) 入学者受入れの方針は、入学前の学習成果の把握・評価を明確に示している。
- (4) 入学者選抜の方法（推薦、一般、AO選抜等）は、入学者受入れの方針に対応している。
- (5) 高大接続の観点により、多様な選抜についてそれぞれの選考基準を設定して、公正かつ適正に実施している。
- (6) 授業料、その他入学に必要な経費を明示している。
- (7) アドミッション・オフィス等を整備している。
- (8) 受験の問い合わせなどに対して適切に対応している。
- (9) 入学者受入れの方針を高等学校関係者の意見も聴取して定期的に点検している。

#### ＜区分 基準Ⅱ-A-5の現状＞

(1) 本学においては、機関、学科、コースのいずれのレベルにおいても、それぞれの学習成果に基づいた三つの方針を定めており、アドミッション・ポリシーは学習成果に対応したものとなっている（提出-1(P.7～16)）。具体的には、それぞれのレベルにおいて、学習成果を具体的に示したディプロマ・ポリシーを定め、そのもとにディプロマ・ポリシーを達成するためのカリキュラム・ポリシーを、そしてディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーに基づく学生像を示したアドミッション・ポリシーを定めて、学習成果を獲得するために必要な能力、意欲、経験などを備えた者を受け入れている。

(2) 本学のアドミッション・ポリシーについては、募集要項（備付-49(=提出-11)）、大学案内（備付-48(=提出-10)）、及びホームページにて示している（備付-47、49(=提出-11)）。また、オープンキャンパスや進学説明会等においても、入試に関する助言等を含め、詳細に説明している。

(3) 本学のアドミッション・ポリシーの中には、「本学の学びに必要な教養と基礎的知識・技能を備え、主体的に学ぼうとする人」と明示しており、高校までの基礎的な学力の習得を入学者に課していることを明確に示している。また、高校までの学習成果については、入学者選抜試験において、調査書や面接試験、学力試験等をもとに把握・評価することを、募集要項やホームページで明確に示している（備付-47、48(=提出-10)、49(=提出-11)）。

(4) 本学では、アドミッション・ポリシーに基づき、受験生の個性に応じた入学者選抜試験のもと、多様な能力を有する人材を受け入れるために、佐賀女子短期大学入学試験実施要領（備付-規程集-104）、及び佐賀女子短期大学入学者選抜要領（備付-規程集-105）を定

め、8つの入試区分を設けて入学者の選抜を行っている（備付-54）。具体的には、推薦入試「公募制」、推薦入試「指定校」、一般入試、センター試験利用入試、A0入試、特待生入試、スポーツ特待生入試、社会人入試の区分を設け、調査書評価、面接試験、実技試験、学力試験を、入試区分の特性に合わせた重み付けのもとに実施し、受験生の能力を多面的・総合的に評価して合格者を決定している。なお、外国人留学生の選考に関しては、佐賀女子短期大学外国人留学生規程（備付-規程集-114）、及びその入学選考細則（備付-規程集-115）を定めて取り組んでいる。

(5) 本学では、高大接続の観点から、前項に示す多様な選抜を行っている。また、佐賀女子短期大学入学者選抜要領に基づき、入試区分毎に選考基準となる「評価実施要領」及び評価に活用する「評価票」を策定し（備付-50）、公正且つ適正に入学者選抜試験を実施している。特に特待生入試の面接試験においては、得点の面接試験会場間差異をなくすために、センター試験の得点調整システムを参考にした得点調整基準票を定め（備付-51）、必要に応じて得点調整を行っている。更に、入学から一定の期間が経過した後、「入学者選抜試験時の評価」と「入学後の学習成果の獲得状況」等とを照らし合わせて、本学の入学者選抜試験の妥当性を検討し（備付-52）、アドミッション・ポリシーの改善に努めている（備付-54）。

(6) 本学では、学則に、入学検定料、入学金、授業料、教育充実費の金額を規定している。また、これに基づき、受験生に対しては、これらの情報をはじめ、前年度の実績をもとにした実習費や教科書代等に必要な経費を、募集要項やホームページにて明示している（備付-49(=提出-11)）。

(7) 本学では、事務局長が室長を兼務するA0室（アドミッション・オフィス）を設置し、専任の職員と各コースの主任を室員として配置し、入学者選抜関連の全般的な業務を計画・遂行している（備付-53）。A0室の具体的な業務は、以下の通りである。①入学者選抜全般の事務を取り扱い、全入試に関するデータを管理して合否判定の資料を入試委員会及び教授会に提出する（留学生入試に関する業務についてはグローバル教育センターで取り組む）。②受験生を多面的・総合的に評価するために、学科・コースと協力して入試の成績評価業務を取り扱う。③A0入試では、面談を実施した各コースの教員とA0室の担当者が協議して受験生の評価を行い、合否を決定する。

(8) 本学では、入試に関する問い合わせに関しては、学生支援課入試係が担当し、受験全般に関する質問等に対して適切に対応している（備付-49(=提出-11)）。

(9) 本学では、学生募集の一環として佐賀県及び隣接県の高等学校に、毎年数回、訪問している。その際に、入学者受入の方針を明記した募集要項と入試情報を掲載した大学案内を用いて説明を行うとともに、高校側からの意見を聴取している（備付-55）。更に、各高校の進路状況等に関する情報についても収集しており、これらのデータをもとにしたアドミッション・ポリシーの点検に努めている。

**〔区分 基準Ⅱ-A-6 短期大学及び学科・専攻課程の学習成果は明確である。〕**

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学習成果に具体性がある。
- (2) 学習成果は一定期間内で獲得可能である。
- (3) 学習成果は測定可能である。

**<区分 基準Ⅱ-A-6 の現状>**

(1) 本学では、学習成果を具体化したディプロマ・ポリシーを策定し、そのもとに更に明確化した評価基準をコースレベルで定め（備付-25）、この基準を用いた評価活動に教職員及び学生が取り組めるように評価手法を確立している。同時に、学生に対しては、「評価基準」と「全ての授業科目」との関連性を示すカリキュラム・マップ（備付-26）、及び評価基準の到達度を示した学習成果ルーブリック（備付-27）をコース毎に提示し、学習成果の理解が深まるように努めている。

(2) 本学では、学習成果に基づき、ディプロマ・ポリシーに定めた人材を育成するために、カリキュラム・ポリシーを策定し、そのもとに教育課程を編成している。また、この教育課程を通して身に付けた学習成果により、本学では、毎年、高い就職率と専門職就職率を達成していることから（備付-56）、本学の学習成果は、2年間での獲得を可能とした内容であると捉えている。

(3) 本学においては、学習成果は測定可能であり、各学期の終わりに、カリキュラム・マップをベースとした学習成果評価票統計フォーム（備付-57）を活用して学習成果の測定を行っている。測定にあたっては、収集したデータを定量化できるように、評価法には「段階別評価」を採用し、評価基準の全項目に対する「学生の自己評価」、及び教員と一緒に学びの成果を振り返る「面談評価」を毎学期、展開している。更に、この数値化した各コースの評価結果については、他の評価指標（成績評価や単位・免許・資格取得率等）の成果とともに、年度末に開催する全学討議「教育カンファレンス」にて共有し、質的・量的な学習成果の可視化に努めている（備付-31）。

**[区分 基準Ⅱ-A-7 学習成果の獲得状況を量的・質的データを用いて測定する仕組みをもっている。]**

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) GPA 分布、単位取得率、学位取得率、資格試験や国家試験の合格率、学生の業績の集積（ポートフォリオ）、ルーブリック分布などを活用している。
- (2) 学生調査や学生による自己評価、同窓生・雇用者への調査、インターンシップや留学などへの参加率、大学編入学率、在籍率、卒業率、就職率などを活用している。
- (3) 学習成果を量的・質的データに基づき評価し、公表している。

**<区分 基準Ⅱ-A-7 の現状>**

(1)(2) 本学では、佐賀女子短期大学アセスメント・ポリシー（学習成果の評価の方針）に基づき（備付-23）、機関レベル・教育課程レベルにおける学習成果の評価については、学習成果評価票を用いた評価をはじめ、GPA や単位取得状況、卒業要件達成状況、学籍移動、免許・資格等取得状況、進路状況、学外実習等評価、学生による本学の評価（学生生活満足度評価）、保護者による本学の評価、雇用者による本学卒業生の評価等を活用して、学生の学習成果を量的・質的に測定している（備付-31）。また、得られたデータの精度を基に、学習成果を査定する手法についての点検を行っている。更に、科目レベルにおける学習成果の評価については、成績評価、学生による授業評価、教員相互授業見学による授業評価等を活用して学生の学習成果を測定するとともに、授業に対する自己評価を各担当教員が主体的に取り組み、授業評価報告書を取りまとめ（備付-29）、学習成果の評価向上を目指した授業方法、及びシラバスやカリキュラム・マップ等の改善に努めている。

(3) 本学では、「アセスメント・ポリシー」及び「教育カンファレンス取りまとめ要領」に基づき、量的・質的に分析した学習成果をコース毎に取りまとめ（備付-37）、年度末に開催する全学討議「教育カンファレンス」にて公表し（備付-31）、学生の学習成果の獲得状況等について共有化を図っている。

**〔区分 基準Ⅱ-A-8 学生の卒業後評価への取り組みを行っている。〕**

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 卒業生の進路先からの評価を聴取している。
- (2) 聴取した結果を学習成果の点検に活用している。

**<区分 基準Ⅱ-A-8の現状>**

(1)(2) 本学では、学生の卒業後の評価を聴取する手段の一つとして、「就職先アンケート」を実施している(備付-33)。質問項目には、「本学の建学の精神をもとにした教育効果」、「職場で必要とされる能力」、「本学卒業生の能力」などに関する事項を設定し、卒業生全ての就職先に、卒業生に対する評価を依頼している。そしてアンケート回収後は、キャリア支援センター運営委員会にて検証を行い(備付-45)、その結果を教授会で報告し、学習成果等の点検・改善に活用している。更に、本学では、本学が事務局となっている「短期大学コンソーシアム九州」にて、その前身の「短期大学の将来構想に関する研究会」発足(平成14年)以来、各種のステークホルダー調査に取り組んでいる(備付-19、36)。卒業生及びその進路先へのアンケート調査やインタビュー調査を展開しており、聴取した結果については、担当者による学内報告会を行い、これらの成果についても、学習成果等の点検・改善に活用している。

**<テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程の課題>****課題Ⅱ-01**

本学の教育改革サイクルは、形が整いつつある。今後は、社会的・国際的通用性のある教育を常に追究し、カリキュラム・マップ等の見直しを図り、教育の質保証の向上を目指していくことが課題となる。

**課題Ⅱ-02**

本学では、教養科目の多くを全学共通の必修科目として設定しているが、この形態で果たして本当に幅広く深い教養を身に付けることができているのかと、学内からは様々な意見がでてきているところである。したがって、今後は、当該科目の教育効果について詳細に分析し、改善に向けて取り組んでいくことが必要である。

**課題Ⅱ-03**

就職先や卒業生へのアンケート調査に関しては、その結果を学生の様々な学習成果の獲得状況と関連づけながら分析していくことが必要であるが、調査は匿名で行っており、「学習成果の獲得状況」と「卒業後の評価」との間には関連性がなく、より効果的な解析ができない状況にある。また、経年比較を行うために、アンケート項目については変更をせずに取り組んできているが、この点に関しても検討が必要である。

**課題Ⅱ-04**

高大接続改革に対応した自己点検・評価活動の改善に取り組んでいくことが必要である。

**課題Ⅱ-05**

本学で取り組んでいる学習成果の評価は、学生の自己評価、及び教員との面談評価をもとにして測定しているものであるが、授業改善のPDCAサイクルの質を高め、授業の成績評価の精度を高めることによって、授業の成績評価をもとにした直接的な学習成果の測定も可能であると考えられることから、今後は、その可能性について検討していくことが必要である。また、全学討議「教育カンファレンス」で集約した情報については、高等学校をはじめ、学外へ公表していくことも課題となる。

**<テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程の特記事項>**

特になし

## [テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援]

## &lt;根拠資料&gt;

## 提出資料

1. 2019 Campus Life  
ウェブサイト「情報の公表 - 2. 修学上の情報等 - 3. (『2020 Campus Life』(電子ブック))」  
<http://www.asahigakuen.ac.jp/sajotan/information/kouhyo>
10. (a) 佐賀女子短期大学 2019 School Guide  
(b) 佐賀女子短期大学 CAMPUS GUIDE 2020
11. (a) 募集要項 2019 (平成 31 年度)  
(b) 募集要項 2020 年度  
(c) ウェブサイト「佐賀女子短期大学入学者選抜試験のご案内」  
<http://www.asahigakuen.ac.jp/sajotan/entrance/admissions/>

## 備付資料

13. 非常勤講師連絡会資料
20. FD/SD 研修会資料
22. 新入生オリエンテーション資料
24. 入学前教育関連資料 (対象: 2020 年度入学生、実施: 2019 年度)
28. シラバス (2019 年度)  
ウェブサイト「情報の公表 - 2. 修学上の情報等 - 3. (WEB シラバス)」  
<http://www.asahigakuen.ac.jp/sajotan/information/kouhyo>
29. (a) 授業評価報告書 (2017年度) (b) 授業評価報告書 (2018年度)  
(c) 授業評価報告書 (2019 年度)
31. (a) 教育カンファレンス資料 (2017年度)  
(b) 教育カンファレンス資料 (2018年度)  
(c) 教育カンファレンス資料 (2019 年度)
33. 就職先アンケート集計表 (対象: 2018 年度卒業生、実施: 2019 年度)
36. 卒業生キャリア調査 (2019 年度、実施主体: 短期大学コンソーシアム九州)
37. 学科及びコース会議議事録
38. グループウェア「desknet's NEO>Active Portal>アンケート」  
ウェブサイト「Active Portal>アンケート」  
<https://asahigakuen.ap-cloud.com/login>
41. 新入生研修資料
45. キャリア支援センター運営委員会議事録
46. 専門教育科目「キャリア入門」資料
56. (a) 卒業生進路状況 (2017 年度)  
(b) 卒業生進路状況 (2018 年度)  
(c) 卒業生進路状況 (2019 年度)
57. 学習成果評価票  
グループウェア「desknet's NEO>文書管理>短期大学>自己点検・評価>学習成果評価票統計フォーム」

58. ウェブサイト「情報の公表 - 4. 上記以外の情報 - 6. 学生生活満足度アンケート結果」  
<http://www.asahigakuen.ac.jp/sajotan/information/kouhyo>
59. (a) 「合格者の皆さんへ」(2019年度)  
 (b) 「合格者の皆さんへ」(2020年度)
61. 学生支援関連資料
62. (a) 募集活動資料(対象:委託訓練生)(2019年度)  
 (b) 募集活動資料(対象:委託訓練生)(2020年度)
63. (a) 外国人留学生(正規生)募集要項(2019年度)  
 (b) 外国人留学生(正規生)募集要項(2020年度)
64. (a) 特別外国人留学生(正規生)A0入試募集要項(2019年度)  
 (b) 特別外国人留学生(正規生)A0入試募集要項(2020年度)
65. 事務全体会議議事録
66. 事務局SD研修会関連資料
67. グループウェア「desknet's NEO>文書管理>短期大学>自己点検・評価>教育カンファレンス」
68. 職員配置・事務局配置
69. グループウェア「desknet's NEO>Active Portal」  
 ウェブサイト「Active Portal」  
<https://asahigakuen.ap-cloud.com/login>
70. 教員相互授業見学関連資料
71. 個別面談関連資料
72. 「学業表彰ポイント制」関連資料
73. 学生委員会議事録
74. 学友会総会資料
75. 寮監会議議事録
76. 健康管理センター運営委員会議事録
77. 学長・関係部署教職員との懇談会関連資料
78. 留学生(受入)支援関連資料
79. 委託訓練生支援関連資料
80. 障がい者受け入れ支援関連資料
81. 進路指導・就職試験対策等関連資料
- 備付資料**
- 規程集**
36. 学校法人旭学園個人情報保護に関する規程
71. 佐賀女子短期大学衛生委員会規程
76. 成績評価・管理規程
85. ダブルディグリー学生の派遣に関する内規
86. ダブルディグリー学生の受け入れに関する内規
87. 長期履修生に関する規程
94. 佐賀女子短期大学学生委員会規程
95. 佐賀女子短期大学奨学生規程

97. 佐賀女子短期大学学生の表彰に関する実施細則
99. 佐賀女子短期大学インクルーシブ教育推進規程
100. 佐賀女子短期大学インクルーシブ教育推進委員会規程
101. 佐賀女子短期大学インクルーシブ教育推進委員会専門支援部会規程
106. 佐賀女子短期大学特待生規程
108. 佐賀女子短期大学スポーツ特待生規程
110. 佐賀女子短期大学特待生等学費減免措置覚書
111. 佐賀女子短期大学グローバル教育センター規程
112. 佐賀女子短期大学グローバル教育センター運営委員会規程
113. 佐賀女子短期大学学生の海外研修に関する規程
114. 佐賀女子短期大学外国人留学生規程
120. 佐賀女子短期大学キャリア支援センター規程
121. 佐賀女子短期大学キャリア支援センター運営委員会規程
135. 佐賀女子短期大学健康管理センター規程
136. 佐賀女子短期大学健康管理センター運営委員会規程

[区分 基準Ⅱ-B-1 学習成果の獲得に向けて教育資源を有効に活用している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教員は、学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。
  - ① 教員は、シラバスに示した成績評価基準により学習成果の獲得状況を評価している。
  - ② 教員は、学習成果の獲得状況を適切に把握している。
  - ③ 教員は、学生による授業評価を定期的に受けて、授業改善に活用している。
  - ④ 教員は、授業内容について授業担当者間での意思の疎通、協力・調整を図っている。
  - ⑤ 教員は、教育目的・目標の達成状況を把握・評価している。
  - ⑥ 教員は、学生に対して履修及び卒業に至る指導を行っている。
- (2) 事務職員は、学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。
  - ① 事務職員は、所属部署の職務を通じて学習成果を認識して、学習成果の獲得に貢献している。
  - ② 事務職員は、所属部署の職務を通じて教育目的・目標の達成状況を把握している。
  - ③ 事務職員は、所属部署の職務を通じて学生に対して履修及び卒業に至る支援を行っている。
  - ④ 事務職員は、学生の成績記録を規程に基づき適切に保管している。
- (3) 教職員は、学習成果の獲得に向けて施設設備及び技術的資源を有効に活用している。
  - ① 図書館又は学習資源センター等の専門的職員は、学生の学習向上のために支援を行っている。
  - ② 教職員は、学生の図書館又は学習資源センター等の利便性を向上させている。
  - ③ 教職員は、学内のコンピュータを授業や大学運営に活用している。
  - ④ 教職員は、学生による学内 LAN 及びコンピュータの利用を促進し、適切に活用し、管理している。
  - ⑤ 教職員は、教育課程及び学生支援を充実させるために、コンピュータ利用技術の向上を図っている。

<区分 基準Ⅱ-B-1 の現状>

(1)① 本学のシラバスには、ディプロマ・ポリシーに対応した成績評価基準に基づき、科目毎に成績評価方法と評価基準に関する情報を明記しており、それらに基づいて各科目の成績評価を行っている。また、シラバスにはそれぞれの科目の学習内容に関して、ディプロマ・ポリシーとの関連性も明示しており、「科目レベルでの成績」と「ディプロマ・ポリシーに基づくコースの学習成果」との関係についても、日常的に教職員及び学生が理解できるように配慮している（備付-28）。

- ② 本学では、学習成果の獲得状況の把握を、以下の通り4つのサイクルで展開している。
1. 授業を通じた日常的な把握（備付-28）、
  2. コース会議を通じた月毎の把握（備付-37）、
  3. 評価基準とカリキュラム・マップに基づく学習成果の評価活動を通じた学期毎の把握（備付-57）、
  4. 全学討議「教育カンファレンス」を通じた年度毎の把握（備付-31）。これにより、教員は、学習成果の獲得状況について適切に把握することができている。
- ③ 本学では、学生による授業評価（アンケート）を、前期、後期に1回ずつ行っている（備付-38）。実施にあたっては、全学的に授業アンケートの実施週と予備週を設定し、授業の中でポータルサイトを使って取り組んでいる。結果については、各教員がポータルサイトに確認できるようにしており、このデータを含めて教員は授業を振り返っている。また、授業改善のPDCAサイクルを効果的なものとするために、振り返った内容については「授業評価報告書」として取りまとめ（備付-29）、次年度の授業計画に活用している。
- ④ 本学では、主に学科会やコース会議を通して、授業内容についての意思の疎通、協力・調整に取り組んでいる（備付-37）。また、非常勤講師に対しては、年度初めに非常勤講師連絡会を開催し、授業内容についての意思の疎通を図るとともに（備付-13）、教務委員を中心に、日頃のコミュニケーションを通して、協力・調整を図っている。
- ⑤ 本学では、授業やコース会議、全学討議「教育カンファレンス」の中で展開する学習成果の評価活動や成果報告を通して、教育目的・目標の達成状況を把握・評価している。また、達成状況の改善やそのための方法論的な工夫等についても検討を行っている（備付-31）。
- ⑥ 本学では、学生全員を対象とした履修指導、及び学生一人ひとりを対象とした履修指導を行っており、成績不振学生や欠席過多学生等に対しては、状況に応じた個別指導を展開して、卒業までの支援に取り組んでいる。実施にあたっては、以下の通り様々な機会を活用し、1年生に対しては、①入学式後の教務部オリエンテーション及びクラス別ガイダンス、②新入生研修、③後期開講前のクラス別ガイダンス、④保護者会前に実施する個人面談等で行い、2年生に対しては、①前期開講式後の教務部オリエンテーション及びクラス別ガイダンス、②保護者会前に実施する個人面談、③後期開講前のクラス別ガイダンス等で行っている（備付-61）。
- (2)① 事務職員は、教職協働体制のもと、各委員会や教授会に、委員もしくは事務担当として携わっており（備付-68）、教育目的・目標の達成の状況を把握するよう努めている。また、月に1回の「事務全体会議」（備付-65）、係長以上をメンバーとする週に1回の「事務連絡会」、年に数回の「事務局SD研修会」（備付-66）等を通して、教育活動の改善・向上、及び学習成果の獲得向上に寄与できるように努めている。「事務全体会議」では、事前に配付した教授会の議事録等をもとに、内容を把握した上で出席することを義務付け、教授会決定事項について理解を深めている。「事務連絡会」においては、学習成果や情報共有の周知徹底だけでなく、課題解決を含めた議論を行っている。現在、「事務全体会議」と「事

務連絡会」を通すことで、課を越えた業務の協力体制が十分に出来つつある。そして「教職員 FD/SD 研修会」(備付-20)では、学習成果や授業評価等の教育的なテーマを取り上げ、グループディスカッションを盛り込み、当事者意識の醸成に努めている。

② 本学の教務委員会では、教育目的・目標の達成状況を含めた各コースの様々な情報を集約しており、そこに参加している事務職員(備付-68)を通して、事務組織での情報の共有化に努めている。また、年度末に実施している全学討議「教育カンファレンス」の資料については、グループウェアの共有フォルダに掲載しており(備付-67)、同カンファレンスに直接参加していない事務職員も、各コースの達成状況については理解できるように取り組んでいる。更に、ポータルサイト上では、事務職員も学生個々の履修状況や成績状況を把握できるように整備しており(備付-69)、事務職員は、職務を通じ、教育目的・目標の達成状況を把握することができている。

③ 本学では、学生支援課において、年 2 回の履修指導を学生全員に行っている。また、学生支援課だけでなく、管理部門である総務課も含め、事務職員は、職務を通じて直接的又は間接的に学生への個別の相談やアドバイスを行っている(備付-61)。加えて事務職員は、「事務全体会議」や「事務連絡会」を通じた各課の緊密な連携により、カリキュラムの実施、単位の修得、免許・資格の取得等の学習成果を把握しており、指導教員等と協力して、入学から卒業に至るまでの支援を行っている。

④ 本学では、「学校法人旭学園個人情報保護に関する規程」(備付-規程集-36)に基づき、個人情報の取り扱いに関する運営内規を定め、学生の個人情報については事務職員が適切に管理している。特に学生の成績については、本学の「成績評価・管理規程」(備付-規程集-76)に基づき、印刷物とシステム内のデータの両媒体で適切に保管している。

(3)① 本学では、図書館に司書の資格を持つ職員を複数名配置し(備付-68)、レファレンスサービスをはじめとする学生の学習向上のための支援を行っている。また、県内の大学図書館協議会等が主催する研修会に積極的に参加し、そこで得られた情報を他の館員と共有しながら、学生の支援に役立っている。

② 本学では、入学式の後に実施している図書館オリエンテーションの時間を利用して(備付-22)、図書館の使い方や情報検索の方法について概説している。また、地域みらい学科においては、1 年前期に開講している学科共通科目「情報サービス論」で、15 回の授業を通して文献の検索方法や端末を活用した検索方法について詳細に教授している(備付-28)。また、全学で実施している卒業研究では、担当教員が直接、情報検索の指導を行い、他の授業においても図書館資料を用いた課題を積極的に課すなど、利用の促進や利便性の向上につなげている。

③ 本学の教職員は、大学のコンピュータを授業やその他の活動に積極的に活用している。授業においてはコンピュータを用いた視覚教材を多く使用しており、殆どの教室にプロジ

ェクターや電子黒板などを配置している。また、成績処理や学生の出席管理もコンピュータを用いて行っている（備付-69）。そのため、以前と比較して学生情報の共有が大きく進んでいる。更に、一部の教員ではあるが、e-Learnig のコンテンツを利用した事前・事後学習等を試行している。

④ 本学では、Wi-Fi の利用が可能である。履修登録をはじめ、シラバスの閲覧、課題提出、授業アンケート、図書検索、求人検索、学生への連絡など、Web を通して取り組んでおり（備付-61）、積極的に LAN 及びコンピュータの利用を促進し、適切に活用し、管理している。

⑤ 本学では、教育課程及び学生支援を充実していくために、教職員は、コンピュータ利用技術の向上を図っている。基本的には OJT 形式で取り組んでいるが、新しいシステムを導入する際には研修会を開催して技術の向上に努めている（備付-20）。また、FD 活動の一環として実施している教員相互授業見学を活用し（備付-70）、自主的に ICT 技術の向上を図るなど、工夫を凝らして取り組んでいる。

**[区分 基準Ⅱ-B-2 学習成果の獲得に向けて学習支援を組織的に行っている。]**

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 入学手続者に対し入学までに授業や学生生活についての情報を提供している。
- (2) 入学者に対し学習、学生生活のためのオリエンテーション等を行っている。
- (3) 学習成果の獲得に向けて、学習の動機付けに焦点を合わせた学習の方法や科目の選択のためのガイダンス等を行っている。
- (4) 学習成果の獲得に向けて、学生便覧等、学習支援のための印刷物（ウェブサイトを含む）を発行している。
- (5) 学習成果の獲得に向けて、基礎学力が不足する学生に対し補習授業等を行っている。
- (6) 学習成果の獲得に向けて、学習上の悩みなどの相談にのり、適切な指導助言を行う体制を整備している。
- (7) 学習成果の獲得に向けて、通信による教育を行う学科・専攻課程の場合には、添削等による指導の学習支援の体制を整備している。
- (8) 学習成果の獲得に向けて、進度の速い学生や優秀な学生に対する学習上の配慮や学習支援を行っている。
- (9) 必要に応じて学習成果の獲得に向けて、留学生の受入れ及び留学生の派遣（長期・短期）を行っている。
- (10) 学習成果の獲得状況の量的・質的データに基づき学習支援方策を点検している。

**<区分 基準Ⅱ-B-2 の現状>**

(1) 本学では、入学予定者に対して、「合格者の皆さんへ」（備付-59）という名称の冊子を配付している。この中には、入学までの手続きの流れをはじめ、学生生活において必要となるような情報や準備物などを記載し、更には、入学後の学びと関連付けた入学前の学習課題を掲載して（備付-24）、入学後の授業や学生生活についての情報を提供している。

(2) 本学では、入学者に対して入学式後に、教務部・学生部主催のオリエンテーションを開催している（備付-22）。そこでは、履修や成績、免許・資格の取得、留学など、学習に関連する内容と、通学や奨学金、事務手続き、就職などの学生生活に関する内容の情報を提供している。

(3) 動機づけに焦点化した学習方法のガイダンス等に関しては、免許や資格の取得を促し、留学や研修を勧めるといった形式で行うことが多く、コース別のオリエンテーションや、新入生研修時のフレッシュマンセミナー等で実施している（備付-22、41）。また、1、2年生が合同で学ぶ「地域みらい学Ⅰ・Ⅱ」や「こども未来学Ⅰ・Ⅱ」、更には1、2年生が合同で学ぶ機会のある「保育実習指導Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」等においても、ピアサポートの形態をとって行っている（備付-28）。科目選択のガイダンスについては、コース別教務オリエンテーションや科目履修オリエンテーションで行っており、特に新入生を対象としたオリエンテーションでは、コース所属の教員の他に2年生が一緒になって履修のアドバイスを行うこともある。

(4) 本学では、学習成果の獲得に向け、学習支援の印刷物として Campus Life を発行している（提出-1）。その中には、建学の精神、女性像などの本学の理念や学習成果に関連する事項をはじめ、履修に関する情報、学生生活とその支援に関する情報、施設・設備に関する情報、学則等諸規定を掲載しており、本学の持つ教育や学習支援の様々な資源を網羅している。他にも、指導教員を紹介する目的で、教員のプロフィールを掲載した印刷物を配付している。

(5) 本学では、成績不振者に対しては個別面談を実施している（備付-71）。その中では、成績不振に関わる事情の聞き取りや生活指導等を展開し、必要に応じては専門分野の個別学習指導を実施している。また、科目によっては、再試験を実施する前に追加指導を必要とする場合もあり、その際にも補習授業等を行っている。

(6) 本学は、指導教員制を採用しており（提出-1(P. 133)）、コースの中で複数の指導教員が各学年数人ずつの学生を担当している。これにより、従来のアドバイザー制の時よりも、教員一人あたりの担当する学生数が減り、2年間を通して、学習や就職等のきめ細かな指導を日常的、定期的に行うことができている。授業においても、1年次開講科目「キャリア入門」の中で、指導教員が学生と対面する時間を確保しており（備付-46）、学習状況等について確認・把握することができている。更に、週に1回のオフィスアワーの時間を設定しており、指導教員に限定せず、教員に相談ができる体制を整えている（提出-1(P. 134)）。

(7) 本学では通信による教育は行っていない。

(8) 本学では、進度の速い学生や優秀な学生に対しては、教員が個別に学習上の配慮や学習支援を行っている。職員による学習支援に関しても同様である。また、本学には、本学の規定に基づく学業表彰制度（備付-規程集-97）の他にも、学習意欲の向上を目的とした「学業表彰ポイント制」という表彰制度を定めており（備付-72）、毎年、学習成果の獲得に積極的にチャレンジしている学生や優秀な学生を表彰している。

(9) 本学では、学科・コースの各教育課程の内容に応じて、留学生・研修生の派遣と受け入れを行っている（備付-63、64）（備付-規程集-85、86、113、114）。留学生の派遣及び受け入れの業務は、各コースとグローバル教育センター（備付-規程集-111）が連携して行っており、令和元年度の派遣に関しては、ダブルディグリーのプログラムに7名、交換留学に7名、語学研修に50名の合計64名が参加している（1・2年生合計数）。また、受け入れの方では、本学所定の課程を履修する正規生35名（ダブルディグリー生3名、福祉とソーシャルケアコースへの特別留学生19名を含む）、交換留学生9名、日本語別科生7名の合計51名を受け入れている（1・2年生合計数）。

(10) 本学では、授業担当者が科目毎に「授業評価報告書」（備付-29）を作成する過程で、学習成果の獲得状況をもとにした学習支援方策の点検を科目レベルで行っている。また、教育課程レベルにおいては、コース会議や全学討議「教育カンファレンス」（備付-31）等で学習成果の獲得状況を把握するとともに、学習支援方策の適切性等について点検を行っている。

**[区分 基準Ⅱ-B-3 学習成果の獲得に向けて学生の生活支援を組織的に行っている。]**

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学生の生活支援のための教職員の組織（学生指導、厚生補導等）を整備している。
- (2) クラブ活動、学園行事、学友会など、学生が主体的に参画する活動が行われるよう支援体制を整えている。
- (3) 学生食堂、売店の設置等、学生のキャンパス・アメニティに配慮している。
- (4) 宿舎が必要な学生に支援（学生寮、宿舎のあっせん等）を行っている。
- (5) 通学のための便宜（通学バスの運行、駐輪場・駐車場の設置等）を図っている。
- (6) 奨学金等、学生への経済的支援のための制度を設けている。
- (7) 学生の健康管理、メンタルヘルスケアやカウンセリングの体制を整えている。
- (8) 学生生活に関して学生の意見や要望の聴取に努めている。
- (9) 留学生在籍する場合、留学生の学習（日本語教育等）及び生活を支援する体制を整えている。
- (10) 社会人学生が在籍する場合、社会人学生の学習を支援する体制を整えている。
- (11) 障がい者の受入れのための施設を整備するなど、障がい者への支援体制を整えている。
- (12) 長期履修生を受入れる体制を整えている。
- (13) 学生の社会的活動（地域活動、地域貢献、ボランティア活動等）に対して積極的に評価している。

**<区分 基準Ⅱ-B-3 の現状>**

(1) 本学では、本学の諸規程に基づき、学生部、学生委員会、学生支援課、グローバル教育センター、健康管理センター等を置き、日常的に学生に寄り添いながら、学生生活がより充実していくよう、組織的に生活支援を行っている。

学生委員会（備付-規程集-94）は、年間 10 数回を開催している（備付-73）。議事内容によっては、学科・コースに意見を求めながら学生指導・支援に関する事項を審議し、委員会で承認した事項については、教授会に上程して、改善や周知の徹底を図っている。また、従来のアドバイザー制を平成 29 年度より指導教員制に改め、よりきめ細かな学生支援を展開している（提出-1(P.133)）。指導教員は少人数の担当学生を支援し、定期的に個人面談を行う等、学生指導・支援において重要な役割を担っている。

(2) 本学では、学生が、学友会活動やクラブ活動、学校行事、ボランティア活動等に主体的に参画できるように、学生部、学生委員会、学生支援課が組織的に支援している（備付-73）。

学友会（総務委員 12 名）に関しては、総務委員を 12 月の選挙で選出し、1 月の総会で選挙結果を承認している。学友会は、クラブ活動、同好会活動、学校行事を統括し、且つ企画・運営する組織であり、年間を通して積極的に活動を行っている（提出-1(P.159～165)）（備付-74）。また、毎月定例の学生委員会には、学友会総務委員も出席し、活動内容や行

事予定の報告、提案等を行い、情報を共有している（備付-73）。クラブ活動に関しては、体育系クラブ（9 団体）、文化系クラブ（3 団体）、同好会（5 団体）を有し（提出-1(P. 128)）、それぞれが顧問の指導のもとで活動している。また、同好会については、学生のニーズにすぐに応えるために、発足条件を「2 名以上」としている。学校行事に関しては、新入生ガイダンス（4 月）、スポーツ大会（4 月）、新入生研修（5 月）、リーダー研修（6 月）、大学祭（11 月）、学友会選挙・総会（12 月・1 月）を行っており、学友会総務委員が中心となって展開している。令和元年度の卒業記念パーティー（3 月）は、新型コロナウイルス感染拡大に伴い中止とした。

(3) 本学では、学生のキャンパス・アメニティに配慮し、150 名が利用できる学生食堂を整備している（提出-10）。また、学生食堂内には売店を設置している。更に、全館で Wi-Fi が利用できるように環境を整えており、図書館と学生支援課には、学生向けの貸し出し用として、全部で 50 台のノートパソコンを準備している他、学生支援課内には、学生が自由に利用できるように 3 台のデスクトップパソコンを設置している。

(4) 本学では、1 つの学生寮（茜寮）を整備している（提出-1(P. 129)、10、11）。令和元年度の入寮生は 47 名であった。月に 1 回は、寮監会議（学生部・寮監・事務局総務課）を開催し、寮や寮食に関する意見、要望等を話し合い、寮生活の改善に役立てている（備付-75）。また、年に 1 回は、寮食を提供している学生食堂の責任者と寮長（学生）・寮監で、寮食についての意見交換を行う場を設けているが、令和元年度は、学生食堂の責任者が年度途中で交代したため実施できなかった。アパート等の斡旋については、希望する学生に対して不動産業者からの情報を提供し、そのニーズに応えている。

(5) 本学では、佐賀駅から佐賀女子短期大学行きの路線バスや、佐賀女子短期大学付近を通る路線バスが常に運行しており、学生にとっては便利な通学手段となっている（提出-10）。また、学生専用の駐輪場としてコース別に 4 か所を学内に設けている。更に、短期大学の敷地内には、約 100 台を収容できる無料の駐車場を学生に提供しており、同数程度の学生が常時利用している（提出-1(P. 137)）。

(6) 本学では、本学の諸規程等（備付-規程集-95、110）（提出-10、11）に基づき、「佐賀女子短期大学奨学金」（年額 10 万円、10 名、期間 1 年間、給付）、「旭学園創立 120 周年記念特別奨学金」（S 奨学金：年額 26 万円、基準を満たすもの全員、期間 1 年間、給付；A 奨学金：年額 10 万円、基準を満たすもの全員、期間 1 年間、給付）、「社会人の入学者に対する奨学金」（年額 26 万円、期間 2 年間、給付）、「卒業生の再入学者に対する奨学金」（1 年次に入学金の全額及び年額 26 万円、2 年次に年額 26 万円、期間 2 年間、給付）等の制度を定めており、令和元年度は、「佐賀女子短期大学奨学金」を 10 名に、「S 奨学金」を 25 名に、「A 奨学金」を 21 名に、「社会人の入学者に対する奨学金」を 5 名に、「卒業生の再入学者に対する奨学金」を 1 名に支給している。更に、成績、人物、スポーツ能力等に優れた学生の学習活動等を支える「特待生制度」や「スポーツ特待生制度」等による経済的支援を行っている（備付-規程集-106、108、110）（提出-10、11）。

(7) 本学には、学生及び教職員の健康管理やメンタルケアを担う組織として、本学の規程に基づき、健康管理センターを設けている（備付-規程集-135）。同センターは保健室と学生相談室からなり、5名の教職員で組織し、その運営委員会については8名の教職員で組織している。また、毎月、本学の規程に基づき、「健康管理センター運営委員会」（備付-規程集-136）を開催し、学生及び教職員の健康管理やメンタルケアについての実施計画、更には、センターの運営等について審議するとともに、学生や教職員の健康状態に関する情報を共有している。

保健室には、常駐の養護教諭1名を配置し、学内での応急手当や学生からの相談に取り組み、健康管理センター運営委員への報告や、臨床心理士への連絡を行っている。また、学生相談室には教員2名、臨床心理士1名（月2回勤務）を配置し、常に学生の相談に応じられるように体制を整え、学生から要望があれば、臨床心理士との面談へつなげている。令和元年度においては、保健室来室件数は395件（内、教職員が28件）、相談件数は269件（内、教職員54件）、臨床心理士へつなげた相談件数は28件（実人数は5名）であった（備付-76）。

健康管理センターの定期的な業務としては、毎学年、健康診断を実施し、毎月、学内の環境衛生の点検を行っている。また、学生に対しては、入学式後等のオリエンテーションの時間に、心身の健康についての意識付けの保健指導の実践に取り組み、1年次開講科目「キャリア入門」の時間には、性教育講座（性感染症・避妊等を含む）や性被害対策講座（護身術・自己防衛・DV予防教育）、ゲートキーパー関連講座、ハラスメント講座、AED研修を展開している。特に性感染症等については、最新の情報を掲示して啓発活動に取り組んでいる（備付-61）。更に、教職員に対しては、本学の衛生委員会（備付-規程集-71）と連携して、月に1回の産業医による健康相談を実施している。障がいを抱えている学生の対応については、教職員研修会を開催している。

(8) 本学では、毎月定例の学生委員会において、学友会総務委員より、活動内容や行事予定等についての報告・提案等を聴取している（備付-73）。また、年に1回、卒業式の前に、学友会総務委員（新旧委員：1年生12名、2年生12名）と、学長・関係部署教職員との懇談会を行い、学友会総務委員が学生を代表して意見交換や意見具申ができるように機会を設けている（備付-77）。更に、1年次の1月と2年次の卒業式当日には、「満足度調査アンケート」を実施し（備付-58）、学生の意見や要望を把握している（令和元年度は、新型コロナウイルス感染拡大に伴い、学長・関係部署教職員との懇談会をアンケート形式で実施し、卒業時の「満足度アンケート調査」も事前にアンケート用紙を郵送し、卒業式当日に回収）。以上の学生からの意見・要望等に関しては、教授会で報告した後、関係部署で検討し、可能なものについては、即時対応するようにしている。

(9) 本学では、本学の「学則」及び「外国人留学生規程」（備付-規程集-114）に基づき、正規生や日本語別科生、交換留学生など、多様な形で留学生を受け入れている。また、「グローバル教育センター規程」（備付-規程集-111）及び「グローバル教育センター運営委員会規程」（備付-規程集-112）に基づき、留学生の日本語教育や生活支援を行っている。具体的には、宿舎の確保、奨学金の手配、在留期間の延長、在留資格の変更、交通事故やア

アルバイト、インターンシップへの対応、生活に関する様々な案件への対応などを同委員会  
で審議・決定し、日常生活を支援している（備付-78）。更に、学習面に関しては、①教員  
がマンツーマンで指導する、②日常生活における日本人学生との交流や文化体験の機会を  
設ける、③授業では日本人学生とのコミュニケーションを図るなど、日本文化や生きた日  
本語に触れることを通して支援している。

(10) 本学に在籍する令和元年度の社会人学生は20名（2年生9名、1年生11名）であり、  
その内15名は、委託訓練生として入学している学生である（介護福祉士、栄養士、保育士  
の資格取得を目的に、佐賀県の産業技術学院に入校した学院生の学習を、本学が請け負う  
制度）（備付-62）。委託訓練生は、毎月末に担当事務職員と面談をしながら報告書を作成し  
ており、その際、学習や学生生活についての相談を受けた場合には、当該部署へ報告をし、  
対策を講じている（備付-79）。また、一般学生と同様に、社会人学生全員に対しても、指  
導教員との面談等を通して学習の支援を行っている。

(11) 障がい者受け入れのための施設整備として、令和元年度は、1号館の各入口にスロー  
プを設置し、車イス対応の机を2階・3階の教室に配置した。4号館では、学生食堂入り口  
の段差を整備し、図書館内専用の車イスを常設した（備付-80）。また、本学の規程に基づ  
き、平成28年度よりインクルーシブ教育推進委員会を置き（学長・副学長・事務局長・学  
科長・入試委員長・教務部長・学生部長・健康管理センター長・キャリア支援センター長・  
グローバル教育センター長）（備付-規程集-99～101）、障がい者への支援体制を整えている。  
大学入学者選抜試験後には、合格者全員に本支援の申込書を送付して、申請を受け付けて  
いる（備付-80）。更に、入学時には、保護者及び新入生に対して健康管理票の提出を依頼  
し、本支援が必要な場合には、申し出るよう呼びかけている（備付-80）。

(12) 長期履修生を受け入れる体制に関しては、平成29年度より施行の「長期履修生に関  
する規程」（備付-規程集-87）に基づき、就業している者や家事、育児、介護等により著し  
く学習時間の制約を受ける者、その他、やむをえない事情を有し、修業年限で修了するこ  
とが困難であると学長が認めた者を対象に、2年間の学費で3年間（最長4年間）の長期  
履修を認める制度を整備している。更に、本学は、グローバル教育を推進していくために、  
平成30年度より、留学（ダブルディグリー制度を含む）と専門職の資格取得を希望する学  
生に対し、長期履修制度を活用できるようにしている（提出-1(P.63)、10、11）。令和元  
年度は、留学と専門職の資格取得を希望する3名の学生（こども未来学科）が、長期履修制  
度を申請している。

(13) 本学では、「佐賀女子短期大学学生の表彰に関する実施細則」（備付-規程集-97）に  
基づき、学業及び品行に関して優れた実績を残した者を積極的に評価・表彰している。学  
業表彰は、学年毎、コース毎に学業優秀者を表彰し（1年生は1年間の成績を対象とし、2  
年生は2年間の成績を対象とする）、品行表彰は、クラブ活動やコンクール、ボランティア  
活動、善行等で活躍した学生を表彰する制度で、令和元年度の品行表彰では、2団体と1  
個人を表彰している。

**〔区分 基準Ⅱ-B-4 進路支援を行っている。〕**

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 就職支援のための教職員の組織を整備し、活動している。
- (2) 就職支援のための施設を整備し、学生の就職支援を行っている。
- (3) 就職のための資格取得、就職試験対策等の支援を行っている。
- (4) 学科・専攻課程ごとに卒業時の就職状況を分析・検討し、その結果を学生の就職支援に活用している。
- (5) 進学、留学に対する支援を行っている。

**<区分 基準Ⅱ-B-4 の現状>**

(1) 本学では、本学の規程に基づき、キャリア支援センターを設置している（備付-規程集-120）。また、同運営委員会の規程に基づき（備付-規程集-121）、各学科・コースの教員及び事務職員でキャリア支援センター運営委員会を構成し、月一回程度の会議を開催して、「キャリア支援活動の企画・立案」や「就職・進路に関する情報の共有」等に取り組んでいる（備付-45）。

(2) 本学では、1号館1階事務局内に配置している学生支援課の場所に、キャリア支援センターを設置している（提出-1(P.130)、68）。同センターでは、進路に関する直接の支援・指導はもちろんのこと、就職関連資料を取り揃え、学生が自由に閲覧できるように環境を整えている。更に、同センターには、インターネットに接続したデスクトップパソコンを整備しており、学生の就職情報検索等に供している。また、求人情報については、キャリア支援担当の事務職員が取りまとめ、1号館掲示板等を利用して、学生が閲覧できるように整理している他、ポータルサイトを活用して常に最新の求人情報を確認できるように支援を行っている。

(3) 就職のための資格取得、就職試験対策等の支援に関しては、本学学生の8割程度が、保育士、幼稚園教諭、介護福祉士、栄養士、養護教諭、医療事務、司書等の資格を活かした専門職就職であることから、平素の授業はもとより、実習並びに実習指導等が大きな就職支援につながっている。また、教員及び公務員志望者に対しては、学外の専門学校と提携して開講している教員採用試験対策講座、及び公務員試験対策講座を受講（有料）できるように支援している他、学内においても本学教員による一般教養対策講座を開講し、受験者のサポートを行っている（備付-81）。更に、就職のための資格取得支援として、MOS対策講座を開催している。

(4) キャリア支援センターでは、毎年、「卒業生進路状況」（備付-56）という冊子を作成し、1年間の進路状況をまとめている。冊子は、卒業生進路状況一覧表、卒業生地区別進路状況、及び学科・コース別の具体的な進路状況を掲載したもので、就職支援や学生募集等に活用している。また、本学卒業生が就職している佐賀県内の企業に対して、各コースの教員が訪問を行い、就職先への聞き取り・アンケート調査、及び卒業生への聞き取り調

査を実施し（備付-33）、その結果を教授会で報告している。更に、この結果については、各コースで分析・検討し、進路支援の改善に活かしている。この他、「短期大学コンソーシアム九州」による卒業生及びその進路先へのアンケート調査等の結果（備付-36）についても、進路支援や学習成果の改善に活用している。

(5) 学生の進学、留学に関しては、キャリア支援センターで希望調査を行い（備付-81）、その結果をコースの教員に伝えることで、指導を展開している。また、進学情報については、同センターに各種の進学情報ファイルを取り揃え、学生が自由に閲覧できるように整備している。更に、大学等からの具体的な募集状況については、掲示板やポータルサイトにて学生に案内・周知をし、支援を行っている（備付-69）。

**<テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援の課題>****課題Ⅱ-06**

本学では、集計の利便性等を考慮して、Web による授業アンケートを導入しているが、紙ベースの場合と比較して回答率が低くなるという課題も現れており、アンケート方法に関しては工夫が必要である。

**課題Ⅱ-07**

カリキュラム・マネジメントの観点からは、授業担当者間の協調や連携のもとに、授業内容についての意思の疎通、協力・調整を図っていくことが求められるが、これに関しては、本学では、組織的に取り組んでいく仕組みを定めていないことから、教育課程レベルにおいて散発的に取り組んでいるような状態にある。したがって、今後は、教務組織的にカリキュラム・マネジメントのPDCAを展開していくシステム作りに努めていくことが課題となる。

**課題Ⅱ-08**

進度の速い学生や優秀な学生、及び成績不振学生に対する学習支援に関しては、本学では、教員が個別に対処していることが多く、改善が必要である。また、留学生等の派遣と受け入れに関しては、毎年、本学からの派遣の方が圧倒的に多い。学内活性化の意味においても、今後は受け入れを増やしていくことが課題である。

**課題Ⅱ-09**

指導教員制の導入により、従来アドバイザー制に比べ、クラス単位で組織的に学生を支援する機会が減少しており、改善が必要である。

**課題Ⅱ-10**

教職員の高齢化や多忙により、クラブ顧問の引き受け手の確保、ひいてはクラブ活動の継続に関する課題が浮かび上がってきている。

**課題Ⅱ-11**

現代社会においては、何がしかの不安や悩みを持つ学生が多い。本学健康管理センターでは、学生たちがより健康で、また、より良い環境の中で学習成果を高めていくことができるように、学生の個性に応じた健康管理と健康教育に取り組んでいくことが課題となる。また、同時に、教職員の健康増進を図ることで、教育環境の改善に寄与していくことが必要である。

**<テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援の特記事項>**

特になし

## ＜基準Ⅱ 教育課程と学生支援の改善状況・改善計画＞

### (a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

行動計画「学位授与の方針の学則規定については、総合評価委員会や教務委員会などにおいて検討し、できれば平成 26 年度から学則に規定できるよう行動する。」に対する実施状況

ディプロマ・ポリシーは、学園訓や建学の精神などとは異なり、教育改革サイクルの中核に位置するものである。したがって、常に変更の可能性を有するものであり、学則にその内容を規定することは現実的ではない。また、認証評価第 2 評価期間においては、「人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を、学科・専攻課程毎に学則等に定める」と規定されていることから、本学では、令和元年度より、教育目標、学習成果、三つの方針全てを Campus Life に掲載し、対応することとした。

行動計画「シラバス記載項目については、教務委員会で検討し、平成 26 年度シラバスから「準備学習の内容」の追加を実施するよう行動する。」に対する実施状況

令和元年度のシラバスには、「準備学習の内容」の他、「学習成果、授業内容、授業時間数、成績評価の方法・基準、教科書・参考書、授業で活用するアクティブ・ラーニングの手法、ディプロマ・ポリシー及び評価基準との関連、科目ナンバー」などの項目を掲載している。また、電子シラバスを採用しており、学生がネットを活用してシラバスを随時確認できるように整えている。

行動計画「教養教育の目的・目標を明確にし、教養教育の学習成果を定め、その達成度を測定するための実施体制を整える。また、自然科学系の科目が手薄であるなどの課題があり、基礎教育科目の見直しを図る。」に対する実施状況

本学は、平成 29 年度に学科の大幅な改編を行った。機関レベルの学習成果の中に「子どもと地域の未来創造に資する能力を修得する」ことを表明し、授業では、地域での体験活動を重視した幅広い科目を編成している。特に教養教育を担う科目（本学では基礎教育科目）については、この目的達成のための必修科目として各学科に 4 科目ずつを、また、選択科目として 3 科目ずつを導入するなど、教養教育の内容と実施体制を確立し、全学一体となって「地域が要請する短期大学」を目指している。

教養教育の学習成果とその達成度の測定に関しては、教養教育科目と専門教育科目が連続した一体的な学びとなるようにカリキュラムを構築していることから、教養教育の効果を測定する際には、教養教育科目、専門教育科目等、全ての科目を集約したカリキュラム・マップを活用して学習成果の評価・定量化に取り組んでいる。

行動計画「職業教育の観点から、汎用的能力の養成を強化するために、「キャリア入門」（1 年次履修科目）に引き続き、2 年次にも「キャリア入門Ⅱ（仮称）」の開講が必要かどうかを検討する。」に対する実施状況

職業教育やそれに付随する汎用的能力の陶冶は喫緊の課題である。本学においては、平成 29 年度の学科改編を機に、地域での体験活動や実習、インターンシップ等の充実を図って対応している。

行動計画「学習成果に関しては、各学科・専攻の査定方法についての情報交換を行い、それぞれの査定方法の改善に努め、査定結果を教育資源としてより効果的に利用できるものにしていく。」に対する実施状況

学習成果の評価を教育資源としてより効果的に利用できるものにしていくために、平成29年度より、全学的に統一した評価活動を展開することとし、ディプロマ・ポリシーに基づく評価基準をコース毎に定め、基準毎の到達度を測定・数値化して分析に取り組んでいる。更に、単位取得率や学位取得率、免許・資格取得率などについても、総合的に評価・分析し、年度末の全学討議「教育カンファレンス」において、当該年度の教育活動の総括を行っている。これらの流れは概ねスムーズに進行している。

行動計画「授業評価及び授業改善に関しては、平成24年度にPDCAサイクルを確立した。今後、授業評価から授業評価報告書に至る一連の流れを再検討して、PDCAサイクルの内容を簡潔で分かりやすいものにしていく。」に対する実施状況

授業改善のPDCAサイクルは、現時点では問題なく取り組んでいるが、今後は、「授業アンケートの回収率」及び「授業評価報告書の提出率」の改善等を図り、授業改善のPDCAサイクルの実質化を目指している。令和元年度の授業評価報告書の提出率は100%であった。

行動計画「進路先へのアンケートは、キャリア支援センター運営委員会において早急に検討を開始する。」に対する実施状況

就職先アンケートについては近隣の就職先に対し、教員が就職のお礼訪問をした際に実施していたため、全ての卒業生を対象としてはいなかった。令和元年度より卒業生の全ての就職先に対し、アンケート調査を実施している。このアンケート結果についてはキャリア支援センターで集計を行い、教授会にて報告をし、各学科、コースにて学生指導の参考にしてもらうよう依頼をしている。

行動計画「入学手続者に対しては、学習や生活に関する情報提供を十分に行えるよう創意工夫していく。」に対する実施状況

入学予定者に対しては、「合格者の皆さんへ」という名称の冊子を配付し、入学までの手続きの流れをはじめ、学生生活において必要となる情報を提供している。また、入学後の学びと関連付けた入学前の学習課題をコース毎に掲載し（入学前教育を実施し）、入学後の学びに活かせるように工夫している。

行動計画「入学前教育に関しては、入学前ガイダンス等を行っている学科もあるが、入学前教育と言えるところまでには至っていない。高校と短大の円滑な接続を行い、より充実した学生生活が送れるよう、各学科・コースでより一層工夫していく。」に対する実施状況

高校から短大への円滑な移行と学びの充実化を目的に、入学予定者を対象とした入学前教育を展開している。内容は、高校までの学力の補償と短期大学での専門的な学びに対する導入教育であり、コース独自に策定したものである。実施にあたっては、合格者に郵送する手続き書類と一緒に「合格者の皆さんへ」という冊子を同封し、その中で入学までの課題を指定する方法と、スクーリングの日程を設定し、スクーリング形式にて講義やグループワーク等を行う方法で取り組んでいる。また、平成30年度からは、付属佐賀女子高等学校からの入学予定者を対象とした入学前学習会を、同目的のもとに、2月に2日間の日程で開催している。

行動計画「本学の学生は、多様な入試形態を経て入学してきており、学力において、また、学習意欲において個人差がある。各学科・コースがその特色に応じた学習支援をより長期的な見通しをもって体系化していく。」に対する実施状況

令和元年度より、各学期末に、指導教員を通して、成績不振や出席不振の学生を対象とする学習支援を実施している。また、SA やピアサポートの制度についても導入に向けて検討しているところであるが、福祉とソーシャルケアコースでは先行してこれに取り組み、成果をあげている（2年生がSA として実技試験の補助業務を担っている）。

行動計画「学校行事に対する学生の主体的参加には温度差があり、参加意識をあまり感じない学生もいる。学生には、社会人になりゆく者として、主体的な社会参加・社会貢献が求められているという自覚をもって、自ら参加しようという意識を持ってもらいたい。そのための啓発を粘り強く行っていく。」に対する実施状況

学生の主体的な社会参加・社会貢献の意識を向上させる取り組みとして、卒業必修科目「キャリア入門（1年次開講）」を活用している。「キャリア入門」では、税について、労働法について、年金についてなど、主体的な社会参加・社会貢献の基礎を育成するために、外部の専門家を講師として招き開講している。また、後期初回の授業では、学生が主体的に学校行事（大学祭）に参加することを目的としたクラスミーティングを展開し、夏季、冬季休業前の授業では、学内の清掃活動を教員と一緒にするなど、同意識の啓発に取り組んでいる。

行動計画「留学生の受け入れ及び派遣に関しては、平成24年12月に、蔚山科学大学とのダブルディグリー制度に関する調印を行った。留学生の受け入れ及び派遣のいずれにおいても、単位取得に見合った語学力を身につけるためのサポート体制や留学後の進路に関するサポート体制を整えていく。」に対する実施状況

ダブルディグリー派遣学生に対しては、留学先大学への授業料相当の一部負担金として別途納入が必要となる20万円（1年間）に対して、留学中の学習成果：韓国語能力試験合格級に応じてその全学、又は半額を奨励金として帰国後に支給している。また、進学支援にも力を入れており、留学先大学の3年次への編入学や帰国後の就職活動を徹底してサポートし、全員が希望通りの進路を決定している。ダブルディグリー受入学生に対しては、特に日本での就職を希望する学生に対して、就職活動のサポートを徹底しており、100%が希望通りの就職を達成している。

行動計画「障がい者の受入れに関しては、現在、発達障がいの理解・支援への意識は高まりつつあるものの、バリアフリーなどの施設の対応は、平成13年度以降あまり進展していない。障がい者への理解を深める研修会を継続し、障がい者への支援体制を整えていく。」に対する実施状況

障がい者への理解を深めるための情報提供や研修会に関しては、健康管理センターやFD/SD研修会を中心に継続的に展開している。また、平成28年度には、本学の規程のもとにインクルーシブ教育推進委員会を置き、障がい者への支援体制を整えている。令和2年度の入学者選抜試験においては車イスの受験生1名が合格しているが、バリアフリーなどの施設の対応等に取り組んでいるところである。

行動計画「進路支援に関しては、CDA（キャリア・ディベロップメント・アドバイザー）と学生支援グループの協力・連携体制を強化していく。」に対する実施状況

進路支援に関しては、全学科、コースにおいて指導教員制をとっており、指導教員がキャリア支援センターと連携しながら、進路指導を行っている。学生の進路決定率についても例年100%に近い実績を上げており、連携体制は十分に整っている。

**(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画****課題Ⅱ-01 の改善計画**

社会のニーズ調査等の改善を図り、専門性のディシプリンを追究し、評価基準やカリキュラム・マップ等の改善向上に努めていく。

**課題Ⅱ-02 の改善計画**

本学では、教養教育と専門教育は連続した一体的な学びとして強く関連しており、教養教育科目の効果を測定する際にも、教養教育科目、専門教育科目等、全ての科目を集約したカリキュラム・マップを用いて学習成果の獲得状況の定量化に取り組んでいる。したがって、教養教育科目のみを対象とした学習成果の評価・定量化は困難であり、教養教育科目においては、まずは、科目レベルでの測定を改善するなどの工夫が必要である。今後は、その評価方法を追究し、同時に、教養教育の改善向上に努めていく。

**課題Ⅱ-03 の改善計画**

カリキュラムや学生生活の改善に役立つような有効なデータ収集を視野に入れ、今後は、記名式アンケートを導入するなど、情報収集の改善に努めていく。また、アンケートの内容についても、現状に合わせて改善していく。

**課題Ⅱ-04 の改善計画**

今後の高大接続改革に対応した入学者選抜試験の改定、及びその妥当性の検証、更には入学前教育の改善に取り組み、学習成果の獲得向上を目指していく。

**課題Ⅱ-05 の改善計画**

授業改善の PDCA サイクルの質を高め、授業の成績評価の精度を高めていく。そのもとに、授業の成績評価をベースとした学習成果の評価システムについて、導入を検討していく。加えて、ジェネリックスキルの到達度評価についても、市販のテスト（プログテスト）を活用して取り組んでいくことを検討していく。また、教育の質保証の観点から、本学の自己点検・評価活動の内容や、全学討議「教育カンファレンス」で集約した情報の概略等について、高等学校等、学外へ公表を行っていく。

**課題Ⅱ-06 の改善計画**

授業アンケートに関しては、Web ベースになってから数年が経過するが、各教室に Wi-Fi 環境を整え、回答しやすい環境を整備しても回答率はそれほど高まらなかった。現在は、授業の際に確実に回答の時間を確保し、教員にアンケート実施の報告を義務づけ、改善に向けて取り組んでいる段階にある。また、今後は、以下の通り、授業アンケートのデータを活用し、学習成果の獲得向上につなげていく。①カリキュラム・マネジメントの視点から授業の内容や方法に関するワークショップを開催する際の題材とする。②アンケート結果をもとにした学生へのフィードバックを行う。

### 課題Ⅱ-07 の改善計画

本学においては、組織的カリキュラム・マネジメントの必要性については理解されているが、具体的な方法等についての共通理解は十分ではない。令和元年度は、非常勤講師連絡会やコースでのFD等で授業内容に関する共通理解や調整等を実施しているところも見られたが、今後は、FD活動の一つの柱として全学をあげて組織的に取り組めるように実施体制の整備を図っていくことが必要である。また、この活動のもと、当該年度におけるカリキュラムの問題点や改善点等を全学討議「教育カンファレンス」に資料として提出し、カリキュラムの改善につなげていく。

### 課題Ⅱ-08 の改善計画

指導教員制のもと、成績不振や出席不振の学生に対しては、令和元年度より組織的に個別面談や指導を行う体制を整えているが、SAやピアサポートの制度については、一部のコースでの実施に留まっており、今後は、組織的な導入を目指して検討していく。

留学生に関しては、受け入れよりも派遣の方が毎年多いが、令和元年度は、特別留学生や外国人別科生の数が大きく増え、学内で学ぶ留学生の数は飛躍的に増加した。今後は、グローバルな人材養成の基盤となる国際色豊かなキャンパスに近づけていくためにも、国際交流の取り組みを改善し、より多くの留学生の受け入れを実現していく。

### 課題Ⅱ-09 の改善計画

学科・コースによっては、指導教員がコースやクラスを超えて学生を担当しているため、クラス単位での支援体制が不明確になっている。今後は、学校行事等でのクラスでの活動に対し、コース主任や学科選出の学生委員等がクラス単位での支援をより積極的に行うなど、対策を講じていく。

### 課題Ⅱ-10 の改善計画

教職員の高齢化（定年や退職）により、専門的な指導ができる教職員が減少している。外部指導者を導入しているクラブは、現在、2団体あるが、両指導者ともボランティアでの活動である。今後は、教職員の業務過多を回避し、学生のニーズに答えていくためにも、外部指導者の導入を含めた組織的な取り組みを検討していくことが必要である。

### 課題Ⅱ-11 の改善計画

①健康診断の実施、②性に関する講話、③DV研修、④ハラスメント研修、⑤AED講習、⑥健康啓発に関する掲示、⑦健康に関する情報発信など、健康への関心を高めるための講話や啓発活動を行う。また、開講式やキャリア入門等の時間に保健指導を行う。心の問題については、相談できるワンストップ窓口としての保健室の機能と健康管理センターの周知を行う。更に、事例に応じて関係教職員・スクールカウンセラーと連携し、情報の共有を行い、問題解決、回復への支援を組織的に行う。

## 【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】

## [テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源]

## &lt;根拠資料&gt;

- |      |  |
|------|--|
| 提出資料 | なし   |
| 備付資料 | <p>30. (a) 授業改善報告書 (2017年度) (b) 授業改善報告書 (2018年度)<br/>(c) 授業改善報告書 (2019年度)</p> <p>38. グループウェア「desknet's NEO&gt;Active Portal&gt;アンケート」<br/>ウェブサイト「Active Portal&gt;アンケート」<br/><a href="https://asahigakuen.ap-cloud.com/login">https://asahigakuen.ap-cloud.com/login</a></p> <p>39. 学校法人旭学園 教育・保育研修大会資料</p> <p>44. 人事関連資料</p> <p>60. 2019 Campus Life(=提出-1)<br/>ウェブサイト「情報の公表 - 2. 修学上の情報等 - 3. (『2020 Campus Life』 (電子ブック) )」<br/><a href="http://www.asahigakuen.ac.jp/sajotan/information/kouhyo">http://www.asahigakuen.ac.jp/sajotan/information/kouhyo</a></p> <p>65. 事務全体会議議事録</p> <p>68. 職員配置・事務局配置</p> <p>82. 教員個人調書 [様式 18]</p> <p>83. 教育研究業績書 [様式 19]</p> <p>84. ウェブサイト「情報の公表 - 2. 修学上の情報等 - 1. 教員組織、各教員が有する学位及び業績」<br/><a href="http://www.asahigakuen.ac.jp/sajotan/information/kouhyo">http://www.asahigakuen.ac.jp/sajotan/information/kouhyo</a></p> <p>85. 非常勤教員一覧表 [様式 20]</p> <p>86. 教員自己評価票</p> <p>87. 年齢別教員数 (2020年5月1日現在)<br/>ウェブサイト「情報の公表 - 4. 上記以外の情報 - 1. ( (3) 専任教員の年齢別教員数、男女別・職階別教員数) 」<br/><a href="http://www.asahigakuen.ac.jp/sajotan/information/kouhyo">http://www.asahigakuen.ac.jp/sajotan/information/kouhyo</a></p> <p>88. 専任教員の研究活動状況表 [様式 21]</p> <p>89. 外部研究資金の獲得状況一覧表 [様式 22]</p> <p>90. 佐賀女子短期大学研究紀要<br/>(a) 2017年度 第52集第1号・第2号<br/>(b) 2018年度 第53集<br/>(c) 2019年度 第54集<br/>ウェブサイト「情報の公表 - 2. 修学上の情報等 - 1. (『研究紀要』第53集 (電子ブック) ・『研究紀要』第54集 (電子ブック) )」<br/><a href="http://www.asahigakuen.ac.jp/sajotan/information/kouhyo">http://www.asahigakuen.ac.jp/sajotan/information/kouhyo</a></p> <p>91. 教員以外の専任職員の一覧表 (2020年5月1日現在)</p> |

- 92. (a) FD/SD 研修会実施一覧及び関連資料 (2017 年度)
- (b) FD/SD 研修会実施一覧及び関連資料 (2018 年度)
- (c) FD/SD 研修会実施一覧及び関連資料 (2019 年度)
- 93. 研究・研修活動関連資料
- 94. 各種委員会委員一覧表
- 95. 自己申告書・移動希望調査書
- 96. 学校法人旭学園規程集  
      グループウェア「desknet's NEO>文書管理>学園共通>学園規程集」
- 97. 学校における危機管理 指導マニュアル  
      グループウェア「desknet's NEO>文書管理>短期大学>危機管理 指導マニュアル」
- 98. 就業管理関連資料

**備付資料**  
**- 規程集**

- 8. 学校法人旭学園管理運営規程
- 10. 学校法人旭学園就業規則
- 13. 学校法人旭学園定年規程
- 14. 学校法人旭学園継続雇用規程
- 15. 学校法人旭学園育児休業に関する規程
- 16. 学校法人旭学園介護休業に関する規程
- 17. 学校法人旭学園給与規程
- 22. 学校法人旭学園退職金規程
- 67. 佐賀女子短期大学研究実施委員会規程
- 68. 佐賀女子短期大学研究における人権保護及び法令の遵守に関する審査要項
- 69. 佐賀女子短期大学研究支援室設置規則
- 70. 佐賀女子短期大学研究プロジェクトに係る自己点検・評価要項
- 140. 佐賀女子短期大学 FD (Faculty Development) 委員会規程
- 141. 佐賀女子短期大学 SD (Staff Development) 研修に関する規程
- 142. 佐賀女子短期大学教員表彰規程
- 143. 佐賀女子短期大学授業表彰に関する要領
- 152. 佐賀女子短期大学人事委員会規程
- 153. 教員の昇任及び採用の手続に関する細則
- 154. 佐賀女子短期大学教員資格審査委員会規程
- 155. 佐賀女子短期大学教員資格審査基準
- 156. 佐賀女子短期大学教員資格審査基準細則
- 158. 佐賀女子短期大学非常勤教員の採用に係る内規
- 172. 佐賀女子短期大学研究活動不正行為に関する規程

**[区分 基準Ⅲ-A-1 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて教員組織を整備している。]**

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学及び学科・専攻課程の教員組織を編制している。
- (2) 短期大学及び学科・専攻課程の専任教員は短期大学設置基準に定める教員数を充足している。
- (3) 専任教員の職位は真正な学位、教育実績、研究業績、制作物発表、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を充足しており、それを公表している。
- (4) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて専任教員と非常勤教員（兼任・兼担）を配置している。
- (5) 非常勤教員の採用は、学位、研究業績、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を遵守している。
- (6) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて補助教員等を配置している。
- (7) 教員の採用、昇任はその就業規則、選考規程等に基づいて行っている。

**<区分 基準Ⅲ-A-1 の現状>**

(1) 本学では、学科、コース毎に教育研究上の目的を達成できるように、授与する学位の分野に応じて教員組織を編制している（備付-82、83）。

(2) 本学では、短期大学設置基準に定める教員数を次表の通り充足しており、同時に厚生労働省管轄に係るコース、教職課程に係るコースは、その法令等に定める教員数を満たしている（備付-44）。

**教員組織の概要（人） 令和元年5月1日現在**

学科	コース	専任教員数					設置基準	助手
		教授	准教授	講師	助教	合計		
地域みらい学科	食とヘルスマネジメント	2	1	1	1	5	7 (教授3人)	3
	福祉とソーシャルケア	0	3	2	0	5		0
	健康とホスピタリティ	3	3	0	0	6		0
	グローバル共生	2	1	2	0	5		0
こども未来学科	こども教育	3	3	0	0	6	8 (教授3人)	0
	こども保育	3	2	0	0	5		0

(3) 本学では、ホームページの情報の公開の欄において、全ての専任教員の学位の他、教育実績、研究業績等の情報を公開している（備付-84）。また、公表している通り、専任教員の職位は、学位や教育実績、研究業績、制作物発表、その他の経歴等において短期大学設置基準の規定を充足している。

(4) 専任教員と非常勤教員の配置については、将来的なコース改変や教育効果の向上など

を考慮した人事に取り組んでおり、適正に行っている（備付-44、85、87）。令和元年度は、平成30年度末の10名の退職者に対し、新たに10名を採用した（備付-44）。

(5) 非常勤教員については、学科からの推薦者を教務委員会、及び教授会で審議して採用している（備付-44）。また、審査にあたっては、短期大学設置基準の規定に加え、佐賀女子短期大学非常勤講師採用に係る内規（備付-規程集-158）をもとに、提出された履歴書や業績書等を評価して取り組んでいる。

(6) 本学では、法令に基づき、教育に係る補助教員を配置している。また、教育課程編成・実施上、必要と考えられる場合は、補助教員としてではなく、専任教員や特任教員として基準を超えた人数を配置している（備付-44）。

(7) 教員の採用や昇任については、本学の「人事委員会規程」（備付-規程集-152）、「教員の昇任及び採用の手続に関する細則」（備付-規程集-153）、「教員資格審査委員会規程」（備付-規程集-154）、「教員資格審査基準」（備付-規程集-155）及びその細則（備付-規程集-156）に基づき、学位、研究業績、その他の要件を審査して行っている。また、採用人事だけでなく昇任人事に関しても公募を実施するなど、公平性、公明性を確保している（備付-44）。

**[区分 基準Ⅲ-A-2 専任教員は、学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて教育研究活動を行っている。]**

※ [当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 専任教員の研究活動（論文発表、学会活動、国際会議出席等、その他）は学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて成果をあげている。
- (2) 専任教員個々人の研究活動の状況を公開している。
- (3) 専任教員は、科学研究費補助金、外部研究費等を獲得している。
- (4) 専任教員の研究活動に関する規程を整備している。
- (5) 専任教員の研究倫理を遵守するための取り組みを定期的に行っている。
- (6) 専任教員の研究成果を発表する機会（研究紀要の発行等）を確保している。
- (7) 専任教員が研究を行う研究室を整備している。
- (8) 専任教員の研究、研修等を行う時間を確保している。
- (9) 専任教員の留学、海外派遣、国際会議出席等に関する規程を整備している。
- (10) FD 活動に関する規程を整備し、適切に実施している。
  - ① 教員は、FD 活動を通して授業・教育方法の改善を行っている。
- (11) 専任教員は、学生の学習成果の獲得が向上するよう学内の関係部署と連携している。

**<区分 基準Ⅲ-A-2 の現状>**

(1) 専任教員の研究活動状況については、備付資料 (88) に示す通りであるが、本学では、毎年、提出を義務づけている教育研究業績書（備付-83）及び教員自己評価票（備付-86）をもとに、専任教員の研究活動を組織的に管理している。また、教員自己評価票には、学術・研究領域（当該年度に著した論文や著作物、受賞歴、学会活動など）の他、教育領域、社会貢献領域、組織運営領域を定めており、これらの専任教員の研究成果は、学科・コースのカリキュラム・ポリシーに基づいていることを示している。

(2) 本学では、Web ページ上の情報の公開欄に、概ね過去 5 年間の専任教員の研究業績を掲載し、毎年、その内容を更新している（備付-84）。また、指導教員制の編制のために学生に配布する教員プロフィールの印刷物を通して、凡その研究概要については学生にも提示している。教員の中には自身のホームページを作成し、研究内容を公開している者もいる。

(3) 科学研究費補助金に関しては、平成 28 年度は 3 名、平成 29 年度には 1 名が採択されている。令和元年度の新規採択者数は 0 名ではあったが、令和元年度は、本学から主任研究者として 3 名、また、研究協力者として 4 名が登録されている（備付-89）。

(4) 本学では、平成 28 年度に、「研究実施に係る全学的な事項」を審議する規定（佐賀女子短期大学研究実施委員会規程）（備付-規程集-67）、研究プロジェクトの自己点検・評価に関する規定（佐賀女子短期大学研究プロジェクトに係る自己点検・評価要項）（備付-規

程集-70)、及び研究支援室設置に関する規定(佐賀女子短期大学研究支援室設置規則)(備付-規程集-69)を整備し、平成29年度には、人権保護及び法令の遵守に関する規定(佐賀女子短期大学研究における人権保護及び法令の遵守に関する審査要項)(備付-規程集-68)を定め、専任教員の研究活動に関する支援体制を整えている。

(5) 本学では、「佐賀女子短期大学研究活動不正行為に関する規程」(備付-規程集-172)の第1条に基づき、研究倫理に関する研修会を平成25年度より毎年、学内において実施している。令和元年度は、研究倫理教育担当の副学長が講師となり、10月9日に全専任教員を対象とした科学研究費の公募内容、及び研究倫理に関する研修会を実施した。当日参加できなかった教員3名に対しては2月14日に再度同様の研修を実施した。また、「佐賀女子短期大学研究実施委員会規程」(備付-規程集-67)の第5条、第6条に基づき、学内から申請された研究に対して、人権保護及び法令遵守の観点から審査を行う体制を整えている。

(6) 本学では、専任教員の研究成果を発表する機会として、毎年1回、佐賀女子短期大学研究紀要を刊行している(備付-90)。令和元年度の第54集では、論文11編、報告4編を公表した。また、研究紀要に掲載している論文は、本学のWebページにおいても公開している他、主に九州管内の大学及び短期大学にも同刊行誌を送付し、公開している。

(7) 本学では、各棟に教員の研究室を整備している(備付-60(=提出-1)(P.130、131、135、136))。所属コースの学生が活用している講義室等の近くに配置しており、主に1号館には「こども保育コース」と「こども教育コース」、及び「福祉とソーシャルケアコース」と「健康とホスピタリティコース」の研究室、3号館には「食とヘルスマネジメントコース」の研究室、4号館には「グローバル共生コース」の研究室を置いている。

(8) 本学では、「専任教員の研究、研修等を行う時間の確保に関する規程」については特に定めてはいないが、授業に支障をきたさない時間帯での学外研究や研修活動については、研修許可願、及び研究計画書を提出することにより、研究等に必要な時間が確保できるように体制を整えている(備付-93)。

(9) 本学では、「専任教員の留学、海外派遣、国際会議出席等に関する規程」については特に整備はしていないが、海外出張に関しては通常の出張扱いで対応し、主にグローバル教育センターを中心に複数の教員の海外派遣を行い、提携校との学術交流を展開している。

(10) 本学では、FD活動に関する規程として「佐賀女子短期大学FD委員会規程」(備付-規程集-140)を整備し、それに基づき多様に活動している。授業内容や授業方法の改善を図ることを目的としており、学生による授業アンケートや教員相互による授業見学等を実施している。また、授業アンケート(備付-38)に関しては、その結果に基づき、最優秀授業者及び優秀授業者を選定し、表彰している(備付-規程集-142、143)。令和元年度は、平成30年度最優秀授業者1名、優秀授業者2名を10月3日に表彰した。教員相互授業見学に関しては、全専任教員が11グループに分かれ、グループ内で相互に授業見学を実施し、

反省やアドバイス等を行って授業改善報告書(備付-30)を作成している。更に、旭学園(短期大学、高等学校、こども園)を横断しての公開授業を毎年開催している。令和元年度は5件の授業を公開した(次表①)。加えて、FD研修会を開催しており、令和元年度は、8件の学内研修を企画、実施し(次表②)、7件の学外研修の機会を提供した(備付-92)。

### ① 旭学園 公開授業(短期大学分)(令和元年度)

番号	科目名	対象学生	担当教員	公開日時	場所
1	韓国語(読む) I	グローバル共生コース1年生	北野由佳 講師	7/4(木) 4時限目	421 教室
2	多文化の理解	グローバル共生コース1年生	久保知里 講師	7/12(金) 2時限目	431 教室
3	介護過程論	福祉とソーシャルケアコース1年生	末廣洋祐 講師	7/19(金) 5時限目	124 教室
4	障害の理解 I	福祉とソーシャルケアコース1年生	前山由香里 准教授	9/30(月) 5時限目	123 教室
5	調理学実習Ⅲ	食とヘルスマネジメントコース2年生	尾崎加奈 准教授	11/12(火) 1時限目	第2 調理室

### ② FD研修会(FD/SD学内研修会)(令和元年度)

番号	開催日時	場所	タイトル・テーマ等 講師(発表者)	参加者		合計
				教員	職員	
1	6/19(水) 14:45~16:45	第一会議室	今年度の学生募集の方針と大学案内の勉強会	24	12	36
2	6/26(水) 15:40~16:10	第一会議室	オープンキャンパスのプレゼンテーション 食とヘルスマネジメント・福祉とソーシャルケア・韓国文化	25	12	37
3	7/10(水) 15:55~17:50	第一会議室	オープンキャンパスのプレゼンテーション グローバル共生IT・こども未来学科	27	8	35
4	7/24(水) 15:50~17:00	第一会議室	教育の質保証および教育の可視化に向けて ~より良い自己点検・評価報告書 を作成するために~ 諸岡 直 ALO(地域みらい学科・教授)	29	11	40
5	9/11(水) 13:00~14:30	121 教室	持続的な教育の質保証を構築していくために ~学習成果の可視化に向けて~ 諸岡 直 ALO(地域みらい学科・教授)	28	11	39
6	11/13(水) 16:20~16:55	第一会議室	防災について ~小城市と民間の連携を体験して~ 泉 万里江(地知)の拠点大学による地方創生推進事業コーディネーター)	27	11	38
7	11/20(水) 14:40~16:10	121 教室	思春期(・青年期)の学生におこりうる心の問題とその対応について 中山 政弘(本学 非常勤講師)	26	9	35
8	1/22(水) 14:40~15:40	1・2 コンピュ ータ室	ICT活用について 夏目 朋之(地域みらい学科・教授)	20	8	28

(11) 本学では、学習成果の獲得向上を目指していくために、専任教員は教員相互の連携をはじめ、学生支援グループや図書館などの関係部署とも連絡を日常的に取り合い、学生へのきめ細かなサポートを展開している。また、教職協働の観点から、各種委員会組織には事務職員を委員として配置しており(備付-94)、専任教員は、事務職員との情報の共有や連携等を強化して、学習成果の獲得向上に努めている。

**[区分 基準Ⅲ-A-3 学生の学習成果の獲得が向上するよう事務組織を整備している。]**

※ [当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 事務組織の責任体制が明確である。
- (2) 事務職員は、事務をつかさどる専門的な職能を有している。
- (3) 事務職員の能力や適性を十分に発揮できる環境を整えている。
- (4) 事務関係諸規程を整備している。
- (5) 事務部署に事務室、情報機器、備品等を整備している。
- (6) 防災対策、情報セキュリティ対策を講じている。
- (7) SD 活動に関する規程を整備し、適切に実施している。
  - ① 事務職員（専門的職員等を含む）は、SD 活動を通じて職務を充実させ、教育研究活動等の支援を図っている。
- (8) 日常的に業務の見直しや事務処理の点検・評価を行い、改善している。
- (9) 事務職員は、学生の学習成果の獲得が向上するよう教員や関係部署と連携している。

**<区分 基準Ⅲ-A-3 の現状>**

(1) 事務組織の責任体制については、「学校法人旭学園管理運営規程」（備付-規程集-8）第二章「組織」に、短期大学の事務組織は総務課と学生支援課の二課とすることを定め、「学校法人旭学園就業規則」（備付-規程集-10）第三章「勤務」に、職務と責務を定めている。また、事務局長が短期大学全体の事務を総括し、各係の長が所属の係の業務を管轄する体制をとっている。更に、情報の共有と帰属意識の体制を強化するために、毎週、係長以上による「事務連絡会」を開催し、事務局長、次長、及び各係長からの提案や今後のスケジュール等の調整など、多方面からの情報を共有して、協力体制を構築している。原則、対面での話し合いを基本とし、メール会議は行わないようにしている。

(2) 前項(1)のもと、本学では、事務職員は事務分掌に従って各係の事務を分掌している。また、OFF-JT の必要性から、外部の研修に積極的に参加して能力開発を高めている。更に、専門的な知識を修得するために、自己啓発を促して業務に必要な資格・免許取得を奨励している。IT パスポート、MOS、秘書検定 1 級、日商簿記 2 級、進路アドバイザー検定、衛生管理者、ファイナンシャルプランナー、危険物取扱者、ワークスタイルコーディネーター、障害者職業生活相談員、雇用環境整備士など、多くの国家及び公的免許・資格等の取得による専門的な知識を背景に、大学の管理運営にあたることができている。国際交流係においては、語学検定を取得し、且つ海外留学経験を持つ英語と韓国語の語学に堪能な事務職員を配置しており、事務処理だけでなく、留学生とのコミュニケーションに大きく役立てている（備付-91）。

(3) 本学では、専任職員だけでなく、パートや臨時職員を含めた協働事務局体制の具現化を目指しており、パートや臨時職員を含めた事務職員全員に対し、「自己申告書・移動希望調査書」（備付-95）の提出を義務づけている。令和元年度については前年度の「自己申告書・移動希望調査書」に基づき、事務局長が 11 月から 2 月にかけて個人面談を実施し、適

正な事務局配置や業務分担の構築に取り組み、事務職員が能力や適性を十分に発揮できるように努めている。

(4) 事務関係諸規程は、旭学園規程の中に整備している。また、学園共通のグループウェアによって、いつでも同諸規程が閲覧できるように整えている（備付-96）。

(5) 本学では、1号館1階に総務課（庶務係、総務係、経理係、施設係）、及び学生支援課（教務係、学生係、キャリア支援センター、アドミッションオフィス）を、そして4号館2階の図書館には総務課（図書係、生涯学習センター）を集約的に配置し、ワンストップサービスが行えるように努めている（備付-60(=提出-1) (P.130、131)、68)。情報機器についてはパソコンを1人に1台、複合機は事務局全体で5台を揃え、事務処理に必要なその他の機器や備品等を整備している。

(6) 本学では、平成21年度に「学校における危機管理 指導マニュアル」（備付-97）を制定し、グループウェアで全教職員がいつでも閲覧できるようにして防災の意識啓発に努めている。また、年に1回、スポーツ大会の時に、全教職員及び学生の避難訓練を行って安全確保を図っている。また、1号館（3号館への出入口撮影を含む）、4号館、学生寮には防犯カメラとセンサーを設置し、学生寮は本学の教員を住み込みの寮監とする安全管理体制を敷いている。情報セキュリティ対策については、トレンドマイクロ社のウイルスバスターを全職員のパソコンに設定して、ウイルス対策を行っている。また、学園全体を管理する情報システム室のサーバーにはファイアウォールを設置し、不正アクセスの防止や情報漏洩の防止に取り組んでいる。

(7) SD活動に関する規程については、SDの義務化に伴い、平成29年4月1日に「佐賀女子短期大学SD研修に関する規程」（備付-規程集-141）として制定し、学内のSD（FD/SD）研修会への参加を義務付け、職員の資質・能力の向上をはじめ、学習成果の獲得向上に向けた意識改善等に努めている。令和元年度は、内部の研修として、旭学園全体（短期大学、高等学校、こども園、法人本部）の「教育・保育研修大会」（備付-39）を含め、前年度同様19回開催した。また、外部の研修としては、九州地区私立短期大学協会研修会や短期大学コンソーシアム九州の研修会に前年度同様3回参加した。

(8) 事務局では、事務局長、事務局次長、係長による「事務連絡会」を毎週1回、パートや臨時職員を含めた事務職全員による「事務全体会議」（備付-65）を毎月1回、定期的に開催し、情報の共有化、事務処理の効率化、各部署との協力体制作り等を改善して、絶えず業務の適正化と効率化に努めている。

(9) 事務職員は、教務委員会、学生委員会、キャリア支援センター運営委員会、入試委員会をはじめとする各種委員会に委員として参画しており（備付-68）、委員長及び担当教員との協力体制のもと、学生の教学面、生活面、進路、入試等、入口から出口までのトータルサポートを行い、学習成果の獲得向上に貢献している。

[区分 基準Ⅲ-A-4 労働基準法等の労働関係法令を遵守し、人事・労務管理を適切に行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教職員の就業に関する諸規程を整備している。
- (2) 教職員の就業に関する諸規程を教職員に周知している。
- (3) 教職員の就業を諸規程に基づいて適正に管理している。

#### <区分 基準Ⅲ-A-4 の現状>

(1) 教職員の就業に関する諸規程については、学校法人旭学園の「管理運営規程」(備付-規程集-8)を基盤として、「就業規則」(備付-規程集-10)、「育児休業に関する規程」(備付-規程集-15)、「介護休業に関する規程」(備付-規程集-16)等の労務関係の他、「給与規程」(備付-規程集-17)、「定年規程」(備付-規程集-13)、「継続雇用規程」(備付-規程集-14)、「退職金規程」(備付-規程集-22)等を整備している。

(2) 教職員の就業に関する諸規程は、事務局に備え付けている。また、学園共通のグループウェアに掲載しており(備付-96)、教職員がいつでも周知できるように取り組んでいる。

(3) 本学では、令和元年4月1日より法律による労働時間の把握義務に従い、押印の出勤簿に加え、タイムカードによる出退勤の時刻を記録して、適正な管理ができるように努めている。また、本学では、専門業務型裁量制を教員に適用していないことから、教員も事務職員と同じ制度での出退勤管理を行っている(備付-98)。

**<テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源の課題>****課題Ⅲ-01**

専任教員としての実務家教員の採用に関しては、研究業績が問題になることが少なくない。また、職位を決定するにあたっては従来の基準では判断が難しい。よって、新たに実務家教員の採用や昇任の際に用いることのできる規程等を整備することが必要である。

**課題Ⅲ-02**

研究活動については活性化しつつある。しかしながら、その成果の社会への発信に関しては、未だ十分な状態とは言い難い。研究紀要以外の発信の手段として、機関リポジトリの整備等が必要である。

**課題Ⅲ-03**

研究倫理に関する審査支援体制については、規程整備に取り組み、整いつつあるが、実際に審査を受ける件数は低調である。今後は、人権保護及び法令遵守に基づき、受審改善を目指した意識啓発を行っていくことが必要である。

**課題Ⅲ-04**

「専任教員の留学、海外派遣、国際会議出席等に関する規程」については、本学では特に定めてはいない。海外研修などは国内でのそれと比べると期間も長く、その際の授業等学校業務の処理に関しては、規定等の整備が必要である。

**課題Ⅲ-05**

学習成果の獲得向上を目的とするFD研修会等については、予算等の都合上、短期大学の規模では、いろいろな分野の講師を招聘することが難しい状況にある。解決策として、地域の複数の短期大学が合同でFD研修を行うなど検討していくことが必要である。

**課題Ⅲ-06**

適正な事務局配置や業務分担には至っていないため、具体的な人事計画を策定し、職務や職能に応じた人事異動を行う必要がある。また、研修参加や資格取得等により、学生支援や教育活動支援のための職務充実は図られてはいるが、今後は更に改善し、知識や能力向上のPDCAサイクルを確立していくことが課題である。

**課題Ⅲ-07**

事務局長が衛生委員会のメンバーとなり、衛生委員会を中心とした組織的な労務管理が検討されることになったが、業務内容により労働時間等に片寄りが見られるため、更なる組織的改善に取り組んでいくことが必要である。

**<テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源の特記事項>**

特になし

## [テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源]

## &lt;根拠資料&gt;

- |       |   |
|-------|---|
| 提出資料  | なし  |
| 備付資料  | 60. 2019 Campus Life(=提出-1)<br>ウェブサイト「情報の公表 - 2. 修学上の情報等 - 3. (『2020 Campus Life』(電子ブック))」<br><a href="http://www.asahigakuen.ac.jp/sajotan/information/kouhyo">http://www.asahigakuen.ac.jp/sajotan/information/kouhyo</a> |
|       | 97. 学校における危機管理 指導マニュアル<br>グループウェア「desknet's NEO>文書管理>短期大学>危機管理 指導マニュアル」   |
|       | 99. 備品台帳等資料   |
|       | 100. 防災防犯等関連資料  |
| 備付資料  | 29. 学校法人旭学園会計規程   |
| - 規程集 | 38. 学校法人旭学園情報ネットワーク運用規程   |
|       | 125. 佐賀女子短期大学図書館規程  |
|       | 126. 佐賀女子短期大学図書館運営委員会規程   |
|       | 128. 佐賀女子短期大学図書館資料除籍規程  |
|       | 130. 地域開放利用規程   |

**[区分 基準Ⅲ-B-1 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて校地、校舎、施設設備、その他の物的資源を整備、活用している。]**

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 校地の面積は短期大学設置基準の規定を充足している。
- (2) 適切な面積の運動場を有している。
- (3) 校舎の面積は短期大学設置基準の規定を充足している。
- (4) 校地と校舎は障がい者に対応している。
- (5) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行う講義室、演習室、実験・実習室を用意している。
- (6) 通信による教育を行う学科・専攻課程を開設している場合には、添削等による指導、印刷教材等の保管・発送のための施設が整備されている。
- (7) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行うための機器・備品を整備している。
- (8) 適切な面積の図書館又は学習資源センター等を有している。
- (9) 図書館又は学習資源センター等の蔵書数、学術雑誌数、AV 資料数及び座席数等が適切である。
  - ① 購入図書選定システムや廃棄システムが確立している。
  - ② 図書館又は学習資源センター等に参考図書、関連図書を整備している。
- (10) 適切な面積の体育館を有している。

**<区分 基準Ⅲ-B-1 の現状>**

(1) (2) (3) 短期大学設置基準の規定では、校地面積（運動場面積を含む）： 4,600 m<sup>2</sup>以上、校舎面積： 3,300 m<sup>2</sup>以上と定められている。本学は、校地面積： 26,679 m<sup>2</sup>（運動場面積： 7,285 m<sup>2</sup>を含む）、校舎面積： 13,779 m<sup>2</sup>であり、同設置基準の規定を満たしている。

区分	面積	設置基準上面積
校地面積（運動場面積、内数）	26,679 m <sup>2</sup> （7,285 m <sup>2</sup> ）	4,600 m <sup>2</sup>
校舎面積	13,779 m <sup>2</sup>	3,300 m <sup>2</sup>

(4) 本学では、障がい者に対する設備として、1号館にはエレベーターと障がい者用トイレ、1号館西側出入口にはスロープ、1号館と4号館の間には連結スロープ、4号館には学生食堂用自動ドア、連結スロープ、障がい者用トイレ、及び階段用手すりを設置しており、車椅子の利用と、一部の障がい者への対応を可能としている。

(5) 本学は、カリキュラム・ポリシーに基づき、次表の通り、講義室・演習室41室、実験室・実習室6室、研究室42室、図書館6室、管理関係・その他85室を整備している（備付-60(=提出-1)(P.130~132)）。

区分	講義室・演習室	実験室・実習室	研究室	図書館	管理関係・その他
1号館	26室	2室	22室	0室	44室
3号館	7室	4室	6室	0室	16室
4号館	8室	0室	14室	6室	17室
6号館	0室	0室	0室	0室	2室
旭学園会館	0室	0室	0室	0室	4室
釜場	0室	0室	0室	0室	1室
機器室	0室	0室	0室	0室	1室
合計	41室	6室	42室	6室	85室

(6) 本学では、通信課程は設置していない。

(7) 機器・備品については、各学科・コースのカリキュラム・ポリシーに基づいて授業が実施できるように整えている。また、和室 30 畳の「旭正館」(備付-60(=提出-1)(P. 131))には、建学の精神の継承等を目的とした授業を、本学だけでなく付属佐賀女子高等学校も展開できるように、備品等を整備している。

(8) 図書館の面積は 577 m<sup>2</sup>である。閲覧室、ブラウジングルーム、書庫等からなり、適切な環境を整えている(備付-60(=提出-1)(P. 131))。また、閲覧室や令和元年度にブラウジングルームを改修したラーニングcommonsには多面的機能があり、学生や教員は、研究活動やアクティブ・ラーニング等の場として利用している。更に、地域文化の発展に寄与することを目的とする本学の「地域開放利用規程」(備付-規程集-125、130)に基づき、図書館を地域へ開放し、高校生や社会人へ学習資源の場として提供している。

(9) 図書館の座席数は 81 席である。蔵書数に関しては、約 103,000 冊と 10 万冊を超えており、近隣の短期大学の図書館としては充実している。また、文学・語学系や教育系図書だけでなく、多種多様な全集や復刻本等を網羅している他、各学科・コースに必要とされる定期行物や参考図書、関連図書を整備しており、学生にとっては魅力的な蔵書群となっている。更に、県内の図書館ネットワークにも参加しており、他の図書館との横断検索や相互貸出を可能としている(備付-60(=提出-1)(P. 121~126))。また、令和元年度はノートパソコンの利用やゼミにも利用できるラーニングcommonsを設置した。購入図書の選定については、図書館運営委員会(備付-規程集-126)を中心に、各コースの意見を反映して取り組み、図書の廃棄については、「佐賀女子短期大学図書館資料除籍規程」(備付-規程集-128)に基づいて行っている。

(10) 本学の体育館には、第 1 体育館(面積: 2,481 m<sup>2</sup>)、及び第 2 体育館(付属高等学校との共有施設、面積: 1,057 m<sup>2</sup>)の 2 つの施設がある。体育の授業をはじめ、クラブ活動や各種式典、外部のスポーツ大会等に幅広く活用している。

区分	面積	合計
第 1 体育館	2,481 m <sup>2</sup>	3,538 m <sup>2</sup>
第 2 体育館付(属高等学校との共有施設)	1,057 m <sup>2</sup>	

**[区分 基準Ⅲ-B-2 施設設備の維持管理を適切に行っている。]**

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 固定資産管理規程、消耗品及び貯蔵品管理規程等を、財務諸規程に含め整備している。
- (2) 諸規程に従い施設設備、物品（消耗品、貯蔵品等）を維持管理している。
- (3) 火災・地震対策、防犯対策のための諸規則を整備している。
- (4) 火災・地震対策、防犯対策のための定期的な点検・訓練を行っている。
- (5) コンピュータシステムのセキュリティ対策を行っている。
- (6) 省エネルギー・省資源対策、その他地球環境保全の配慮がなされている。

**<区分 基準Ⅲ-B-2 の現状>**

(1) 財務諸規程については、「学校法人旭学園会計規程」（備付-規程集-29）の中に、第三章「金銭会計」、第四章「資金会計」、第五章「物品会計」、第六章「固定資産会計」等、章毎に整備している。

(2) 施設設備や物品の維持管理に関する規程については、特に定めてはいないが、総務課で「備品台帳」、「施設使用一覧」等を設けて維持管理を行っている（備付-99）。

(3) 火災・地震対策、及び防犯に関しては、「学校における危機管理 指導マニュアル」（備付-97）で対応している。実際には、警備保障会社の防犯設備を全ての校舎と学生寮に設置し、17時から21時半までは警備員を配置して防犯に努めている（備付-100）。また、総務課では必ず複数名が甲種防火管理者の資格を取得するようにしている。

(4) 火災や地震に対する訓練については、毎年4月のスポーツ大会の日に、学生部において、教職員及び学生を対象とした避難訓練を全学的に実施している。また、毎年11月には、消防職員を招聘し、寮生及び大学祭実行委員を対象とした「防災や防犯等に関する講話」と「消火器を使った防火訓練」を実施している（備付-100）。

(5) コンピュータシステムのセキュリティ対策については、法人本部の「情報システム室」（備付-規程集-38）による一括管理のもと、専用サーバーにファイアウォールを設置して、不正アクセスの防止や情報漏洩の防止に取り組んでおり、これまでに問題が生じたことはない。

(6) 省エネルギー・省資源対策、その他地球環境保全に関しては、衛生委員会と総務課より冷暖房に関する標語を掲げ、教職員には、夏は28℃以上、冬は20℃以下を励行して省電力化を促している。そのため、男性教職員には、6月から10月までの期間において、クールビズ制度（ノーネクタイ運動）を実施している。

＜テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源の課題＞

課題Ⅲ-08

老朽化が進んでいる施設や新耐震基準に対応していない校舎等については、改善に向け、早急に検討していかなければならない。

＜テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源の特記事項＞

特になし

## [テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源]

## &lt;根拠資料&gt;

- |               |  |
|---------------|--|
| 提出資料          | なし   |
| 備付資料          | <p>20. FD/SD 研修会資料</p> <p>28. シラバス (2019 年度)<br/>ウェブサイト「情報の公表 - 2. 修学上の情報等 - 3. (WEB シラバス)」<br/><a href="http://www.asahigakuen.ac.jp/sajotan/information/kouhyo">http://www.asahigakuen.ac.jp/sajotan/information/kouhyo</a></p> <p>60. 2019 Campus Life(=提出-1)<br/>ウェブサイト「情報の公表 - 2. 修学上の情報等 - 3. (『2020 Campus Life』 (電子ブック) )」<br/><a href="http://www.asahigakuen.ac.jp/sajotan/information/kouhyo">http://www.asahigakuen.ac.jp/sajotan/information/kouhyo</a></p> <p>69. グループウェア「desknet's NEO&gt;Active Portal」<br/>ウェブサイト「Active Portal」<br/><a href="https://asahigakuen.ap-cloud.com/login">https://asahigakuen.ap-cloud.com/login</a></p> <p>101. 学内 LAN の敷設状況に関する資料</p> <p>102. ネット授業関連資料</p> |
| 備付資料<br>- 規程集 | 38. 学校法人旭学園情報ネットワーク運用規程  |

**[区分 基準Ⅲ-C-1 短期大学は、学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて学習成果を獲得させるために技術的資源を整備している。]**

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて技術サービス、専門的な支援、施設設備の向上・充実を図っている。
- (2) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて情報技術の向上に関するトレーニングを学生及び教職員に提供している。
- (3) 技術的資源と設備の両面において計画的に維持、整備し、適切な状態を保持している。
- (4) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて技術的資源の分配を常に見直し、活用している。
- (5) 教職員が学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業や学校運営に活用できるよう、学内のコンピュータ整備を行っている。
- (6) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて、学生の学習支援のために必要な学内 LAN を整備している。
- (7) 教員は、新しい情報技術などを活用して、効果的な授業を行っている。
- (8) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行うコンピュータ教室、マルチメディア教室、CALL 教室等の特別教室を整備している。

#### <区分 基準Ⅲ-C-1 の現状>

(1) 本学では、学科・コースのカリキュラム・ポリシーに基づいて、技術サービス、専門的な支援、施設設備等の整備の向上を図っており、学生及び教職員は、ポータルサイトを使ってクラウド上のサーバーにアクセスし、学習・就職等の情報の入出力を行っている（備付-69）。このシステムでは、学生と教職員全員が個別の ID を所持しており、学内のみならず、学外からも必要な情報にアクセスし、活用することができる。

(2) 本学では、全ての学科・コースにおいて、情報技術を習得する科目（情報機器の操作）を必修科目として開講している（備付-28）。また、授業以外の時間でも学習できるように、時間割や情報機器の設置などを配慮している。教職員に対しては、新たな情報機器・システムの導入の際に、FD 研修会を企画して、操作や活用の習熟を図っている（備付-20）。

(3) 本学の情報機器は、多くがリース物件である。したがって、リース計画のもとに更新を行っており、令和元年度には新たな機器へと更新がなされた。また、情報機器やシステムの導入・更新に関しては、法人の中に設置しているシステム室が企画・立案し、実行している（備付-規程集-38）。その他の技術的資源、設備には、ピアノ等の楽器、理化学実験の器具及び設備、調理関連の器具及び設備、介護関連の器具及び設備等があるが、これらの維持管理や更新に関しては、各コースと事務局とが共同協議して取り組んでいる。

(4) 本学では、学習成果の向上のために、カリキュラム・ポリシーに基づいて技術的資源

の分配を見直し、活用している。特に教材・教具、ソフトウェアに関する見直しや活用については、学科やコースで検討したものを、必要に応じて教務委員会や図書館運営委員会等において再検討して取り組んでいる。

(5) 本学では、学科・専攻課程のカリキュラム・ポリシーに基づき、教職員がコンピュータを授業や学校運営に活用できるように整えている。主な設置場所は、第1コンピュータ室と第2コンピュータ室であり（備付-60(=提出-1)(P.130)のコンピュータ実習室(1)とコンピュータ実習室(2))、両教室には、デスクトップパソコンを合わせて54台配置している。2つのコンピュータ室は、同時展開が可能な構造となっており、30台と24台の2クラスでの授業、及び54台の1クラスによる授業が展開できる。ソフトウェアについては、情報処理関連授業の一般的なものの他に、専門科目に対応したものを導入している。令和元年度は、これらに加えて18台の画像処理用のノートパソコンを貸し出し用として配置し、令和2年度からの新しいIT分野の授業に備えている。また、普通教室の4室には、それぞれ1台の電子黒板を配置し、学生の模擬授業等に活用できるように環境を整えている。更に学生支援課には、学生専用の3台のデスクトップパソコンを設置している他、貸し出し用としても50台のノートパソコンを用意するなど、コンピュータ整備を行っている。

(6) 本学では、学科・コースのカリキュラム・ポリシーに基づいて、学生の学習支援のために必要な学内LANを整備している（備付-101）。学内の全ての建物には有線LAN及び無線LANを整備しており、学生用のパソコンは全てLANに接続している。普通教室においても無線LANによる接続が可能であり、学生は、履修登録や検索、短期大学からの連絡の把握などに活用している。また、各研究室へのLAN環境も整備しており、平成27年度からは教務処理のWEB化に取り組んでいる（備付-69）。教員の使用するパソコンで（WEB上で）履修登録や成績登録、シラバス作成などを実施している他、学生の成績や出席状況、学習状況などの検索ができるように環境を整えている。学生と教職員が情報を共有し、学生への連絡もWEBを活用して行えることから、学生一人ひとりの学習成果の獲得向上に効果があると考えている。

(7) 本学においては、情報技術を利用した授業の大半が、パソコンを使ったプレゼンテーションによるものである。本学では、プロジェクターやスクリーンなどを、ほぼ全ての教室に設置しており、効果的な授業に取り組んでいる。また、コンピュータを利用した学習支援としては、大学コンソーシアム佐賀において、佐賀大学を中心としたネット授業（e-ラーニングなど）を提供している（備付-102）。

(8) 本学では、学生規模に応じたコンピュータ教室を整備しているが、CALL教室等の特別教室については備えてはいない。

<テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源の課題>

課題Ⅲ-09

本学は、ネット情報に対するリテラシーの教育が十分ではない。この教育は、今後、益々重視されていく分野であり、この学びの充実に向けた対策を講じていくことが必要である。

課題Ⅲ-10

本学では、学外実習等への参加により生じる授業の補填が大きな課題となっている。学生、教員ともに負担が大きい。対応策として、技術的、経済的なハードルは高いものの、多様なネット配信の授業（e-ラーニング）の導入等を検討していくことが必要である。

<テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源の特記事項>

特になし

## [テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源]

## &lt;根拠資料&gt;

- |                       |  |
|-----------------------|--|
| <b>提出資料</b>           | <ul style="list-style-type: none"> <li>12. 「活動区分資金収支計算書（学校法人全体）」〔書式 1〕</li> <li>13. 「事業活動収支計算書の概要」〔書式 2〕</li> <li>14. 「貸借対照表の概要（学校法人全体）」〔書式 3〕</li> <li>15. 「財務状況調べ」〔書式 4〕</li> <li>16. 資金収支計算書・資金収支内訳表（2017 年度）</li> <li>17. 資金収支計算書・資金収支内訳表（2018 年度）</li> <li>18. 資金収支計算書・資金収支内訳表（2019 年度）</li> <li>19. 活動区分資金収支計算書（2017 年度）</li> <li>20. 活動区分資金収支計算書（2018 年度）</li> <li>21. 活動区分資金収支計算書（2019 年度）</li> <li>22. 事業活動収支計算書・事業活動収支内訳表（2017 年度）</li> <li>23. 事業活動収支計算書・事業活動収支内訳表（2018 年度）</li> <li>24. 事業活動収支計算書・事業活動収支内訳表（2019 年度）</li> <li>25. 貸借対照表（2017 年度）</li> <li>26. 貸借対照表（2018 年度）</li> <li>27. 貸借対照表（2019 年度）</li> <li>28. 旭学園経営改革計画（5. 財務に関する計画書）</li> <li>29. 事業報告書（2019 年度）</li> <li>30. 事業計画書／予算書（2020 年度）</li> </ul> |
| <b>備付資料</b>           | <ul style="list-style-type: none"> <li>103. 寄付金についての新入生の保護者への趣旨説明文書</li> <li>104. 財産目録及び計算書類（2017 年度）</li> <li>105. 財産目録及び計算書類（2018 年度）</li> <li>106. 財産目録及び計算書類（2019 年度）</li> <li>107. 監査報告書（2017 年度）</li> <li>108. 監査報告書（2018 年度）</li> <li>109. 監査報告書（2019 年度）</li> <li>110. 旭学園経営改革計画</li> <li>111. 財務状況説明会関係資料</li> </ul>  |
| <b>備付資料<br/>- 規程集</b> | <ul style="list-style-type: none"> <li>5. 学校法人旭学園資金運用管理基準</li> <li>6. 学校法人旭学園資金運用管理規程</li> <li>29. 学校法人旭学園会計規程</li> </ul>  |

**[区分 基準Ⅲ-D-1 財的資源を適切に管理している。]**

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 計算書類等に基づき、財的資源を把握し、分析している。
  - ① 資金収支及び事業活動収支は、過去3年間にわたり均衡している。
  - ② 事業活動収支の収入超過又は支出超過の状況について、その理由を把握している。
  - ③ 貸借対照表の状況が健全に推移している。
  - ④ 短期大学の財政と学校法人全体の財政の関係を把握している。
  - ⑤ 短期大学の存続を可能とする財政を維持している。
  - ⑥ 退職給与引当金等を目的どおりに引き当てている。
  - ⑦ 資産運用規程を整備するなど、資産運用が適切である。
  - ⑧ 教育研究経費は経常収入の20%程度を超えている。
  - ⑨ 教育研究用の施設設備及び学習資源（図書等）についての資金配分が適切である。
  - ⑩ 公認会計士の監査意見への対応は適切である。
  - ⑪ 寄付金の募集及び学校債の発行は適正である。
  - ⑫ 入学定員充足率、収容定員充足率が適当な水準である。
  - ⑬ 収容定員充足率に相応した財務体質を維持している。
- (2) 財的資源を毎年度適切に管理している。
  - ① 学校法人及び短期大学は、中・長期計画に基づいた毎年度の事業計画と予算を、関係部門の意向を集約し、適切な時期に決定している。
  - ② 決定した事業計画と予算を速やかに関係部門に指示している。
  - ③ 年度予算を適正に執行している。
  - ④ 日常的な出納業務を円滑に実施し、経理責任者を経て理事長に報告している。
  - ⑤ 資産及び資金（有価証券を含む）の管理と運用は、資産等の管理台帳、資金出納簿等に適切な会計処理に基づいて記録し、安全かつ適正に管理している。
  - ⑥ 月次試算表を毎月適時に作成し、経理責任者を経て理事長に報告している。

**<区分 基準Ⅲ-D-1 の現状>**

(1)①②③ 資金収支については、平成29年度はふたばこども園園舎の建設費のため均衡できなかったが、平成30年度は人件費を含む経常経費の削減により、また、令和元年度は土地売却収入の増収などにより、均衡を果たせた。事業活動収支については、過去3ヶ年とも減価償却費の負担が重く均衡を達成できなかった。事業活動収支が支出超過となっているのは、本学がキャリア教育を目指したカリキュラムを編成しているため、教員1人当たりの学生数が全国平均を下回り、収益性が低下し、減価償却費を負担できる財務体質となっていないことが原因である。貸借対照表については、純資産額が徐々に低下している（提出-12～27、29）。

④⑤ 短期大学は、法人全体をあらゆる面でリードする立場にあり、短期大学は積極的に財務を改善し、学校法人全体の財務改善につなげていかなければならない。短期大学の財務状況は厳しく、過去10年ほど、資金収支の赤字が続いている（平成30年のみ黒字）。学生のニーズを十分に把握し、思い切った学科・コースの再編や留学生の確保などに取り組み、存続に向けて収支改善を実現していくことが急務である。

⑥⑦ 退職給与引当金等の引当金は、目的通りに引き当てている。令和元年度は約341万円となっており、問題はない。また、資産運用規程（備付-規程集-5、6）を整備しており、規定に従って運用している。

⑧⑨ 教育研究経費の経常収入に対する比率については、平成29年度：24.3%、平成30年度：23.4%、令和元年度：23.7%であり、20%程度を超えている（提出-15）。施設設備及び学習資源（図書等）については、学習が十分に行えるよう配慮して資源配分を行っているが、施設については、耐震化等に相当の費用が必要なことから配分はできていない。

⑩ 計算書類、財産目録等（備付-104～106）は、公認会計士による年8回の監査を受けて作成しており、経営状況及び財政状態を適正に表示している。公認会計士から指摘を受けた事項は、できるものは速やかに対応するようにしており、これまで、公認会計士監査において、違法、不正な経理処理等の指摘を受けた実例はない（備付-107～109）。

⑪ 寄付金については、新入生の保護者へ趣旨説明の文書と郵便振替用紙を送り、寄付を募っている（備付-103）。また、文書には、あくまでも任意であることを明記している。学校債については、ここ30年来、発行の実績がない。

⑫⑬ 入学定員充足率については、平成29年度：82.6%、平成30年度：54.8%と大幅な減少となったが、令和元年度は90.5%と大幅に上昇した。また、収容定員充足率については、平成29年度：76.7%、平成30年度：67.8%、令和元年度：70.2%と妥当な水準とはいえない状況にある。収容定員充足率に相応した財務体質を維持すべきであるが、資金収支においても、平成30年度を除き均衡が取れない財務状況が続いている。文部科学省においては、大学等の無償化における法人の要件の一つに、定員充足率が8割以上であることをあげており、少なくともそれ以上の充足率となるよう努力しているところである。

(2)①②③ 旭学園及び佐賀女子短期大学では、平成30年度を初年度とする経営改革計画（3か年）に、「教育の改革・充実」及び「安定した財政基盤の確立」（提出-28）を目指した中長期の方針を定めており、この計画に従って、年度毎に事業計画及び予算を決定している（提出-30）。当初予算は、毎年度3月に、評議員会、理事会を開催して決定し、更に、入学者数が確定した段階で、必要に応じて7月又は8月に補正予算を決定している。その際、学科・コース毎の予算要望を事務局で集約し、予算編成に活かしている。また、予算確定後は、教授会、事務局会議を通じて各部署に確定予算の周知を図っている。予算執行に関しては、購入伺、稟議書等をもとに綿密に管理している他、年度末の駆込み購入等が

ないよう、経理から計画的な執行を呼びかけている。

④ 日常の出納業務は、旭学園会計規程（備付-規程集-29）に基づいて取り組んでおり、銀行印等の公印の適正管理を心がけ、確実な決済を基に払出を行い、手元の現金は速やかに銀行口座に入金するようにしている。また、支出等の最終決済は理事長であり、財務部長の決済後、理事長に報告している。

⑤⑥ 資産及び資金は、旭学園資金運用管理基準（備付-規程集-5）及び管理規程（備付-規程集-6）に基づき、適切に管理している。日々の資金の動きに関しては、現金預金出納簿を作成して適切に管理し、月末には、現金預金出納簿と証票類との突合せを行い、学校会計ソフトによる月次試算表を作成して残高の確認を行っている。また、財務部長は月次試算表の内容を理事長及び学長に報告している。

**[区分 基準Ⅲ-D-2 日本私立学校振興・共済事業団の経営判断指標等に基づき実態を把握し、財政上の安定を確保するよう計画を策定し、管理している。]**

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学の将来像が明確になっている。
- (2) 短期大学の強み・弱みなどの客観的な環境分析を行っている。
- (3) 経営実態、財政状況に基づいて、経営（改善）計画を策定している。
  - ① 学生募集対策と学納金計画が明確である。
  - ② 人事計画が適切である。
  - ③ 施設設備の将来計画が明瞭である。
  - ④ 外部資金の獲得、遊休資産の処分等の計画を持っている。
- (4) 短期大学全体及び学科・専攻課程ごとに適切な定員管理とそれに見合う経費（人件費、施設設備費）のバランスがとれている。
- (5) 学内に対する経営情報の公開と危機意識の共有ができています。

[注意]

基準Ⅲ-D-2 について

- (a) 日本私立学校振興・共済事業団の「定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分（法人全体）平成 27 年度～」の B1～D3 に該当する学校法人は、経営改善計画を策定し、自己点検・評価報告書に計画の概要を記載する。改善計画書類は提出資料ではなく備付資料とする。
  - (b) 文部科学省高等教育局私学部参事官の指導を受けている場合は、その経過の概要を記述する。
- (a) 平成 30 年 7 月に策定した経営改革計画（平成 30 年度～令和 2 年度）に経常収支差額の黒字を目指して経営の安定化を図る計画を立てている。これは、経営判断指標の上では、現状は「B0」であり、「A3」を目標として定めたものである。このため、決算時に「損益分岐点分析」を行い、短期大学の財務体質の改善に向けた職員の意識の共有化を図っている。
  - (b) 平成 29 年度末をもって、文部科学省高等教育局私学部参事官の指導は終了している。

**<区分 基準Ⅲ-D-2 の現状>**

(1) 佐賀女子短期大学の将来像は、コミュニティカレッジとしての地位向上を目指し、「育成する力」と「地域における役割」の 2 つのビジョンに大別して明確に定めている。第一のビジョンは、知力とともに人間力を磨き、変動する社会を生き抜く力を育成することであり、この中には、具現化に向けて、1. 専門知識・技術に加え、伝統文化や社会人マナーなどを身に付けた「女性の社会突破力」、2. 子育て支援事業の充実に貢献する「子どもの未来創造力」、3. 自治体・企業等と協働し、地域の課題解決に取り組む「地域で育む実践力」、4. 留学生の受け入れ・派遣の推進など多様な社会に寄与する「多文化共生力」の 4 つの育成する力を定めている。また、第二のビジョンは、高等教育機関として地域・社会

に貢献することであり、実現に向けて、1. 生涯学習の拠点機能の充実・強化、2. リカレント教育の充実・強化の2項目を定めている（備付-110）。

(2) 佐賀県内には、本学を含め3つの短期大学があるが、他の短期大学は男女共学であり、女子に特化した短期大学は本学だけである。また、本学には、小学校教諭2種、幼稚園教諭2種、養護教諭2種、栄養教諭2種、保育士、栄養士、介護福祉士、司書等の他、各種資格・検定が取得でき、その専門性を活かした就職を行っている。特に、短期大学での小学校教員免許の取得は、他校との差別化となっている。更に本学には、付属高等学校及び付属こども園が隣接しており、専門分野別の高大連携、あるいはこども園を含めた多様な連携など、学習成果の獲得向上に寄与する環境を有している。一方、短期大学の施設は、殆どが築35年以上を経過しており、一部の施設については解体を行ったものの、早急な整備が必要な状態にある。

(3) 旭学園及び佐賀女子短期大学では、平成30年度に経営改革計画を策定し（備付-110）、改善に向けて活動している。学生募集対策と学納金計画については、高等学校訪問及びオープンキャンパスの強化、介護施設等と協力したミャンマーからの留学生の受け入れ、入学者数に見合った学納金計画などに取り組み、令和元年度入学者数は、激減した平成30年度に比べ、64名の大幅増となった（在学者数に関しては、平成30年度の312名に対し、令和元年度は309名と幾分下回っている）。人事計画については、教員数の適正化を図るために、教員1人当たりの学生数を10人以上と定め、「欠員に対する不補充」を実施してきたが、平成30年度は、平成29年度末の7名の退職者に対し、新たに4名を採用して、教育効果の向上を考慮した新規採用の人事を行った。施設設備の将来計画については、収支状況からみて、授業に支障をきたす場合を除いては、最小限の補修、修繕にとどめざるを得ないが、令和元年度には中長期施設整備計画を策定した。外部資金の獲得状況については、国からの経常費補助金に加え、大学等改革総合支援事業、研究ブランディング事業等があり、平成30年度は約169百万円であったが、令和元年度は約103百万円となった。また、平成30年度末に2寮あった学生寮のうち1寮を廃寮し、令和元年度に遊休資産として売却した。

(4) 短期大学の令和元年度資金収支の状況は、全体では約14百万円の赤字となり、学科別では地域みらい学科が約28百万円の赤字、こども未来学科が14百万円の黒字となっている（提出-18）。全体的に見ると、定員管理とそれに見合う経費についてはバランスがとれておらず、これは、今後は是正していく必要がある。

(5) 旭学園では、学園全体に対する経営情報の公開と危機意識の共有を目的に、毎年、理事長や法人本部長あるいは公認会計士等による財務状況に関する説明会を開催している（備付-111）。更に佐賀女子短期大学では、教授会等にて、学長より財務状況に関する説明が行われている。

**<テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源の課題>****課題Ⅲ-11**

平成 18 年度以降、学生数の減少により教育活動収支が赤字となり、過去に蓄積した資金の持ち出しが加速している状態にある。加えて施設の老朽化に備え、蓄積しておくべき施設更新資金が不足しており、緊急に改善を図るべきところだが、学校経営の性質上、業績の急速な回復は難しく、これまで実施してきた経営改革計画（原則退職不補充、早期退職の推進、給与制度の見直し、60 歳定年制、期末勤勉手当の削減等）を継続して、人件費の抑制に努める必要がある。また、教育の質の向上、地域連携の推進、グローバル化への対応、学生募集活動の強化、留学生の円滑な受け入れなど、競争力強化の取り組みについては粘り強く続け、段階的に改善していかなければならない。まずは、令和元年度末時点で、資金収支の均衡を必達目標とすることが課題となる。施設設備の将来計画についても、老朽化が進んでいる校舎の耐震工事、又は建直しに向け、検討していかなければならない。

**<テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源の特記事項>**

平成 30 年度は、令和元年度入学者選抜試験において、福祉施設との協力のもと、初めてミャンマーから介護福祉を学ぶ留学生を受け入れることとし、令和元年度、同国からの 19 名の留学生の受け入れが実現した。

### ＜基準Ⅲ 教育資源と財的資源の改善状況・改善計画＞

#### (a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

行動計画「人的資源に関しては、「原則欠員不補充」と「60歳定年制」を継続し、経営的にも教育的にも適性となる教員数を維持するための中長期にわたる人事計画の策定を進める。同時に、将来構想として学科・コースの改組も視野に入れながら、取得資格や開講科目の見直しを定期的に実施し、教員の過剰負担を回避し、教育力を損なわないよう点検・評価を続け、質的保障の維持を図る。」に対する実施状況

本学では、平成29年度に、学科の大幅な改編を行った。それまでのキャリアデザイン学科と健康福祉学科を、地域みらい学科として統合・再編し、それぞれの学科で行っていた栄養士、介護福祉士、養護教諭、医療事務等の養成を、一つの学科で実施している。この地域みらい学科の基本的な理念は、地域の活性化と地域のグローバル化に役立つ人材を育成し、「地域が要請する短期大学」を実現することであり、授業では、地域での体験活動を重視した幅広い科目を展開している。また、この改編に伴い、新たな教育目標のもと、学習成果の獲得向上を目指して教員を配置し、「原則欠員不補充」と「60歳定年制」を継続しながらも、教育特色に対応した教員の新規採用を行ってきた。カリキュラムのスリム化においては、各種指定規則との関連もあり、各コースの専門的分野でのカリキュラムは大きく変わってはいないが、基礎教育科目の統合を進めたことによって、部分的にはスリム化が実現している。

行動計画「研究活動の活性化のためには、学内組織のスリム化、並びに研究活動の規程整備、成果の公開促進など、研究活動を活性化させる体制作りに取り組んでいく。」に対する実施状況

教育改革を実現するために取り組んだ平成29年度の学科改編は、組織のスリム化にはつながらなかったが、研究活動を活性化するために、平成28年度より、「研究実施に係る全学的な事項を審議する規定」や「研究プロジェクトの自己点検・評価に関する規定」、「研究支援室設置に関する規定」、「人権保護及び法令の遵守に関する規定」を順次定め、専任教員の研究活動に関する支援体制を整えた。更に、時限的措置ではあるが、平成28及び29年度には、研究紀要を年2回発行して研究活動の活性化に取り組んだ。その結果、研究紀要への投稿は、以前と比較して一定数以上を確保できるようになった。また、研究紀要は本学のホームページに全編を掲載し、公表しているが、今後は、紀要以外の本学教員の業績を含めた機関リポジトリの作成を行っていく予定であり、研究活動の更なる活性化を目指しているところである。

行動計画「事務局は二グループ制（学生支援グループ・企画経営グループ）に再編されたが、業務内容の見直しやグループ間の連携強化を図っていく必要があり、事務局会議を通して改善に向けて取り組んでいく。」に対する実施状況

改善に向け、平成29年度にグループ制を総務課と学生支援課の二課制に戻した。また、事務局長、事務局次長、係長による「事務連絡会」を毎週1回、パートや臨時職員を含めた事務職全員による「事務全体会議」を毎月1回、定期的に開催し、情報の共有化、事務処理の効率化、各部署との協力体制作り等を改善して、絶えず業務の適正化と効率化に努めている。更に、教員との関わりにおいても、委員会活動を通じた連携だけでなく、学生

生活や指導に関する連携を強化し、教職協働の活性化に向けて取り組んでいる。

---

行動計画「学生に対するワンストップのサービスと入学から卒業までの総合的なキャリア支援・進路支援を行うために、教務課と学生支援課（学生支援と就職支援）を学生支援グループとして一箇所に集約した。しかし、同グループ所属の事務職員は実質2人減となっており、十分な学生支援業務が遂行できているのかどうかを見極めていく。また、入試業務については企画経営グループが担当しているが、入試広報室は独立した部屋になっているものの、個人情報管理の入試業務を企画経営グループが担当することが適正なものであるかどうかの再検討を行う。」に対する実施状況

平成29年度にグループ制を総務課と学生支援課の二課制に戻した際に、それまで企画経営グループに位置づけていた入試業務を学生支援課に移した。これにより、入学、奨学金、授業、免許資格取得、就職活動、卒業まで、学生部門としての一連の業務が三つの方針に沿った形で徐々に流れるようになり、横のつながりが明確になってきた。なお、グループ制以降は事務職員減の影響もあり、日常化した長時間労働が続いているが、教育環境整備に影響を与えないためにも職場の雰囲気作りに意識的に努め、改善に向けて取り組んでいる。

---

行動計画「SD活動に関しては、毎年、研修を行うことで、所属部署における学生支援の職務を充実させているが、今後、これらの研修を基に学生支援に関するPDCAサイクルを確立していく。」に対する実施状況

本学では、平成29年4月1日に制定した「佐賀女子短期大学SD研修に関する規程」に基づき、SD活動の活性化に取り組んでいる。令和元年度には、学内研修としてFD/SD研修会やSD研修会、更には学園内研修会に19回参加し、外部の研修会にも3回参加した。SD活動への参加は、職員の資質・能力の向上をはじめ、学習成果の評価活動への理解を深め、学習成果の獲得向上に向けた支援活動につながってきている。今後は、SD研修会をこれまで以上に実施し、教育・学習支援に関するPDCAサイクルのより一層の徹底と充実を図っていく予定である。

---

行動計画「教職員の勤務時間管理については、振替休日を含め、過剰労働を防ぐ職場の雰囲気作り等、企画経営グループで検討を始める。」に対する実施状況

令和元年度より、法律による労働時間の把握義務に従い、押印の出勤簿に加え、タイムカードによる出退勤の時刻を記録して、適正な管理ができるように努めている。また、本学では、衛生委員会を中心とする組織的な労務管理が展開されることとなり、衛生委員会が主体となって、2ヶ月に1回、長時間労働を是正するための全体的な勧奨に取り組んでいる。しかしながら、業務内容により労働時間等に大きな片寄りが見られるなど、組織的改善の強化を必要とする状況下であり、今後は、個別かつ具体的な勧奨を展開していく段階にある。

---

行動計画「物的資源に関しては、施設設備の充実喫緊の課題と認識し、優先順位を決めて、段階的計画策定の予算化を進める。」に対する実施状況

旭学園中長期施設整備計画案が令和元年度3月に策定されたことで、学園内で優先順位の高い短期大学の設備と校舎について、5～10年後の学生数等をシミュレーションした上で検討することになった。そしてシミュレーションも終わり、4号館と学生寮の耐震化を含めた施設設備計画を具体化するために、3月に発足した法人本部と合同の将来検討委員

会を中心に進めることになった。なお、現時点で、授業等の教育運営に関わる施設設備の改修等で喫緊のものについては、当初及び補正予算に組み込み、必ず行うようにしている。

---

行動計画「図書館に関しては、ソフト面では充実してきていると思われるが、手狭な感が否めない。図書館の座席数（81席）に関しては、対応を検討していく。」に対する実施状況

令和元年度、図書館は、その一角にあるブラウジングルームをラーニングコモンズへと改修し、Wi-Fi 環境とノートパソコンを常備した総合的な自主学習の場として、使い勝手のいい環境となった。また、前回の認証評価より7年が経ち、学生数も3割程度減ってきていることから、座席数は変わらないものの、空間的にも十分な広さが確保できており、学生や教員は研究活動やアクティブ・ラーニング等の場として、また、地域へは学習資源の場として活用されている。

---

行動計画「防災・防犯訓練は実施しているが、危機意識の喚起のためのマニュアル活用や新たな取り組みを学生部が中心となり検討する。」に対する実施状況

長年、4月の避難訓練及び11月の防火訓練を継続し、その意識啓発に努めてきた。今後は、危機意識を更に高めていくために、取り組みの内容や方法等について改善を図っていく段階にある。特に、本学は、女子の短期大学であることから、他の犯罪防止についての意識啓発や訓練も必要と捉えている。

---

行動計画「技術的資源に関しては、各教室の情報機器の設置・充実について、コンピュータ委員会を中心に、中長期の段階的な購入・更新計画の検討を始める。また、学生からは、Wi-Fiの利用範囲拡大に関する要望があることから、善処していく。」に対する実施状況

各教室の視聴覚機器に関しては、計画的に順次整備を進め、殆どの教室においてプロジェクターもしくはコピーボードの使用が可能となっている。また、学内の全ての建物には有線LAN及び無線LANを整備している。更に平成30年度には、可搬性の高いSSDを搭載したWindows10のノートパソコンを50台配置した他、令和元年度には画像処理用のノートパソコンを新たに18台配置し、第1・第2コンピュータ室のデスクトップパソコンについてはWindows10の新型機にリプレイスした。

---

行動計画「ICT教育関係機材及び小学校関連の授業で利用できるデジタル教科書の充実を図り、学生の資質・能力の向上に資する環境づくりに取り組む。」に対する実施状況

ICT教育関係機材についてはコンピュータの他に電子黒板、Wi-Fi環境等が着実に整備され、それらを用いた効果的な教育に取り組むと同時に、学生がそれらを使いこなすための学習機会を提供している。デジタル教科書は、比較的高価であるため導入数は少ないが、それぞれの教職課程で学生が体験することができ、実習指導等に活かせる環境を用意している。

---

行動計画「財務資源に関しては、平成27年度までの5ヶ年にわたる法人全体としての経営改善計画を策定し、実施中である。人事計画については、「原則欠員不補充」と「60歳定年制」の継続、併せて期末勤勉手当等の削減も実行して、収支の均衡を図る。施設設備の将来計画については、老朽化が進んでいる校舎の耐震工事又は建直しの計画的な予算化を進める。」に対する実施状況

文部科学省高等教育局私学部参事官の指導を受け、平成23年度から平成27年度までの

5ヶ年は、法人全体としての経営改善計画を策定・実施した。しかしながら改善が十分ではなく、引き続き平成28年度からも5ヶ年の改善計画を策定・実施し、教育改革及び学生募集活動の強化に努め、希望退職や期末勤勉手当の削減、給与表の見直し、外部資金の獲得、経費削減等にも取り組み、令和2年度には経営判断指標を「B0」から「A3」に引き上げることを目指した。その結果、平成29年度の文部科学省による経営改善計画のヒアリングをもって、文部科学省の指導は終了した。平成30年度からは、本学独自に経営改革計画を策定し、「A3」到達の実現を目指して努力しているところである。また、令和元年度3月には、旭学園中長期施設整備計画を策定し、概ね10年を目標に効率的な整備に努めることとしている。

#### (b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画（工程等を含む）

##### 課題Ⅲ-01 の改善計画

実務家教員の採用・昇任等に関する諸規定に関しては、文部科学省の定義に基づき、新たに整備していく。

##### 課題Ⅲ-02 の改善計画

研究紀要への投稿は、以前と比較して一定数以上を確保してきており、研究活動については活性化していると捉えている。また、研究紀要に関しては、令和元年度も本学のホームページに全編を掲載し、公表しているが、目標とするデータベース形式でのリポジトリの作成には到達していない。論文データの蓄積と論文要旨の作成はすでにできており、今後は、本学のWebページの大規模改修のタイミングに併せて、紀要以外の本学教員の業績を含めた機関リポジトリの作成を行っていく。

##### 課題Ⅲ-03 の改善計画

研究活動に関しては活性化しているという現状分析を行ったが、研究倫理の受審数は、令和元年度も低調であった。研究倫理教育の研修会では、受審改善を目指した意識啓発に取り組んでいるが、今後は、同啓発活動を様々な機会を捉えて展開するなど、更に有効な対応策について検討し、改善を図っていく。

##### 課題Ⅲ-04 の改善計画

本学は、グローバル化を推進しており、海外の提携校も増えている。したがって、「専任教員の留学、海外派遣、国際会議出席等に関する規程」については、他の学校の規程等を研究し、整備に向けて取り組んでいく。また、本学においては、教員の勤務に関連する規程は法人の所管する範疇にあることから、同規程の整備については、法人に働きかけながら策定を目指していく。

##### 課題Ⅲ-05 の改善計画

本学は、2つのコンソーシアムと1つのプラットフォームに所属しており、それらの組織が提供、後援する学習成果の獲得を目的とする様々な研修会に参加するケースも多い。

しかしながら、四年制大学の抱えている問題と、小規模な短期大学の抱えている問題とは異なっていることも多く、本学にとって必要な研修や情報が得られないことも少なくない。こうした課題に対応するために、令和元年度より、県内の短期大学と連携し、共同のFD研修会を開催する方向で調整を進めてきている。今後は、この方針のもとに、より良いFD研修会の開催を目指していく。

### 課題Ⅲ-06 の改善計画

事務職員個々の能力アップ、事務の効率化、及び大幅な業務の見直しを行う。また、週に1度の「事務連絡会」と、年に1度の「個人面談」は、各人と各部署の現状把握と情報共有に役立っていることから、今後も継続する。研修会参加や資格取得に関しては、幅広く挑戦することを励行し、専門的知識の修得を背景に、短期大学事務局内の配置替えを原則的に3年スパンで、状況の変化によっては年度途中であっても進めるべく検討する。SD活動に関しては、教職員全体を対象とした大掛かりなもの（FD/SD研修会）の他、事務局内だけのSD研修会の機会を増やし（これまでの4回/年から6回/年を目標とし）、教育・学習支援に関するPDCAサイクルのより一層の徹底と充実を図る。

### 課題Ⅲ-07 の改善計画

振替日、及び年次有給休暇の5日の取得を100%に近づける。また、一部の教職員に散見される長時間労働を是正するために、衛生委員会が主体となって2ヶ月に1回、計6回行ってきた全体的な勧奨に加え、今後は個別かつ具体的な勧奨を展開する。

### 課題Ⅲ-08 の改善計画

旭学園中長期施設整備計画案が法人本部から示され、令和元年度3月の理事会と評議員会で承認された。その中で、特に優先順位の高い短期大学の設備と校舎については、5～10年後の学生数等を追究した上で、令和2年度より耐震化等を早急に検討していくことが決定した。

### 課題Ⅲ-09 の改善計画

令和元年度は、全学共通で開講している「情報機器の操作」の科目において、インターネットリテラシーに関する教育を導入した。また、実習指導やキャリア教育等において、ネット情報の発信や拡散などのもつ危険性についても注意を促している。今後は、ネット社会に求められる様々なスキルやモラル等について十分に学習できるように、この学びの充実に向けた対策を更に講じていく。

### 課題Ⅲ-10 の改善計画

本学では、Moodle と呼ばれる e-ラーニングプラットフォームを用いたオンデマンド型の配信授業を計画しており、令和元年度には、全教職員を対象に、ネットを使った課題提出や、ネットを使った授業配信のFD研修を実施している。今後は、主に実習等で授業が休みになった場合の補講を、このような形式の学習で補填することができるように、授業形態の開発に取り組み、学習成果の獲得向上を目指していく。

**課題Ⅲ-11 の改善計画**

本学は、平成 30 年度に旭学園の経営改革計画を策定しており、これに基づき、具体的な目標を定めた改善に取り組んでいく。また、この計画を実現していくために、法人本部内に企画課を設け、その構成員が各学校の執行責任者となり、各実施項目（目標）に担当者を割り当てて機能化・実質化を図っていく。進捗状況の管理については「進捗状況報告書」を作成し、企画課において実施項目（目標）の達成状況を検証する。そして達成できなかった場合は、その課題を抽出し、改善点について検討・見直しを行う。今後は、このような PDCA サイクルの実施を通じて、経営改革計画の着実な実施による早期の収支均衡を達成し、施設設備の整備についての予算化を実現していく。

## 【基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス】

## [テーマ 基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップ]

## ＜根拠資料＞

提出資料	31. 学校法人旭学園寄附行為
備付資料	96. 学校法人旭学園規程集 グループウェア「desknet's NEO＞文書管理＞学園共通＞学園規程集」
	107. 監査報告書（2017年度）
	108. 監査報告書（2018年度）
	109. 監査報告書（2019年度）
	112. 理事長履歴書
	113. 学校法人実態調査表（写し）（2017年度）
	114. 学校法人実態調査表（写し）（2018年度）
	115. 学校法人実態調査表（写し）（2019年度）
	116. 理事会議事録（2017年度）
	117. 理事会議事録（2018年度）
	118. 理事会議事録（2019年度）
	119. 佐賀女子短期大学規程集 グループウェア「desknet's NEO＞文書管理＞短期大学＞規程集」
	120. 学長個人調書
	121. 学長教育研究業績書
	122. 評議員会議事録（2017年度）
	123. 評議員会議事録（2018年度）
	124. 評議員会議事録（2019年度）
	125. 事業計画書／予算書（2020年度）
	126. 役員名簿
備付資料 - 規程集	なし

**[区分 基準IV-A-1 理事会等の学校法人の管理運営体制が確立している。]**

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 理事長は、学校法人の運営全般にリーダーシップを適切に発揮している。
  - ① 理事長は、建学の精神・教育理念、教育目的・目標を理解し、学校法人の発展に寄与できる者である。
  - ② 理事長は、学校法人を代表し、その業務を総理している。
  - ③ 理事長は、毎会計年度終了後2月以内に、監事の監査を受け理事会の議決を経た決算及び事業の実績（財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書）を評議員会に報告し、その意見を求めている。
- (2) 理事長は、寄附行為の規定に基づいて理事会を開催し、学校法人の意思決定機関として適切に運営している。
  - ① 理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督している。
  - ② 理事会は、理事長が招集し、議長を務めている。
  - ③ 理事会は、認証評価に対する役割を果たし責任を負っている。
  - ④ 理事会は、短期大学の発展のために、学内外の必要な情報を収集している。
  - ⑤ 理事会は、短期大学の運営に関する法的な責任があることを認識している。
  - ⑥ 理事会は、学校法人運営及び短期大学運営に必要な規程を整備している。
- (3) 理事は、法令及び寄附行為に基づき適切に構成されている。
  - ① 理事は、学校法人の建学の精神を理解し、その法人の健全な経営について学識及び識見を有している。
  - ② 理事は、私立学校法の役員を選任の規定に基づき選任されている。
  - ③ 寄附行為に学校教育法校長及び教員の欠格事由の規定を準用している。

**<区分 基準IV-A-1 の現状>**

(1)① 学校法人旭学園の理事長は、学園の寄附行為（提出-31）、第3章「役員及び理事会」の第5条（役員）、第6条（理事の選任）の規定に従って、本学の建学の精神及び教育理念・目的を理解し、学園の発展に寄与できる者が選任されることになっている。

現理事長も以下に述べる本学園等での職務経歴（備付-112）から、建学の精神及び教育理念・目的を十分に理解し、本学園の発展に十分に寄与している。現理事長は、地元唯一の民間放送局であるサガテレビ（株）に35年間在職し、アナウンサーや報道記者としての経歴から、政財界から医療関係者、一般県民まで幅広いネットワークを持ち、同社ではリーダーシップが評価され報道制作分野で女性として初めての現場管理職（報道制作担当部長）となった。現場主義、スピード感覚、企画力は本学園からも期待され、平成26年4月に本学園の非常勤理事に就任した。そして、非常勤理事の4年間で少子化時代の私学経営の厳しさを経験するとともに、旭学園を発展すべく、平成30年4月に理事長に就任した。学園外出身の女性理事長誕生は女性活躍の時代を象徴するものとして地元で大きく報道され、学園全体のイメージアップにつながった。建学の精神や教育理念・目標の重要性をよく認識し、その実践については率先垂範を行ってきた。

また、学園外での活動も顕著なものがあり、学園の発展に大いに貢献している。佐賀県

の人事委員会委員（委員は人格が高潔で地方自治の本旨及び民主的で能率的な事務の処理に理解があり、且つ、人事行政に関し識見を有する者のうちから、知事が議会の同意を得て選任する者とされている。）を務めるほか、県内の女性ネットワークの核となっている「特定非営利活動法人女性参画研究会・さが」の副理事長として、男女共同参画に関する国の施策などについて子育てをしながら働き続けた経験をもとに、県や市、企業などの依頼を受けて講演活動を行っている。サガテレビ時代に広報を経験していることから、佐賀県教育委員会と佐賀大学教職大学院の要請を受け、県内の校長向け講習会で、「マスコミから見た学校の危機管理と広報」をテーマに講演を行うなど危機管理の知識も豊富である。また、佐賀県の伝統工芸「佐賀錦」の研究をライフワークとしており、佐賀県と佐賀大学が連携して立ち上げた「佐賀錦研究所」を拠点に、佐賀大学の客員研究員として後継者育成にも携わっている。この他、10年前には、女性活動支援、被災地支援、町の活性化支援を目的とする「ハンドメイドフェア さが・ひな市」を立ち上げ、毎年2日間のイベント期間中に4万6千人を集客するなど、ボランティアとしての活動にも積極的に取り組んでいる。更に、サガテレビ時代に医療担当記者として30年近くにわたって医療番組を作り続けており、医療・福祉分野にも造詣が深いことから、佐賀県医師会などでつくる公益財団法人佐賀県健康づくり財団の評議員も委嘱されている。理事長のこうした旺盛な対外的活動は、教育情報の発信や収集に有効に働いている。

②③ 理事長は、本学園の寄附行為（提出-31）の第10条（理事長の職務）の規定により、本法人を代表し、その業務を総理している。更に、毎年5月末には理事会（備付-116～118）及び評議員会（備付-122～124）を開催し、監事の監査を受け（備付-107～109）、理事会の承認を経た決算及び事業実績を評議員会に報告し、その意見を求めている。令和元年度決算は、令和2年5月26日に行われた。

(2)①②③⑤ 理事長は、本学園の寄附行為（提出-31）第14条（理事会）の規定に基づき、付議すべき事項を示して理事会を招集し、自ら議長となり、学校法人の意思決定機関として適切に運営している。また、同条には、「(理事会は) 法人の業務を決定し、理事の職務の執行を監督する」ことが規定されており、理事会は、短期大学の運営に関して法的な責任があることを認識している。更に、令和元年6月の理事会にて、短期大学学長より、令和2年度に認証評価を受けたい旨の提案が行われ、認証評価の内容、全職員向けの認証評価説明会の実施等が審議決定した（備付-118）。また、令和2年3月の理事会にて、短期大学基準協会が求める「理事会が認証評価に対する役割を果たし責任を負っている」という観点を確認し（備付-118）、令和2年度の事業計画に認証評価の実施について記載し説明している（備付-125）。また、現理事長はこれまでの経歴からも認証評価の重要性を十分に認識している。

④ 短期大学学長は理事であり（備付-126）、短期大学の発展に必要な情報について、逐次理事会に報告している。また、前述のように、理事長は、学園外での文教・福祉等の諸活動に携わっており、短期大学に必要な教育関係等情報の収集に協力している。学長もまた、「特定非営利活動法人被害者支援ネットワーク佐賀 VOISS」の理事長を兼任し、佐賀市教

育委員会委員を経験するなど学内の教育に活かすべく努力している（備付-120、121）。

⑥ 理事会は、学校法人運営及び短期大学運営に必要な規程として、「学校法人旭学園寄附行為」をはじめ、「学校法人旭学園管理運営規程」や「学校法人旭学園就業規則」等を適切に整備している（備付-96、113～115、119）。

(3)①② 理事は、私立学校法第 38 条に基づいた本学園寄附行為（提出-31）第 6 条（理事の選任）により選任されている。現在は、学園が有する各学校の学長、校長及び園長、並びに法人本部長及び同財務部長が選任され、更には、交代により、平成 26 年度から大学教育研究管理経験者及び民間報道機関在職経験者の 2 名を、平成 28 年度から学校法人経営経験者を、令和元年度から新たな弁護士を理事に委嘱し、健全な法人経営を遂行し学園の発展に尽力している（備付-113～115、126）。

③ 学校教育法第 9 条は、本学の「寄附行為」（提出-31）第 9 条（役員解任及び退任）の第 2 項に準用規定され、その (3) において「学校教育法第 9 条各号に掲げる事由に該当するに至ったとき解任できる」としている。

#### <テーマ 基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップの課題>

このテーマに関する課題は、特には見当たらない。

#### <テーマ 基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップの特記事項>

平成 30 年 4 月の理事長就任とともに、経営改革計画案の策定に着手し、短期大学・高等学校・こども園の長らによる協議を重ね、平成 30 年度～令和 2 年度までの 3 か年計画を策定して同年 7 月に理事会承認を得た。理事長を中心とする管理運営体制が就任後の早い段階で確立し、学生募集、財政運営、施設整備計画などの目標を共有したことで、学園一体となった改革への道筋が明確化し、改革のスピードがあがった。また、平成 30 年度における急激な入学者数の減を受け、理事長の持つ幅広い人脈を生かし、地域における深刻化する介護人材不足に対応するため対外折衝等を重ね、国の施策に合わせ平成 31 年 4 月に福祉とソーシャルケアコースにミャンマーから 19 名の留学生受け入れを主導し、入学者数増に成果をあげた。

## [テーマ 基準IV-B 学長のリーダーシップ]

## &lt;根拠資料&gt;

- |               |  |
|---------------|--|
| 提出資料          | なし   |
| 備付資料          | <p>28. シラバス (2019 年度)<br/>ウェブサイト「情報の公表 - 2. 修学上の情報等 - 3. (WEB シラバス)」<br/><a href="http://www.asahigakuen.ac.jp/sajotan/information/kouhyo">http://www.asahigakuen.ac.jp/sajotan/information/kouhyo</a></p> <p>31. (a) 教育カンファレンス資料 (2017年度)<br/>(b) 教育カンファレンス資料 (2018年度)<br/>(c) 教育カンファレンス資料 (2019 年度)</p> <p>119. 佐賀女子短期大学規程集<br/>グループウェア「desknet's NEO&gt;文書管理&gt;短期大学&gt;規程集」</p> <p>120. 学長個人調書</p> <p>121. 学長教育研究業績書</p> <p>127. 教授会議事録 (2017 年度)</p> <p>128. 教授会議事録 (2018 年度)</p> <p>129. 教授会議事録 (2019 年度)</p> <p>130. 委員会等の議事録 (2019 年度)</p> <p>131. 佐賀女子短期大学機構図 (2019 年度)</p> |
| 備付資料<br>- 規程集 | <p>8. 学校法人旭学園管理運営規程</p> <p>53. 佐賀女子短期大学教授会規程</p> <p>54. 佐賀女子短期大学統括会議に関する規程</p> <p>55. 佐賀女子短期大学運営委員会規程</p> <p>98. 佐賀女子短期大学学生懲戒規程</p> <p>148. 佐賀女子短期大学学長選考規程</p> <p>149. 佐賀女子短期大学選挙管理委員会に関する細則</p> <p>150. 佐賀女子短期大学学長候補者推薦委員会に関する細則</p>  |

**[区分 基準IV-B-1 学習成果を獲得するために教授会等の短期大学の教学運営体制が確立している。]**

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学長は、短期大学の運営全般にリーダーシップを発揮している。
  - ① 学長は、教学運営の最高責任者として、その権限と責任において、教授会の意見を参酌して最終的な判断を行っている。
  - ② 学長は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学運営に関し識見を有している。
  - ③ 学長は、建学の精神に基づく教育研究を推進し、短期大学の向上・充実に向けて努力している。
  - ④ 学長は、学生に対する懲戒（退学、停学及び訓告の処分）の手續を定めている。
  - ⑤ 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督している。
  - ⑥ 学長は、学長選考規程等に基づき選任され、教学運営の職務遂行に努めている。
- (2) 学長等は、教授会を学則等の規定に基づいて開催し、短期大学の教育研究上の審議機関として適切に運営している。
  - ① 教授会を審議機関として適切に運営している。
  - ② 学長は、教授会が意見を述べる事項を教授会に周知している。
  - ③ 学長は、学生の入学、卒業、課程の修了、学位の授与及び自ら必要と定めた教育研究に関する重要事項について教授会の意見を聴取した上で決定している。
  - ④ 学長等は、教授会規程等に基づき教授会を開催し、併設大学と合同で審議する事項がある場合には、その規程を有している。
  - ⑤ 教授会の議事録を整備している。
  - ⑥ 教授会は、学習成果及び三つの方針に対する認識を共有している。
  - ⑦ 学長又は教授会の下に教育上の委員会等を規程等に基づいて設置し適切に運営している。

**<区分 基準IV-B-1 の現状>**

(1)① 学長は、短期大学の運営全般に民主的リーダーシップを発揮することを信条としている。

学長は、本学学則第 42 条に基づき教授会を組織し、「佐賀女子短期大学教授会規程」（備付-規程集-53）に基づいて運営している。教授会は教学における最高審議機関という全学共通の認識があり、各種委員会等から上程された議案に対して、教授会に意見を求めることなく学長が個人の判断で取捨することはない。学長は、更に教授会の前に各学科長・部長等で構成する「運営委員会」を同委員会規程（備付-規程集-55）に基づき開催し、議案提出の部署に説明を求めて、議案を事前に十分理解するよう努めている。

毎月の定例教授会で、学長は、前回の教授会の議事録確認を行ったうえで、議事進行を司り、審議事項と報告事項全てに対し、質問や意見の集約に努めている。令和元年度は 25 回の教授会を開催した（備付-129）。また、学長は、平成 31 年 1 月より、教授会における審議・運営の迅速化、会議時間の短縮、教員内の情報共有化を一層図るため、月 2 回の教授会運営を実施している。教授会では、学長は教学運営の最高責任者として、教授会の意

見を参酌したうえで最終判断を行い、月一回の常任理事会、年に数回の理事会に参画している。

② 学長は、本学に 37 年の勤務経験を持ち、平成 30 年 4 月に学長に就任した。学長就任前は、こども学科教授として 13 年、こども学科（現こども未来学科）長 2 年、副学長 4 年の経歴を持った人物である（備付-120）。学長は、長年保育者養成に携わり、臨床心理学が専門分野である。これまで専門分野の教科書 11 冊を分担執筆している。また、臨床分野では、子どもと女性の支援活動への功績により学外団体からの受賞歴を持つ（備付-120、121）。現在、全国保育士養成協議会九州ブロック理事、平成 29 年度には優秀教員表彰を受けている。また、佐賀市教育委員等の要職歴も多く、地域への貢献度も高い（備付-120、121）。「佐賀女子短期大学学長選考規程」（備付-規程集-148）に基づき、学長の教育研究業績閲覧や所信表明を経て行われた学長への信任投票において、信任率は 75%であった。学長の人格、学識、大学運営の見識に対する教職員の評価指標の一つとして提示する。

③ 学長は、副学長時代から、基礎教育科目「旭の女性とみらい」（備付-28）の内容策定の中核を担い、内容の充実を図ってきた。この科目は、未来を見据えた女性の人材育成を目指し、学校行事や地域活動に主体的に参加し、教育理念、学園訓の精神を体験的に理解することを授業目標のひとつとした卒業必修科目である。令和元年度も学長として引き続き当該科目の単位認定者、全体の統括者として取り組んでいる。

④ 本学では、平成 27 年度に、佐賀女子短期大学学則第 44 条第 4 項に基づき、学生の懲戒に関して必要な事項を定める「佐賀女子短期大学学生懲戒規程」（備付-規程集-98）を制定した。同規程第 12 条（懲戒の発効）には、「懲戒は、教授会の意見を参酌して学長が行う。」と定めている。この規定に則り、平成 30 年度は不正行為をした学生 1 名に訓告の処分を行ったが、令和元年度には該当する学生はいなかった。

⑤ 学校法人旭学園管理運営規程（備付-規程集-8）第 15 条には、「学長は、短期大学の校務を掌り、所属の教職員を統督し、短期大学を代表する。」と定められている。学長は、副学長、事務局長と原則週一回の統括会議（備付-規程集-54）で情報共有をし、各部署に対し適正な役割遂行を求めている。

⑥ 本学には「佐賀女子短期大学学長選考規程」（備付-規程集-148）、「佐賀女子短期大学学長候補者推薦委員会に関する細則」（備付-規程集-150）、「佐賀女子短期大学選挙管理委員会に関する細則」（備付-規程集-149）があり、学長はこれらの規定に基づき選任されている。また、「佐賀女子短期大学学長選考規程」の第 6 条（学長の決定）に規定する、学長選考に係る全学教授会の構成員は、教授、准教授、講師、助教、助手並びに司書及び事務職員から成り立っていることから、学長就任後は全学的な協力が得られる仕組みになっており、教学運営の職務は円滑に遂行可能である。

(2)①②③④ 本学では、本学教授会規程（備付-規程集-53）に基づき、定例として毎月 1

回、入試や卒業判定の会議を含めると年間 25 回の教授会を学長が招集している。また、学長自ら議長となり、審議機関としての教授会を適切に運営し、学長は、学生の入学、卒業、課程修了、学位授与等をはじめ、自ら必要と定めた教育研究等に関する重要事項について、教授会の意見を聴取した上で決定している（備付-127～129）。招集にあたっては、年度当初に 1 年間の開催日程表を構成員に配付したうえで、事前に会議欠席願の提出を要請し、構成員の欠席をできるだけ避けるようにしている。また、毎回、事前に開催案内を配布し、議事予定項目とともに開催日時を通知している（備付-規程集-53）。

⑤ 教授会の議事録については、本学教授会規程（備付-規程集-53）第 9 条（議事録）、及び第 10 条（事務処理）の規定により、事務局（総務課）が作成し、保管している。また、作成した議事録は、学長、副学長、事務局長、事務局次長が回覧して誤記等がないかをチェックし、その後、教授会構成員に配付している。加えて、教授会規程第 9 条第 2 項の規定により、前回の議事録について、教授会の初めに学長が教授会構成員に確認を得ている。

⑥ 学習成果及び三つの方針については、本学教授会規程（備付-規程集-53）第 4 条（審議事項）第 1 号の「学生の入学及び卒業並びに学位授与に関する事項」、及び第 2 号の「教育課程及び授業に関する事項」で取り扱っている。また、学習成果及び三つの方針は、各学科で主に 1～3 月に時間をかけて 1 年間の評価・検証を行い、その結果報告を、毎年度末 3 月の全学討議「教育カンファレンス」（備付-31）の中で行っている。その折、学科より方針等について変更の申し出があれば、次年度の 4 月又は 5 月の教授会で審議している。

⑦ 学長は、緊急且つ重要な案件に関しては、「佐賀女子短期大学統括会議に関する規程」（備付-規程集-54）に基づき、副学長と事務局長から構成される統括会議にて、週に一度の定例あるいは緊急招集の上、大学の運営方針を決定している。学長は、副学長 2 名を教務部担当、学生部担当に振り分け、各部署との指示命令系統を明確にしている。月 2 回の運営委員会（備付-規程集-55）にて教授会審議事項、報告事項の事前学習会を開催する他、関係部署、理事長、学園本部に対しメール会議を設け、情報共有と合意形成に努めている。また、本学教授会の下部組織として、学習支援関係に 6 つ、生活支援関係に 4 つ、就職支援関係に 1 つ、入試関係に 2 つ、教育・研究関係に 2 つ、地域貢献関係に 1 つ、組織・人事関係に 5 つの常置委員会を設置し（備付-131）、それぞれの設置規定等（備付-119）に基づいて各委員会を適切に運営している（備付-130）。

#### <テーマ 基準Ⅳ-B 学長のリーダーシップの課題>

このテーマに関する課題は、特には見当たらない。

#### <テーマ 基準Ⅳ-B 学長のリーダーシップの特記事項>

特になし。

## [テーマ 基準IV-C ガバナンス]

## &lt;根拠資料&gt;

- |               |   |
|---------------|---|
| 提出資料          | なし  |
| 備付資料          | <ul style="list-style-type: none"> <li>107. 監査報告書 (2017 年度)</li> <li>108. 監査報告書 (2018 年度)</li> <li>109. 監査報告書 (2019 年度)</li> <li>116. 理事会議事録 (2017 年度)</li> <li>117. 理事会議事録 (2018 年度)</li> <li>118. 理事会議事録 (2019 年度)</li> <li>122. 評議員会議事録 (2017 年度)</li> <li>123. 評議員会議事録 (2018 年度)</li> <li>124. 評議員会議事録 (2019 年度)</li> <li>132. ウェブサイト「情報の公表 - 1. 教育研究上の基礎的な情報、2. 修学上の情報等、4. 上記以外の情報」<br/><a href="http://www.asahigakuen.ac.jp/sajotan/information/kouhyo">http://www.asahigakuen.ac.jp/sajotan/information/kouhyo</a></li> <li>133. ウェブサイト「情報の公表 - 3. 財務情報」<br/><a href="http://www.asahigakuen.ac.jp/sajotan/information/kouhyo">http://www.asahigakuen.ac.jp/sajotan/information/kouhyo</a></li> </ul> |
| 備付資料<br>- 規程集 | <ul style="list-style-type: none"> <li>1. 学校法人旭学園寄附行為</li> <li>34. 学校法人旭学園財務書類閲覧規程</li> </ul>   |

**[区分 基準IV-C-1 監事は寄附行為の規定に基づいて適切に業務を行っている。]**

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 監事は、学校法人の業務及び財産の状況について適宜監査している。
- (2) 監事は、学校法人の業務又は財産の状況について、理事会及び評議員会に出席して意見を述べている。
- (3) 監事は、学校法人の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2月以内に理事会及び評議員会に提出している。

**<区分 基準IV-C-1 の現状>**

(1)(2)(3) 監事は会計年度毎に監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2ヵ月以内に理事会及び評議員会に提出している(備付-107~109)。更に、毎回、理事会・評議員会に出席し、財務面及び業務面における問題に関して意見を述べている(備付-116~118、122~124)。特に、最近では、平成30年度に作成した旭学園経営改革計画案、令和元年度の寄附行為の改正案、中長期施設整備計画案について、審議する評議員会・理事会に出席し、予算の執行はもとより、業務の適正な運営に積極的に参画している。

**[区分 基準IV-C-2 評議員会は寄附行為の規定に基づいて開催し、理事長を含め役員の諮問機関として適切に運営している。]**

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 評議員会は、理事の定数の2倍を超える数の評議員をもって、組織している。
- (2) 評議員会は、私立学校法の評議員会の規定に従い、運営している。

**<区分 基準IV-C-2 の現状>**

(1)(2) 令和元年度の評議員数は23名、理事の数は9名であり、諮問機関としての評議員会が、学園の予算及び事業計画並びに各学校の運営全般にわたり幅広く意見聴取し、十分機能できる体制をとっている(備付-規程集-1)。また、評議員会の冒頭には、必ず会議の開催主旨(私立学校法の評議員会の規定に基づく内容確認)を説明した上で、忌憚のない意見を求めている(備付-122~124)。

**〔区分 基準IV-C-3 短期大学は、高い公共性と社会的責任を有しており、積極的に情報を公表・公開して説明責任を果たしている。〕**

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学校教育法施行規則の規定に基づき、教育情報を公表している。
- (2) 私立学校法の規定に基づき、財務情報を公開している。

#### ＜区分 基準IV-C-3 の現状＞

(1) 本学では、学校教育法施行規則第172条の2の規定に基づき、教育研究活動等の情報については本学のホームページで公表している（備付-132）。

(2) 本学園においては、寄附行為（備付-規程集-1）第28条（財産目録等の備付け及び閲覧）に、「この法人の設置する私立学校に在学する者その他の利害関係人から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを（財産目録等を）閲覧に供しななければならない」と規定されており、更には、私立学校法第47条第2項に基づく「学校法人旭学園財務書類閲覧規程」（備付-規程集-34）が定められており、財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書、及び監査報告書については本学のホームページで公表している（備付-133）。

#### ＜テーマ 基準IV-C ガバナンスの課題＞

このテーマに関する課題は、特には見当たらない。

#### ＜テーマ 基準IV-C ガバナンスの特記事項＞

特になし

#### ＜基準IV リーダーシップとガバナンスの改善状況・改善計画＞

(a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

前回の認証評価を受けた際には、基準IVにおける課題は見当たらず、行動計画は作成していない。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

この基準の各テーマには課題が見当たらず、改善計画についての記載事項はない。